

平成20年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成20年 6月 6日 開会

）

平成20年 6月20日 閉会

吉田町議会

平成20年第2回吉田町議会定例会会議録目次

6月6日 本会議（開会日）

| | |
|------------------------|----|
| ○町長あいさつ | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| ○諸報告について | 5 |
| ○議会閉会中の委員会活動報告 | 19 |
| ○議案第34号～議案第38号の一括上程、説明 | 23 |
| ○報告第1号、報告第2号の報告 | 24 |
| ○議案第36号の質疑、討論、採決 | 24 |
| ○散会の宣告 | 28 |

6月17日 本会議（一般質問）

| | |
|--------|----|
| ○開議の宣告 | 29 |
| ○一般質問 | 29 |
| 杉村嘉久 | 29 |
| 佐藤正司 | 39 |
| 八木栄 | 50 |
| ○散会の宣告 | 64 |

6月18日 本会議（一般質問）

| | |
|----------|-----|
| ○開議の宣告 | 65 |
| ○議事日程の報告 | 65 |
| ○一般質問 | 65 |
| 藤田和寿 | 65 |
| 大塚邦子 | 77 |
| 勝山徳子 | 89 |
| ○散会の宣告 | 101 |

6月20日 本会議（閉会日）

| | |
|------------------------|-----|
| ○開議の宣告 | 103 |
| ○監査の結果報告について | 103 |
| ○第34号議案の質疑、討論、採決 | 109 |
| ○第35号議案の質疑、討論、採決 | 109 |
| ○第37号議案の質疑、討論、採決 | 110 |
| ○第38号議案の質疑、討論、採決 | 110 |
| ○日程の追加について | 111 |
| ○第39号議案の上程、説明、質疑、討論、採決 | 112 |
| ○吉田町農業委員会委員の推薦について | 132 |
| ○吉田町議会行政視察について | 133 |
| ○議員派遣について | 134 |
| ○議会閉会中の委員会継続調査について | 134 |
| ○町長あいさつ | 135 |
| ○議長あいさつ | 137 |
| ○閉会の宣告 | 137 |

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日ここに平成20年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

さきの臨時議会におきまして地方自治法第98条第2項に基づき、監査委員に監査請求をお願いいたしました。監査委員におかれましては、現在調査をしていただいております。本定例会中に監査結果報告をいただけるようになっております。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

私は平成15年の最初の議会、6月議会でございますけれども、そのときから常にこの定例会に臨むに当たりまして、みずからに投げかける言葉がございます。

私は気の小さな臆病な人間でございます。事に臨むに当たりまして常におのれの精神というものを鼓舞しなければなりません。中国の史書「呉子」に次の一節がございます。「凡そ兵戦の場は屍を止むるの地なり。死を必ずすれば則ち生き、生を幸れば則ち死す」。その意味は、戦場というものは死体をさらす場所である。死を覚悟して戦えば生き延びることができて、生きて帰らんと願えば必ず死ぬと。事に臨んで生あるを願わず、死あるを望むと。そのようにして定例会に常に臨んでまいりました。

私も議員の皆様とともに選挙で選ばれた政治の人間でございます。私は町長という名のもとに、執行権という行政を総覧し、議会の皆様は議決権という名のもとに行政をチェックする。そして、この場において互いに相切り結ぶ兵戦の場であると私は思っております。その評価というものは、時の経過とともに吉田町の町民が判決を下します。中曽根首相が「ときに政治家は歴史という法廷において裁かれる」と申されました。我々も常に裁かれる身であると思っております。本定例会もここで切り結ぶことが吉田町の、また吉田町の町民にとりましてよき結果であることをこいねがい、簡単でございますけれども6月定例会のあいさつといたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成20年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、13番、大塚邦子君、1番、佐藤正司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月6日から6月20日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日6月6日から6月20日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

◎諸報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

①、5月19日（月曜日）、静岡市県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。

議事として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、審議の結果、会長に私、吉田町の吉永、副会長に駿東郡小山町の梶 繁美議長、監事に賀茂郡南伊豆町の渡邊嘉郎議長と周智郡森町、渡邊輝良議長が選任されました。

県町村議会議長会会長をお引き受けするに当たり、まず第一に地元を優先することを考えております。議員各位におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

そのほか、平成20年度の今後の主要行事予定について連絡があり、閉会しました。

②、5月20日（火曜日）、21日（水曜日）の両日、東京メルパルクホールにおいて、第33回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、新たな地方分権改革の進捗状況や今後の方向性について理解を深め、町村・議会の活性化に資することを目的に開催されたものであります。正副議長が参加いたしました。

研修内容は、講演が主であり、4人の方からの講演とシンポジウムがありました。

講師とテーマは、一つ、伊藤忠商事株式会社取締役会長で、国の地方分権改革推進委員会委員長、丹羽宇一郎氏による「汗だせ、知恵だせ、地方分権」、そしてもう一つは、エッセイスト・タレントのイーデス・ハンソン氏による「地球に優しい暮らし方」、三つ目は、早稲田大学教育・総合科学学術院教授で、総務省・過疎問題懇談会座長、宮口侗廸氏による「国民の新しいふるさととしての町村の存在価値と役割」、もう一つは、秋田県大潟村村長、黒瀬喜多氏による「住民自治の村づくりへの取り組みについて」、もう一つは、シンポジウム「あるべき議会像を求めて、わが議会の活性化実践例」と題し、コーディネーターとして中央大学法学部教授、第3次地方（町村）議会活性化委員会委員、岩村都南雄氏、パネラーとして秋田県大潟村村長、山形県庄内町議会議長、長野県箕輪町議会議長、鹿児島県さつま町議会議長によるフリーディスカッションが行われました。大変有意義な講演・シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思っております。

③、6月2日（月曜日）、静岡市のホテルセンチュリー静岡において、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには正副議長が出席をいたしました。

総会の議事として、1、平成19年度事業実績及び歳入歳出決算について、2、平成20年度事業計画及び歳入歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

続いて、政策研修会が開催され、スズキ株式会社取締役会長の鈴木 修氏の「自治体の行財政改革」と題しての講演がありました。浜松市における行財政改革推進審議会の取り組み結果や合併についてのお話があり、情報公開の必要性など大変有意義な講演でありました。また、総会に先立ち理事会が開催され、総会提出議案の審議が行われました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御承知願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いをいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の

概況等について御報告申し上げます。

皆様方御承知のとおり、我が国を取り巻く経済、社会環境は大きく変化しており、グローバルな競争の激化や少子高齢化、人口減少社会を迎え、内外に課題が山積しております。このような社会情勢の中、5月20日に閣議決定された政府の「2008年高齢社会白書」によりますと、65歳以上の全高齢者のうち、2017年には75歳以上の後期高齢者人口が1,757万人と前期高齢者の人口の1,740万人を上回る見通しになるとともに、2055年には総人口が9,000万人を割り込み、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると紹介しております。

この急激な人口減少社会の到来の中、幸いにも我が町は人口増加基調を崩していない状況にあります。高齢化は確実に進んでおりますので、将来に向けて引き続き、少子化と高齢化が同時に並行して進む社会、言いかえれば少子化する高齢社会を活力あるものとする施策を展開していかなければならないと考えております。

それでは、当町の平成20年度事業の進捗状況などにつきまして御報告申し上げます。

最初に、健康づくり事業についてであります。寝たきりの原因と言われている生活習慣病や身体活動の低下を予防し、健康の維持増進を図る手段の一つとして、ストックを利用したウォーキング教室、いわゆる「若返り貯筋塾」を昨年度から開催しておりますが、本年度も引き続き1教室6回の平日、これは月曜日でございますけれども、このコース及び日曜コースをそれぞれ6月及び10月から開催するとともに、「ストックウォーキング体験教室」も6月から毎月1回の開催を予定しております。

また、昨年度「若返り貯筋塾」に参加された方々が、本年度はサポーターとして活躍していただけるように「ストックウォーキングサポーター養成講座」を開催するとともに、指導者の拡大を図るため、町内の運動指導者等を対象とした「ストックウォーキング指導者研修会」の開催も予定し、健康の維持増進のための運動の一層の普及と定着を目指しております。

平成18年度から実施しておりますヨガ講座は、「しあわせヨガ講座」として6月から1教室8回の平日、これは火曜日でございますが、このコースと日曜日コースを、10月からは1教室8回の日曜日コースをそれぞれ予定しております。そのほかダンベル体操など健康づくりのためのさまざまなプログラムを今後順次実施してまいりたいと考えております。

次に、社会教育の中で進めている健康づくり事業であります。医療の進歩や生活水準の向上などにより年々平均寿命が延びるとともに高齢化が進展する中、町民の皆様により一層健康で充実した生活を送っていただくためには、みずから健康第一に生活しようとする意識づくりが大切であると考えております。

本年度は、生涯学習の一環として、昨年度作成いたしました吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY！」の練習会を町内各地域で開催しておりますが、新たにソフトラニング教室も開催し、町民の皆様方の健康づくりに取り組んでおります。

吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY！」は、去る4月29日の「第16回吉田町みどりのオアシスマつり」において、この曲を歌っているアイドルグループのオレンチェを招き、町民の皆様方に曲とダンスを盛大に初披露することができました。

町では、「ダンスで健康、ストレス解消」を合い言葉に、吉田町ダンス健康づくり推進委員会のメンバーを中心に、5月から住吉会館や川尻会館等で練習会を開催しております。今後は、町民の皆様方に練習会場へ足を運んでいただき、楽しくダンスを踊り、みずからの健康づくりに役立たせていただけることを強く願っております。

なお、8月の「吉田町港まつり花火大会」や11月の「小山城まつり」においてもアイドルグループを招き、吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY!」の曲とダンスを披露する予定であります。

また、ソフトランニング教室であります。町民のだれもが気軽に参加し、運動の基本である走ることの楽しさを体験することによりスポーツに対する関心を深めるとともに、走ることを通してみずからの健康増進を図ることを目的に実施しております。

教室は、教員退職者や陸上経験者に講師を務めていただき、4月から毎月2回、午後7時から8時半までの1時間半、吉田中学校グラウンドで正しい歩行やミニハードル走などを行っております。今後、教室に数多くの町民の皆様方が参加され、ランニングの楽しさを知っていただきながら、みずからの健康を増進させていただけるように取り組んでまいります。

次に、子育て支援事業について御報告申し上げます。

まず、昨年の6月から開設しております「わかば」子育て支援センターであります。平成19年度中の利用者数は親子合わせて5,103人で、1日平均23人強となっております。

親と子の触れ合いの場として、また親同士の交流の場として、育児相談を初め各種の乳幼児教室、絵本の読み聞かせなど、さまざまな内容で子育て支援を展開しておりますが、本年度からは専任の職員を1人増員して体制を強化するとともに、今後はさらに町内各地域における身近な子育て支援を推進するため、自治会館等の地域の施設を利用した事業展開を計画してまいりたいと考えております。

また、放課後児童クラブ事業であります。平成20年度当初の利用児童数は3学区全体で178人と、平成15年度の39人に比べ、実に4.5倍以上となっております。放課後児童クラブは、1年生から3年生までの異なった学年の児童が、遊びや学習などを通じて交流できる貴重な体験の場であり、この集団活動において養われる「友達を思いやる心」や、基本的な生活習慣を身につけるための「しつけ」は、この学童の時期における貴重な「育ちの糧」となるものと確信しております。

また、この6月から、障害児を対象とした吉田町障害児放課後児童クラブ事業を神戸集落センターにおいて実施しております。

この放課後児童クラブは、平日において週2日、長期学校休業日には週5日の開設を計画し、現在、藤枝特別支援学校の在校生が7人と町内小学校の特別支援学級児童1人の計8人が登録を済ませ、順次利用しております。今後、事業を進めながら事業内容を検証し、障害児の放課後活動の支援と事業の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、教育環境の整備について御報告申し上げます。

初めに、ちいさな理科館事業についてであります。さきの3月議会において御報告させていただきましたとおり、平成20年度は具体的な建設に関する内容と、運営に関する組織づくりを行うため、建設委員会とその下部組織としての運営委員会を立ち上げることであります。

運営委員会では、昨年度の建設準備委員会が提出しました報告書をもとに、具体的な建設に関する内容と、運営に関する内容の原案を作成し、この原案をさらに審議し、理科館の基本設計、実施設計の着手と理科館運営の方法と組織づくりに取り組んでまいります。

建設委員会の委員には、大学教授、元学校校長、NPO団体にかかわっておられる方、町内企業関係者、学校関係者などを予定しております。一方、運営委員会の委員は、町内在住

の小学校教員に委嘱しております。

昨年7月の小・中学生と保護者へのアンケート結果、さらに公聴会での御意見等には、理科館に期待する声が多く寄せられており、ちいさな理科館事業は本町の重要な教育施策の一つとして考えておりますので、事業推進に向け、格段の御理解を賜りたいと存じます。

次に、学校における緊急連絡網整備事業について御報告申し上げます。

3月議会でお知らせしました町内小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、電話、メール、ファクス等を利用し、文字や音声により一斉に情報を配信するシステムの導入作業を進めております。

メールによる一斉連絡システムにつきましては、大阪教育大学附属池田小学校を初め、多くの小・中学校で導入されており、近隣市町の小・中学校でも導入され始めておりますが、本町の導入するシステムは、さらに進んだシステムで、学校のパソコンから保護者の持つ電話、メール、ファクスなどの受信媒体に対し一斉に情報を発信し、しかも受信確認がとれない場合は第二、第三の受信媒体に対し、追尾して送信できるシステムであり、携帯電話以外の受信媒体も選択でき、携帯電話を持たない方に対しても同じように連絡がとれるというシステムであります。

このシステムを採用することにより、災害時における児童の引き渡しの連絡、雨天時の学校行事の中止の連絡など、短時間で保護者の皆様方への確実な連絡が可能となります。

現在、関係者への説明会、保護者への周知、受信者登録及び試験通信などの作業を行っており、システムの本稼働は6月中を予定しております。

続きまして、図書館について御報告申し上げます。

図書館では、「休館日を減らしてほしい」という町民の皆様の御要望にこたえるため、昨年10月から休館日と開館時間を変更し、試行的に実施しております。

オープン以来続けてまいりました毎週月曜日と火曜日の休館日を毎週金曜日の1日に変更したわけですが、従来の勤務体制等を変更することなくこれを実施するには、職員の絶対数が不足しますが、さりとて増員も困難であると判断し、勤務体制を2交代制から統一勤務制に変え、あわせて開館時間もやむなく1時間短縮し、午前10時から午後6時までとさせていただきます、試行の実施に踏み切りました。試行後半年が経過し、現在は利用者の皆様方に新しい休館日と開館時間が定着しつつあると感じられる状況になっております。

また、今回の試行に際し、休館日の変更につきましては、これまでのところ御意見、御要望は1件も届いておりませんが、開館時間につきましては、仕事帰りに利用していた30歳代、40歳代の皆様から、「元に戻していただきたい」とか、「せめて週1日ぐらいは7時までに戻してほしい」という御意見、御要望が、図書館内の「みんなの広場」に設置してあります意見箱に13件ほど寄せられております。

休館日を1日減らしたことにより、半年間で開館日数は136日となり、前年度の同時期に比べ18日増えております。経費面では、経常経費であります日常清掃業務費が約42万円、光熱水費等が約19万円、合計で約61万円ほど増加いたしました。

また、職員の勤務体制を2交代制から統一勤務制に変えたことにより、これまでカウンター業務に追われておりました職員は、本来図書館が行わなければならない業務、例えば棚を点検して本をあるべき位置に整え、傷んだ本や使われなくなった本を抜き出す作業などに従事できるようになってまいりました。この結果、半年間で約8,000冊の除籍作業を行うこと

ができました。

今後は、御要望にもあります閉館時間の延長につきまして、週1日程度の時間延長の実施を視野に入れながら、引き続き試行を続け、サービスの充実とより効率的で効果的な図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路整備事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございますが、現在、東名吉田インターチェンジから国道150号線までの区間につきましては、主要地方道島田吉田線バイパスと位置づけられ、県が事業主体となって事業を進めております。

このうち、東名吉田インターチェンジから富士見幹線までの区間につきまして既に用地買収も終了し、工事を進めているところでありますが、7月中旬をめどに供用を開始する予定であると伺っております。

今後は、富士見幹線から国道150号線までの区間につきましても、早期に完成できるよう県に対して要望してまいりたいと思います。

一方、国道150号線から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めております。昨年度は、水路のつけかえ工事を主体に整備を進めましたが、本年度は道路側溝及び舗装工事を計画しております。

続きまして、都市計画道路榛南幹線でございますが、現在、住吉幹線から海岸幹線までの区間を県と町の事業区間に分けし、整備を進めており、本年度は両区間とも引き続き用地取得を進める計画となっております。

なお、海岸幹線から坂口谷川を渡り、国道150号線との合流地点までの区間につきましては、県が事業主体となり事業に着手しておりますが、昨年8月に地元説明会を開催し、地権者の皆様の御協力を得て測量調査を実施いたしました。

今後の予定といたしましては、再度地元説明会を開催して、測量結果を地権者の皆様に説明し、用地取得を進める計画であると伺っております。

また、整備を進めている湯日川にかかる橋梁工事につきましては、現在、左岸堤の橋台1基を整備している状況であります。

その他、大幡川幹線につきましては、中央幹線との交差点から横手橋までの区間の歩道工事及び舗装工事、中央幹線につきましてはL型側溝工事等を町道西の宮線から町道本田線までの区間、計画に基づき整備してまいります。

続きまして、「緑化思想の普及」についてでございます。

町民が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な文化生活の営みができるよう制定しました「吉田町緑のオアシス条例」に基づき、本年も4月29日の昭和の日に県営吉田公園において「第16回吉田町みどりのオアシスマつり」を開催し、緑化の推進と保全、緑化思想の高揚を図りました。当日は晴天に恵まれ、約1万6,000人の皆様に来場していただき、盛大に祭典をとり行うことができました。

また、森林づくりや緑化を進める目的で毎年実施しております「春季緑の募金」について町内各世帯に御協力をお願いしましたところ、多くの皆様から募金をしていただくことができました。森林は水を蓄え、土砂の流失を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止してくれます。今後も一層緑化の推進、保全及び思想の普及に努めていく所存でございますので、引き続き皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、吉田漁港の整備につきまして御報告申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保や、漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成13年度から国と県の補助を受け、地域水産物供給基盤整備事業として整備を進めているところであります。

本年度の整備につきましては、昨年度実施しました2号岸壁の防食工事を引き続き実施するとともに、岸壁の防食工事を進めるための港内泊地浚渫工事や、船舶の航行の安全確保を図るための航路浚渫工事を実施いたします。

また、漁業従事者の安全を確保するため、県の補助を受け、小規模局部改良事業として東側泊地の5号岸壁に車どめ施設を設置する工事を引き続き実施いたします。今後も漁業関係者と連携をとりながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、吉田漁港津波防災ステーションの整備についてであります。昨年度、被制御所から津波防災ステーションとなる役場庁舎までの光ケーブルの埋設工事、大幡川水門電気設備工事を完了し、本年度の整備としましては、役場庁舎内のセンター設置箇所の改修工事や表示処理装置、CCTV操作器及び遠隔制御親局装置などのセンター設備の設置工事を実施いたします。地元自主防災会の皆様の不安や負担を解消し、地域住民が安心して暮らせるよう、平成21年度完成に向け整備を進めてまいります。

次に、公共下水道事業につきまして御報告申し上げます。

下水道事業につきましては、これまで同様、汚水処理施設整備交付金を活用し、平成20年度から平成22年度までの3カ年計画で合併処理浄化槽事業とあわせた整備を進めていく予定であります。

本年度に整備を予定している施工箇所は、住吉地区では、吉田中学校の通学路である東村上組2号線と、川尻地区では通称・大道の名で親しまれている山通り浜河原線を中心に面整備を進め、管延長にして約3キロメートルの布設工事を行う予定であります。

地域住民の快適な生活環境を整備するとともに水環境の保全を図る下水道事業につきましては、長い期間と多額の事業費を伴う事業であることを町民の皆様方に御理解いただいた上で取り組んでまいりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

町では、安定した水の供給を推進するため、平成20年度においても施設の整備、老朽管の布設がえ、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事を進めております。

第6期拡張事業に伴う施設の整備事業としまして、本年度は除鉄除マンガン装置の設置、第2浄水場管理棟の建築、両施設の電気・計装設備工事及び送・配水ポンプ設置工事を予定しております。

また、除鉄除マンガン施設築造関連工事で大幡住吉線導・配水管布設がえ工事を、第2浄水場築造関連工事では東名大井川線導・配水管布設工事を計画しております。

次に、第8水源非常用発電機の設置工事ではありますが、この事業は災害時の緊急時に、より迅速かつ安全な給水を行うための事業であります。

次に、老朽管布設がえ事業としまして、毎年度計画的に実施しております石綿管布設がえ工事でございますが、本年度は日の出線外1路線配水管布設がえ工事を既に発注しており、今後発注を予定しております古川川尻線配水管布設がえ工事の実施により、約751メートルの石綿管を布設がえする計画でございます。

他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事でございますが、公共下水道事業関連で531メートル、道路改良事業関連160メートルの布設及び布設がえ工事を計画しております。他事業関連の工事につきましては、各事業関係者と連絡を密にし、十分な協議、調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。今後も、水道施設の整備等を計画的に推進し、安全かつ安定した給水に努めてまいります。

続きまして、人事評価制度についてであります。職員の人材育成を積極的に推進するため、平成21年度の導入に向けて昨年度から民間経営手法のノウハウや先進自治体への導入実績が豊富な学校法人産業能率大学の支援を受けて、人事評価制度の構築を進めております。

これまでに、全職員を対象に職員の意識調査を初め、人事評価制度の意義を学ぶ研修を実施したほか、現在は、吉田町職員の目指すべき職員像実現を図るための人事評価制度の詳細設計に取り組んでおります。

今後は、人事評価制度における目標設定研修を職階別に行い、年度末までには人事評価マニュアルを策定してまいりたいと考えております。

地方分権の進展が本格化している中、職員が激変する行政課題に柔軟に対応し、確かな町づくりを進めることができるよう、今後とも人材育成に関しましては力を入れてまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援をいただきますようお願い申し上げます。

次に、戸籍謄抄本等の交付請求及び戸籍の届け出をする場合の本人確認について御報告申し上げます。

昨年の通常国会におきまして戸籍法の一部が改正され、本年5月1日から施行されることになりました。この改正は、個人情報保護の観点から、戸籍の公開制度を見直し、戸籍謄抄本等の交付請求及び戸籍の届け出を受理する場合には本人確認を実施することを新たに規定したものであります。

また、戸籍法の一部改正に伴い、住民基本台帳法及び同法施行規則の一部が改正されましたが、当町におきましても成り済まし防止等を図るため、法令改正の趣旨に則した要綱を制定して、本人確認をより厳格化し、5月1日から運転免許証や旅券、保険証などで本人確認を実施しているところであります。

町では、広報や窓口でのPRを初め、ホームページの郵便請求欄の変更など制度改正の周知徹底を図ってまいりましたことから、1カ月余りが経過した現時点におきましてもトラブルもなく、おおむね住民の皆様方には御理解いただいたものと判断しております。今後もよりよい住民サービスに努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度の改正について御報告申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律、高齢者の医療の確保に関する法律の施行を受けて、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法規則等の一部を改正する省令等が公布されたことにより、国民健康保険制度も改正され、本年4月30日から施行されました。

主な改正点を申し上げますと、保険税の賦課額は基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額となりました。これは、後期高齢者医療制度の創設に伴う、後期高齢者支援金を拠出するための変更であります。当町ではこれまでの基礎賦課額を分割して振り分け、税率等は据え置きとしてあります。

なお、限度額につきましては、従来の基礎賦課額の56万円を、改正により基礎賦課額は47

万円、後期高齢者支援金等賦課額は12万円としたものであります。

また、後期高齢者医療制度に移行しても、同一世帯の国民健康保険被保険者の保険料が従前と同程度となりますよう、世帯別平等割額を5年間軽減するほか、65歳以上の被用者保険の被扶養者に対する減免措置が2年間行われること、徴収方法はこれまでの普通徴収に加え、65歳以上で一定の条件に当てはまる方は、年金からの特別徴収となります。

なお、納期につきましては回数を6回から8回とすること、これまでの仮算定をやめることで、納税義務者の税負担の軽減を図ることにいたしました。

医療制度改革に伴い、国民健康保険制度が大きく変わる中、今後とも安定的運営と健全な保険財政の確保に努めてまいり所存であります。

続きまして、吉田町一般廃棄物処理基本計画の見直しについて御報告申し上げます。

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされております。

これまでの基本計画は、平成24年までを計画期間として平成9年度に策定したもので、おおむね5年ごとに、または必要が生じた場合には随時見直しを行うものとなっておりましたので、廃棄物に係る法整備が進み、主に容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等が整備され、策定時点とは状況が大きく異なっておりましたことから、平成19年度において見直しを実施いたしました。

見直し後の新たな計画は、町民・事業者及び行政がそれぞれの自主的な取り組みと協働のもと、廃棄物の排出抑制、資源の有効な再利用、再生利用を行うスリーアールの推進と廃棄物に対する適正な収集運搬、中間処理、最終処分場の確保を進めることで循環型社会を構築することを目的として、平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間で計画期間と定めたものであります。

今後とも本計画と第4次吉田町総合計画にうたいました「安全で安心、快適なまちづくり」の考えに沿いまして、スリーアール及び適正な一般廃棄物処理を進めていく考えであります。

最後に、契約制度の見直しについて御報告申し上げます。

公共工事の入札及び契約の適正化に関しましては、本年3月31日に総務省自治行政局長と国土交通省大臣官房建設流通政策審議官から全地方公共団体に対し、全体としては改善されているものの、一部の地方公共団体においては不十分な点が見受けられるため、さらなる取り組みを行うよう要請されたところであり、その主な内容は一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入・拡充、予定価格等の公表の適正化、指名停止措置等の適正な運用の徹底、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保などであります。

当町におきましては、昨年度の建設工事の発注に係る入札制度と入札情報の公開に関する制度改革により、通常の指名競争入札方法の撤廃や総合評価方式による競争入札試行の実施、入札情報の公表レベルの向上などを実施しており、この要請事項の多くを満足している状況でございます。

しかしながら、契約情報の開示などの点におきましては、さらに改善しなければならない部分もありますので、目下こうした点を見直すとともに、細部にわたる制度づくりに取り組んでいるところであります。また、確かな品質の成果物を納入していただくためには、検査の充実も大変重要となりますので、今年度の途中からでも新たな検査要領に基づく検査を実施できますよう取り組んでまいり所存であります。

以上、現状の町政の一端を紹介させていただきましたが、今後も行財政運営の透明性、効率性のさらなる向上に努め、さまざまな施策を着実に展開していくとともに、町民の皆様方が「真に住んでよかった」と実感できる町政運営に全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方におかれましても、町政運営の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町議会におかれましては目下、中山三星建材（株）工場跡町有地調査特別委員会が設置され、当局の中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書等につきまして地方自治法第98条に基づく調査を進められておりますが、このことは、基礎自治体が地方政府としての機能を果たし、真に自律できる行財政運営を実現し続けるためには重要な意義を持つことであり、この試みは他の自治体の先鞭となるものであると確信しております。

議会におかれましては、町民の皆様が心底から納得できる結論を出していただき、町民の皆様が吉田町の議会を、黒田節ではございませんが、日の本一の議会と褒めそやし、子々孫々まで語り継ぐことを切に期待しまして本定例会の行政報告といたします。

○議長（吉永満榮君） 町長の所信表明が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（吉永満榮君） 次に、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告をお願いします。

最初に総務文教常任委員会委員長からお願いします。

11番、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

4月18日、4階第2会議室におきまして午前9時開議、出席は委員7名、議長の計8名。定足数に達しているのを確認し、調査案件であります少子高齢者対策と障害者福祉対策については一たん取りまとめ報告が済んでおりますので、3点目の生活環境対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

生活環境対策について、来年の3月まで調査を進めていくことを確認し、調査項目について協議いたしました。

第4次吉田町総合計画の基本計画に上げてあります環境衛生対策、ごみ処理対策、地球環境対策を調査項目として実施することに決定いたしました。

次回の委員会で、生活環境対策について町の現況と課題について説明をいただき、具体的なテーマを決めていくことに委員の合意を得ました。

以上で委員会を閉会いたしました。散会は9時45分でした。

続きまして、5月16日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時開議、出席は委員7名と議長の計8名、当局から町民課長、担当職員2名の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、担当課

長より生活環境対策について、我が町の現況について説明をいただき、その後質疑応答を行いました。

委員。地球温暖化防止実行計画の職員の徹底はどのようにされてきたのか。

当局。各課の職員が1名推進部会に入っていて、各職員への徹底はできている。

委員。自治会で新聞の回収を実施しているが、回収の流れはどのようにしているのか。

当局。拠点回収の実施ですが、各自治体にボックスを置き、住民の方に新聞を持ってきていただき、たまった時点で業者に連絡をしていただく。回収をして、お金を払っていただくようになっている。

委員。アパートのごみステーションの囲いについての指導はどのようにしているのか。

当局。アパートの建築確認の申請時にごみステーションの指導をしています。ごみの苦情等は管理会社へ連絡しています。

委員。マイバッグの有料化について。

当局。近隣では島田市、掛川市、また掛川市から東側が傾向として動きがある。

委員。ペットの火葬料金について、大型犬や小型犬の金額は。

当局。大型犬で2万円。民間業者や島田市でも受け入れをしている。

委員。町に環境の苦情がどのような内容で、件数は。

当局。18年度では50件。一番多いのは民地の草の関係が多い。野外の焼却、水質汚染、悪臭等があります。

これで質疑を終結し、課長、職員にはここで退席をいただき、調査案件の具体的テーマについて委員会を続けました。環境衛生対策、ごみ処理対策、地球環境対策の各具体的テーマをどうするか、委員に意見を求めました。町の現況の中で各対策の課題があり、その中から項目を決めていくことにしました。

環境衛生対策では、①環境美化事業、②ペット対策事業

ごみ処理対策では、①ごみ減量化対策事業

地球環境対策では、①吉田町地球温暖化防止実行計画、②環境学習事業

として調査項目を決定し、委員の合意を得ました。

日程、調査方法案については、次回の委員会で決定させていただくことにしました。

以上で委員会を閉会いたしました。散会は11時50分でした。

続きまして、5月27日の委員会報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時開議、出席は委員7名、議長の計8名、当局からは総務課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、総務課長のあいさつの後、6月議会に上程されている議案の報告を各課長よりいただきました。

報告事項が終了した後、所管事務調査に入るため、各課長さんには御退席いただき、早速調査事項であります生活環境対策についてを議題に上げ、前回の委員会で検討した調査項目、日程、調査方法を決定いたしました。

以上で委員会を閉会いたしました。散会は10時10分でした。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長からお願いいたします。

7番、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成20年3月31日（月曜日）吉田町役場4階第2会議室において午前9時より、出席委員全員7名が出席し、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会しました。

協議事項であります

1、議会閉会中の調査案件について協議を行いました。

前回同様、中央にテーブルを置き、吉田町公共下水計画処理区域の図及び平成20年度公共下水道事業主要工事箇所図などを広げ、委員全員がテーブルを囲み、公共下水道の23年度以降どちらに向けて進めていくか、その方向性を決め、委員会として当局に提言してはどうかなど協議を行いました。

また、公共下水道に接続した場合と合併浄化槽を設置した場合のイニシャルコストの違いやランニングコストの違いなどについて協議を行いました。その結果、イニシャルコストは比較できないことや、合併浄化槽のほうがランニングコストがかかることなどが確認されました。また、今後当局に資料提供をしていただき、吉田町内におけるくみ取り業者2社のテリトリーの範囲と料金の違いなどについて説明を求めること、また公共下水道の接続における個人負担金と公共下水道の料金の説明、また合併浄化槽におけるランニングコストの説明など、当局に説明を求めることなどを確認し、この日の委員会を閉会しました。

続きまして、平成20年4月22日（火曜日）午後1時30分より、吉田町役場4階第2会議室において委員会を開催しました。出席は委員7名全員と、当局より町民課長、下水道課長及び統括の出席をいただき、出席を確認し、定足数に達しておりましたので委員会を開会しました。

初めに、町民課長より資料の説明をしていただきました。それによりますと、浄化槽を設置した場合の年間維持管理費用推計は次のとおりです。ただし、町のほうで合併浄化槽を補助する際、委託契約書がついているので、その契約書の中で清掃料金については契約内容と業者によっても異なるので、5人槽、7人槽、10人槽と料金が一定ではない。おおむね次の料金となるとのことでした。

(1) 保守点検料金（3カ月に1回、年4回程度実施する）

人槽にかかわらず1回につき3,719円

(2) 清掃料金（年1回以上実施すること）

5人槽1回につき30,897円、7人槽同じく41,705円、10人槽同じく62,191円

(3) 法定検査料金（年1回実施すること）

20人槽まで、6,500円

(4) 合計、5人槽52,273円、7人槽63,081円、10人槽83,567円

となります。この中で、(1)保守点検料金は県の許可であり、(2)清掃料金は町の許可となるものです。また、7条検査とは初年度に1回だけ行う検査で、11条検査とは定期検査を指しているものです。

ただし、この料金についてはケース・バイ・ケースによって異なるので、必ずしも一定ではないという説明でした。

次に、下水道課長より資料説明をお願いしました。説明によりますと、

(1)下水道の維持管理費は、平均的使用料の場合、2カ月分で1期、平均60立方メートルとして単価95.55円、1期当たり下水道使用料5,733円で年6回(6期)実施となりますので、34,398円となります。

(2)認可区域拡大のときの縛りがあるのか、1ヘクタールでもよいのかの問いについての回答は、区域を増やさず、単に期間だけ延長する認可変更や、計画期間の途中で整備区域を追加して拡大する認可変更もありますので、何ヘクタール以上でなければというような制約はありませんが、計画自体が協議者の県や認可者の国を納得させるものでなければなりませんという説明でした。

(3)前回の認可拡大のときの検討項目は何かの問いについての回答は、おおよそ以下のようでした。

①用途区域を優先する。

②人口密度の高い地区を事業投資効果の高い地区ととらえ優先する。

③幹線管渠ルートに沿った区域を下流側から順次認可区域に含める。

以上で資料の説明が終わり、質疑に入りました。

委員。下水道工事を途中で中止した場合、補助金返還は実際にあるのか。また、そのような事例はあるのか。

当局。自分の知る限りでは今まではない。事業を縮小して行っている事例はあるようです。

委員。公共下水道を布設して以後、河川の水質はよくなってきているのか。

当局。よくなっていると思います。堆積物が少なくなっていると思われます。

委員。町内にある清掃業者2社の認可区域はどこを境としているのか。これは業者が話し合いで決めたのか。

当局。町は業者より認可申請が出た時点で、その内容を審査して認可しているので、町が境を決めたのではない。清掃業者2社が認可申請する時点で、吉田町を県道島田吉田線を境に東西に分かれて申請してきたので、今現在、県道島田吉田線を境界として清掃を行っている。また、金額については業者が決めています。町は幾らでやりなさいという指導はしていません。

委員。静岡空港の開港が迫っているが、空港内のし尿処理はどの市が受け持つのか。例えば牧之原市が受け持つようになった場合、旧榛原町と吉田町で広域でし尿処理センターを運営しているので、吉田町内のし尿処理センターで処理するのか、またそのような話が来ているのかどうか。

当局。空港内のし尿については、産業廃棄物として処理することが決まっていて、県が行うということです。産業廃棄物は、産廃業者が一般廃棄物として処理します。

以上で質疑を終了し、暫時休憩とし、当局の退席を許可しました。続いて休憩を閉じ、新

たなる産業の創出について協議に入りましたが、時間の都合で、新たなる産業の創出については次回に産業課長の出席を求め、吉田町内における町の産業状況についての説明をしていただき、それを参考にし、我が町の新たなる産業の創出の検討を行うということを確認し、この日の委員会を閉会しました。

続きまして、平成20年5月28日（水曜日）、午前9時より吉田町役場4階第2会議室において委員会を開催しました。出席は委員7名と、当局より都市建設課長、産業課長の出席をいただき、出席を確認し、定足数に達しておりましたので委員会を開催しました。

初めに、都市建設課長より報告事項の説明がありました。

説明が終了した後、都市建設課長に退席を許可し、次に、議会閉会中の調査案件について協議に入りました。本日は、新たなる産業の創出について、町の産業状況について産業課長から説明を聞きました。

吉田町の産業であります、すなわち農業、商業、工業、水産業の順で現況説明を聞きました。説明によりますと、農業、商業、工業、水産業のバランスは、第2次産業の工業の振興に対して第1次産業の農業、水産業の低迷が続いているのが現状であり、第1次産業については高齢化を迎え、後継者不足で若い就業者が少ない上に、経営の合理化の過渡期でもあり、今後も就業者不足が続く傾向にあると予想されるということでした。

産業課長より説明終了後、暫時休憩とし、産業課長及び統括の退席後、休憩を閉じ、引き続き会議を再開しました。

新たなる産業の創出の中で、調査項目等を決定していくために今後どのようなステップを踏んでいったらよいかを委員全員に聞いたところ、次回より産業4団体と協議してみてもどうか。また、4団体との意見交換をしてニーズを聞いたらかどうかという意見が多くを占めたので、次回より産業4団体との意見交換をしていくこととし、2回ぐらいに分けて行うということで委員の意見がまとまりました。

本日の議会閉会中の調査案件であります新たなる産業の創出についての協議を終了しました。

次に、議長より報告事項がありました。

当町の議会議長であります吉永議長が、静岡県町村議会議長に選任されたとの報告を聞きました。

以上で本日の協議がすべて終了したところで、委員の皆様にお諮りしたところ、議会閉会中の調査案件について、引き続き公共上下水道事業に関する調査と、新たなる産業の創出についてを産業建設常任委員会の継続調査とすることに全員異議がなく、引き続き継続調査をすることとし、本日の委員会を閉会としました。閉会は11時10分でした。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第34号～議案第38号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 続いて、日程第5、議案上程を行います。

第34号議案から第38号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

また、報告事項につきましても説明をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正につきまして2件、契約の締結につきまして1件、人事案件について2件の合計5件でございます。このほかに2件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第34号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月26日に公布されましたことから、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額を引き上げようとする内容の条例改正をお認めいただくこととさせていただきます。

第35号議案は、吉田町自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、遺失物の取り扱いに関しまして、民法第240条の改正が昨年12月10日に施行されましたことから、放置自転車等の保管期間を短縮する内容の条例改正をお認めいただくこととさせていただきます。

第36号議案は、平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町立さゆり保育園の改築工事につきまして、一般競争入札により契約金額3億7,275万円で大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくこととさせていただきます。

なお、本議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、議会開会当日の議決をお願いするものでございます。

第37号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります大石くみ子委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、吉田町神戸3897番地の1、大畑一松氏を人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくこととさせていただきます。

第38号議案は、同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります福世毅委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、吉田町住吉507番地の1、久保田和子氏を人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくこととさせていただきます。

続きまして、報告事項でございますが、第1号報告は、平成19年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、一般会計につきまして、本年3月の第1回議会定例会におきまして平成19年度で支出すべき経費を平成20年度に繰り越すことをお認めいただきました。さゆり保育園建設費外の事業費につきまして、繰り越して使用する財源をそれぞれ御報告するものでございます。

第2号報告は、榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についてでございます。

本報告は、町が出資し、借入金債務保証をしていた榛原地域土地開発公社につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、平成19年度の決算をもってその経営状況を御報告するものでございます。

以上が上程いたします5議案と報告事項の2件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

第34号議案、第35号議案、第37号議案、第38号議案の計4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第34号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容といたしましては、消防団員等に対する損害補償額の基礎となる補償基礎額に加算される扶養加算額について、最近の社会経済情勢にかんがみ、配偶者以外の扶養親族の加算額を200円から217円に引き上げようとするものでございます。

最近の社会経済情勢からの流れについて補足いたしますと、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、平成19年11月30日に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに対応して、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、施行され、結果、本議案の上程に至っているところでございます。

配偶者以外の扶養親族に係る扶養加算額217円とした根拠でございますが、改正後の給与法に定める一般職国家公務員の配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額である6,500円を、1カ月の日数である30日で除した額217円として算出してございます。

附則第1項の施行期日につきましては、この条例施行日を公布の日からとし、附則第2項の経過措置につきましては、改正後の第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年

金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上が第34号議案につきましての御説明でございます。

続きまして、第35号議案につきまして御説明申し上げます。

第35号議案は、吉田町自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の3ページ、4ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、遺失物法の全部を改正する法律が平成18年6月15日に公布され、平成19年12月10日から施行され、公告期間が6カ月から3カ月に短縮されたことに伴いまして、吉田町自転車等放置防止条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容としましては、公共の場所に所有者不明の自転車等が放置された場合について、従来、管理者の注意をもって当該放置自転車等を6カ月間保管することとなっていたものを、保管場所の確保や事務の効率化を目的として、保管期間を3カ月間に短縮しようとするものでございます。

附則第1項の施行期日につきましては、この条例施行日を公布の日からとし、附則第2項の適用区分につきましては、改正後の第13条第3項の規定は、この条例の施行日以降に撤去し、保管する自転車等について適用し、同日以前に撤去し保管した自転車等については、なお従前の例によることとしたものでございます。

続きまして、第37号議案、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書の7ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております大石くみ子委員が本年9月30日で任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、大畑一松氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

大畑氏の住所は、吉田町神戸3897番地の1、氏名は大畑一松、生年月日は昭和23年3月10日で、現在60歳でございます。

続きまして、同じく第38号議案、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書8ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております福世 毅委員が本年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、久保田和子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

久保田氏の住所は、吉田町住吉507番地の1、氏名は久保田和子、生年月日は昭和22年6月1日で、現在61歳でございます。

大畑、久保田両氏は、吉田町の地域の事情にも精通し、また地域住民の方々からも信望も厚く、地元の自治会からも強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦するものでございます。

以上が総務課からの4議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 続いて、社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課でございます。

第36号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の5ページ、6ページと参考資料ナンバー3をごらん願いたいと思います。

さゆり保育園は昭和53年3月に現在地に竣工し、築後30年が経過している中で、施設設備の老朽化も見られると同時に耐震性の不足も懸念され、施設の改築は緊急の課題でもありました。こうしたことから、平成19年度に改築工事を実施すべく吉田町立さゆり保育園建設計画案を策定し、庁内の協議を経まして基本設計を作成し、この基本設計の内容等について県の設計審査を受けた後、園長会等の現場サイドの意見を取り入れながら実施設計を作成して、県子育て支援室の担当課による実施設計審査と助言指導を受けまして、建築確認申請を行っております。この間には、関係法の改正に伴う開発行為の許可申請の提出や、第三者機関による構造適合判定審査問題等が発生したことから、平成19年度内の工事着工が困難な状況となり、関係予算を平成20年度に繰り越すとともに、平成20年度の当初予算に工事関係予算を計上することといたしております。

平成20年度に入りまして、実施設計に基づく工事実施伺いを決裁後、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、4月22日の告示により一般競争入札参加者の受け付けを開始し、5月2日までに6社の申請がありました。この6社について、5月7日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この6社の参加資格が確認されたことにより、翌日付で確認結果を通知するとともに、設計書及び図書図面を提供し、その後質問書の提出とその回答の縦覧を経た後、5月23日の午前9時から町民ホールを会場として6社による入札が執行されました。入札の結果、大河原建設株式会社が金額3億5,500万円で落札し、5月27日に落札額に100分の5を加えた金額であります3億7,275万円で仮契約を締結しております。

今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本改築工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

少子化によるさまざまな社会問題を懸念する現在、吉田町における地域の子育て支援の重要な拠点の一つとして保育園を位置づけ、施設整備の充実はもとより、保育の多機能を図っていかなければならないと考えております。

以上、第36号議案の説明でございます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第34号議案、第35号議案、第37号議案、第38号議案の4件につきましては、議会最終日に採決予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

◎報告第1号、報告第2号の報告

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、日程第6、第1号報告 平成19年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について、及び第2号報告 榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についての2件について、報告を行います。

企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

2件の報告を申し上げます。

初めに、第1号報告 平成19年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。提出議案の9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

これは、3月議会定例会の19年度一般会計補正予算第3号におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により20年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費をお認めいただいたところでございます。この繰越明許費に係る歳出予算の経費を20年度に繰り越し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

内容は、繰越計算書のとおり6件の事業について繰り越ししました。

まず、3款民生費、2項児童福祉費のさゆり保育園建設費1億1,922万3,000円のうち、1億470万円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は一般財源でございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費の津波・高潮危機管理対策緊急事業費1億7,000万円のうち、4,500万円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は未収入の国庫支出金2,250万円、県支出金1,800万円、及び一般財源450万円でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費の地方特定道路整備事業大幡川幹線整備事業費7,201万7,000円のうち、1,457万円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は一般財源です。

次に、同じく土木費、4項都市計画費の都市計画マスタープラン策定業務委託629万円のうち、593万3,000円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は一般財源です。

次に、10款教育費、2項小学校費の自彊小学校北館管理及び教室棟外壁改修事業1,395万7,000円のうち、851万4,000円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は一般財源です。

同じく教育費、3項中学校費の吉田中学校管理教室棟外壁等改修事業3,665万5,000円のうち、2,233万3,000円を20年度に繰り越し執行するもので、この財源は一般財源でございます。

以上が第1号報告でございます。

次に、第2号報告 榛原地域土地開発公社の経営状況の報告についてでございます。

榛原地域土地開発公社は設立団体の議会の議決を経まして、12月17日付をもって静岡県知事の認可を受け、解散したところでございます。以後、解散公告等の手続を経まして、3月17日に残余財産の分配を受けまして清算が完了いたしました。当町への分配額は出資金の185万円と、出資率で算定されます出資金以外の残余財産38万9,075円の合計223万9,075円となりました。

以上が解散日以降の状況でございます。

今回の経営状況の報告でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町が出資している公社の経営状況を説明する書類の提出を、同法施行令第173条の規定に基づき決算書により報告するものでございます。別冊の参考資料ナンバー4、19年度決算書をごらんいただきたいと思っております。

19年度の事業概要でございますが、公有地取得事業はなく、土地処分事業で牧之原市白井工業団地内市道整備用地を売却し、これにより未処分用地のすべてが売却処分されました。

総収益は3,179万1,911円、総支出3,176万3,563円で、2万8,348円の利益となりました。

解散日12月17日時点の財産でございますが、6ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思っておりますが、基本財産630万円、繰越準備金が145万954円、合計で775万954円となります。

なお、清算期間の12月18日から20年3月17日の収支でございますが、決算書には掲載されておりませんので、あわせて報告をさせていただきます。

清算期間中の収入は1万2,631円で、これは預金利息でございます。

支出は13万8,628円で、これは法人県民税、法人市民税及び解散公告に伴う官報掲載料でございます。

この清算に伴う費用は繰越準備金により補てんし、残余財産は762万4,957円となりまして、最初に報告をいたしました当町への分配額は223万9,075円となったものでございます。

この清算事務は3月24日に監査を受け、3月26日に開催されました清算委員会において承認をされました。また、清算終了の登記でございますが、4月8日に完了いたしました。これをもちましてすべての解散手続が完了いたしました。

以上で榛原地域土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

企画課からの2件の報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたします。全員協議会は第36号議案の協議に入ります。第2会議室にお集まりください。

全員協議会の開催時間は10時45分からといたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は14名です。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第7、第36号議案 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

先ほどちょっと聞き漏らしたものですからお伺いしますけれども、予定価格と入札書比較価格とここにあるんですけれども、その違いについて教えていただきたいのが1点と、あと制限付き一般競争入札の入札方式ということで、どのような制限がつけられたのかお伺いします。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 資料のほうの予定価格と入札書比較価格、予定価格は税は入った金額です。比較価格は税抜きということでございます。

それから、資格要件でございますが、9点ほど要件として調書に掲げてございますが、主たるものとして6番目の建築業法第3条の規定に基づき、建築一式工事業に係る建設業の許可を受けている者で、静岡県内に営業所を有する者、第7号で、建築一式工事に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が1,000点以上の者、第8号として、過去10年間に当該工事と同種の工事、鉄骨造または鉄筋コンクリート造等の建築物の延べ床面積が1,000平米以上の工事を、元請として施工実績を有する者。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は代表構成員の場合のものに限ると、この辺が主たる要件だと考えております。

○議長（吉永満栄君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

ただいま、建築工事のみの点数が1,000点以上ということで伺いましたが、住吉小学校の体育館とか自彊小学校の体育館、それからこの間のわかば保育園と、点数がだんだん上がってきたような形で制限がついてきたと思いますが、このたび1,000点というふうに点数が下がったその理由というか、それを教えてください。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 御存じのように、ゼネコンの指名停止が全国的に行われているということで、余りハードルが高い設定をしますと、いわゆる申込みの対象者数がないだろうということがございまして、審査委員会のほうとの中で1,000点というふうに決まっております。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（吉永満栄君） そのほかございませんか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

先ほどの全協で実施計画設計書が3月20日にまとまったということで、それに基づく予定価格ということでお伺いしたわけでございますけれども、先般鋼材価格の高騰等で、新聞紙上においても公共工事等が非常に単価等、部材等の高騰による設計の苦慮ということで話題になっております。そうした中、今回入札をされたわけで、それも含んで業者さんが受けられたと思いますが、この価格で確実にやっていただけるということと、内容について設計に基づく検査ということで、先ほど町長の行政報告にもありましたが、施工中においても検査を行うというような形で今後は行っていきたいというお話もありましたので、その辺のどこ

ろをあわせて、どのような形でこの入札価格に対応した正当な工事の監理ということをお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 部材の高騰ということで1点御質問ございましたが、市場の動向というものの、私どもちょっとつかめない部分はございます。1点として入札書を出すときに、9項目の金額、どうやってこれ、はじいたのという場合、9項目の金額をどれが幾らかというふうに提出させます。今回これをちょっと、いわゆる設計のほうと比較をした場合、顕著なのが諸経費が非常に安くなっている、そういう傾向が見られます。あと、建築と空調等その辺が、これは建築と空調足しても諸経費の比較減額よりも値が追いつかないくらいのものであります。

もう1つ、部材、鉄骨といっても、今度の建物に鉄をどのくらい使うかということ、そのパーセンテージもございますので、大きくそれが建築物へ影響するか否か。

もう一点が、御存じのように我々も苦労させられました。建築基準法の改正で適用判断、構造計算ですね、第三者機関の判定を受けるということで、マンション等の鉄骨、鉄筋を使う建物の着工率が非常に低いと、30%近く減っているという中で、そういったいわゆる建築部材のだぶつきというか、それはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういったもので価格がどうなっているかという、その辺の部分もあるのかなとは思っております。

それから検査、中間検査なりですかね、当然法的な中間と完成検査、これは予算お認めいただいている中ではあります。もう一つが設計監理業務ということで、これは設計士にお願いをしまして設計どおりに施工されているか、これを監理すると。もう一つが町の検査、これは配筋検査とかその都度指定された、これは設計士が当然指定しますけれども、その都度町の検査員に立ち会って施工業者と設計者、それと町の検査員、我々も立ち会いますけれども、そういった形でその都度、特に見えなくなる部分、そういった部分はわかばと同じようにやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 適正な検査と予定どおりの価格での工事の実行をお願いするとともに、今回の入札工事ですけれども、一括発注ということでなされておまして、過去においても分割発注等があったわけで、この辺のところ、確かに一括発注のほうが管理の面でも非常に楽かもしれませんが、いろんな面で分割発注した場合でも同等の値段でもでき得る可能性も秘めていると思いますし、また町内各業者さんにおいても、その辺のところの地元の企業の雇用促進を含めた産業振興の一環にもなると思っておりますが、今回一括発注に決めた理由をお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） わかばのときからそうなんです。分割発注するということは当初から考えておりませんでした。

以上です。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

○5番（藤田和寿君） はい。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 今同僚議員の話の中で、ちょっと一たん同じような話になってしまっていますが、一括入札ということで、当然今度は下請が入ってくると思います。建築関係では下請通知があるというふうに聞いておりますけれども、この下請通知というのはどの時点で出されてくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） どの時点と言われてもあれですが、下請が決定すれば我々のほうへ報告するということですので、決定次第こちらへ報告すると、リストとして報告しろという形になると思います。

○議長（吉永満栄君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） できれば地元業者をとという形では思っておりますけれども、そういう業者に対しては依頼等々ができるのではないかというふうに思います。

もう一点、函面を見ますと、まずゼロ歳児とか1歳児にクーラー等の設置というのを考えているのか、また各お部屋の風の流れというものの確認をしたいと思います。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 1点目の下請の要請ですが、それは私どもの役目ではございませんで、請負業者の役目でございますので、請負業者が工事を順調に、円滑に、確実に進められる下請を雇っていただくと、私どもはそこまで範疇とは考えておりません。

2点目ですが、1歳児、ゼロ歳児、これは風の流れというのはちょっと私も、ものが出て、こういう建物は風道実験やるかどうかちょっとわかりませんが、当然広さも確保されており、この中庭がございますので、風が部屋と部屋を対流するというようなことはございません。また、ゼロ歳、1歳につきましては冬場に備えまして床暖房を設置します。

○議長（吉永満栄君） 11番。

○11番（勝山徳子君） 当然お部屋の確保はできているというものの、夏場等は風がお部屋に入らないと非常に暑い状況になるものですから、その意味で風の流れというふうに言ったんですけれども、ではクーラーはつけないということで、冬場は床暖房ということでよろしいわけですね。

○議長（吉永満栄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） クーラー云々の詳細のところ、ちょっと私わかりませんが、わかばの事例ですとクーラーがついて、ファンがついているという形になっております。今回のこれについて、諸設備について私も細かい点まで承知していない部分がございますので、その点をご容赦願いたいと思います。

○議長（吉永満栄君） そのクーラーの設置については、また後で報告してください。よろしくをお願いします。

○社会福祉課長（八木大作君） はい。

○議長（吉永満栄君） 今課長が言いました、クーラーについてはまた後でちゃんと設備のほうを報告させるように僕からしましたので、確認したうえでお聞きをお願いします。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。御協力ありがとうございます。

次回は6月13日金曜日午前9時から全員協議会であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時24分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第12日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

○4番（杉村嘉久君） さきに通告をしまして、通告に従いまして、私は二つの質問をいたします。最初は、行政の守備範囲の見直しについて、二つ目は、吉田町児童表彰条例（子どもをほめる条例）の制定について伺います。

最初の行政の守備範囲の見直しについてですが、地方分権時代を迎えまして、行政の効率化、合理化を推進するため、サービスと負担の関係を明確にする行政の守備範囲を検討すべきではないかと思っております。今日、なお行政として行うべきであるかどうか、その費用は一般財源で補うべきではないか、使用料、手数料として受益者負担で行うべきではないか等です。

例えば、1、旧来の事務で現在その意義を失っているもの。2、補助金としての事業効果が薄いもの。3、同種または類似の事業で代替できるもの。4、もともと町で行うべき事業ではなく、個人または民間団体等で処理すべきもの。5、現在の財政状況から見て、その負担区分を補助率等に変更が必要ではないかと思われるもの。6、各団体の自己資金で運営すべきもので、当該団体への助成が適当でないもの。7番目としまして、民間事業に委託して事業効果に変化を期待できるもの。8、その他、行政効果が疑わしく、廃止または縮小して

も大きな影響がないと思われるもの。

以上の行政の守備範囲の見直しは、事務事業の効率化という観点からすると、当然のことであると思われます。これからは、社会の複雑化、多様化、高度化、情報化という社会経済の情勢の変化に即応し、ハードな行政からソフトな行政へと転化し、新しい行政需要に対応しなければならないと思います。この場合、行政コストがかかり過ぎること等を強調する余りに新しい行政需要を見送るようでは、自治活動の活性化に支障を来すことになってしまうと思います。新しい行政需要を限られた財源の中で有効かつ効率的に活用するため、どのように調整を図るか。新規事業を採択し予算化する場合、それに必要な額を既定の事業経費の見直し、廃止または縮小で捻出して全体としての均衡を図ることは、財政の健全化のためにも重要な課題であると思っております。いわば守備範囲の見直しは、財政負担を身軽にして新しい財政需要に対応するためのものですが、その考え方を伺います。

二つ目は、吉田町児童表彰条例（子どもをほめる条例）制定について伺います。

この条例制定の目的ですが、町づくりは人づくり、町の未来をつくる主役「子ども」を育てることを目的に、教育に支援を惜しまない地域づくりを進める。学校・地域（自治会）・隣組（家庭）において、子供たちへのかかわりをそれぞれの立場で考え、3者が一体となって子供をはぐくみ、子供を見詰め積極的に褒めることが大切なことと思います。特に子供の健全な成長を図るためには、先生や大人全員の目で子供のよさを見出すことが大切なことではないでしょうか。私たち大人がちゃんと見てくれていたんだと子供が意識することによって、自信や誇りが引き出せるものと思います。

また、現在の子供は相対的評価の中で育ってきているので、絶対的な評価も必要なことであると思います。私たち大人が育ってきた環境を振り返ってみると、学校では補習授業が十分に行われ、音楽や自然観賞など感性を育てる授業も多くありました。地域では、親以外の大人から見守られて育ちました。子供同士の仲間意識も強かったように思います。家庭では多世代同居の中で、年寄りへの接し方やいたわり、兄弟間のルールづくりから集団生活を学びました。

しかし、経済優先、競争社会、核家族化は、子供たちの育つ環境を大きく変えました。これは何とかしなければならないというのが、大人たちの共通の思いではないでしょうか。

ところで、子供たちの育った環境の変化には、物質的に豊かな中で育った、父親の多くはサラリーマン、核家族化の中で育った、テレビ、マスコミの影響を受けて育ったなどが挙げられると思います。また、子供たちに体験不足と思われることは、礼儀作法、言葉使いなどの基本的な生活習慣が確立していない、自然との接触体験が少ない、過保護と放任により困難な体験が欠けている、連帯感がないため、共同作業・協働生活の体験が少ない、思いやり、感動性が少ないため、社会参加・勤労体験が少ない、生活が管理され過ぎているため、自発的な活動体験が少ないなどと思います。

「日本人は褒めるのが下手である」と言われています。子供を褒めるということは、常に行われているのでしょうか。しかってばかりであったり無視したりしている人が多いのではないのでしょうか。心の中ではお互いに思っているけど口に出さず、褒めもせず、関心もないふりをしているような気がします。以心伝心という言葉は、子供には合わないようです。時には子供につらく当たり、まれに虐待にまでなっている事例もあります。

子供にどのように接するべきかわからなくなっている大人も増えていると思います。褒め

られたときの喜びは、だれでもうれしいものです。そんな経験はだれにでもあります。私たちは、もっと褒めるということを確認すべきではないでしょうか。

この表彰の対象とする子供の個性、活動案ですけれども、以下のことについて学校内外における頑張りを認めるという案でございます。

健康賞、生活行動に気を配り、健康に努めている。二つ目、努力賞、何事にも前向きに努力している。3番、体育賞、スポーツにすぐれている。次に、親切賞、周囲に親切にしたり奉仕している。学芸賞、学芸にすぐれている。友情賞、友達や仲間づくりに努めている。明朗賞、いつも明るく活発に行動しているなどを、私は挙げました。

この表彰は、統一した推薦基準をつくりまして、その基準に基づきまして、学校・地域（自治会）・隣組（家庭）の3者が審議して教育委員会へ推薦しまして、教育委員会の内申により町長が表彰をすると。それから、賞状と記念のメダルを贈る。できれば小学校卒業までに全児童を1回は表彰すると。これに中学生を含めるかどうかということもあろうかと思えますけれども、以上、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の行政の守備範囲の見直しについてお答えいたします。

当町では、昭和50年代後半からの行政改革に対する機運の高まりを背景に、昭和60年9月に第1次吉田町行政改革大綱を策定して以来、今日まで行政の効率的な執務体制の整備や事務事業の見直し等を継続的に推し進めてまいりました。

昭和60年代の日本経済は、後にバブル景気と呼ばれる好景気の絶頂から、バブルの崩壊とともに、株価や地価の急速な下落、銀行の不良債権の激増等、奈落の底へと激変し、その後、長期間低迷を続け、平成の世を迎えました。

平成16年4月、当町では、本格的な地方分権時代に適応できる地方公共団体への転換を目指し、第1次及び第2次吉田町行政改革大綱に基づく改革とは異なり、行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも行政が直接執行しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類して、国が地方分権の推進の一環として進めている三位一体改革などの環境変化に適応できる行財政運営システムを構築することを目的とした行財政構造改革推進室を企画課内に設置するとともに、庁内の推進母体として吉田町行財政構造改革推進本部を組織いたしました。

この改革は、職員の資質の向上と組織の充実を前提として、全庁的な取り組みのもとで確実に進めなければならないため、吉田町行財政構造改革推進本部設置要綱を制定し、町長を本部長、助役を副本部長、収入役、教育長、町の機関の課長級、吉田町榛原町広域施設組合の事務局長、消防長、教育委員会事務局長を本部員とし、事務局を企画課行財政構造改革推進室とする吉田町行財政構造改革推進本部を設置して、行財政構造改革推進に向けての調査事業を支援すること、地方分権に対応するための行財政構造改革の方針決定に関すること、行財政構造改革を推進することを所掌事務とし、職員全員が同一の意識を持つ中で、行財政構造改革を推進する体制を整えました。

初年度の大きな取り組みとしましては、平成16年度当初予算に掲げた全事業をゼロベース検証する作業でありました。調査シートの作成と調査のためのヒアリングを約2カ月かけて

実施し、行財政構造改革推進本部でその内容を解析し、全部で672項目に分類したすべての事務事業に、見直し、継続、廃止の3種類の方針を付しました。その結果、廃止する事務事業は32件、見直しをする事務事業は289件、うち50件が17年度当初予算に反映するものとなり、平成17年度の当初予算には、合計82の事務事業についてゼロベース検証の結果を反映することとなりました。

また、同年11月には、672事務事業の方針決定とは別に、日ごろの執務や事務事業調査のためのヒアリングを通して、早急に、かつ全庁的に対応しなければならないと思われる改善内容をまとめた改革案、行財政構造改革推進方針（第1次）を策定いたしました。

当時の当町は、他の多くの市町で採用している調整手当の支給もなく、ラスパイレス指数も平成15年度で93.3と、近隣市町と比較しても低い水準にあるにもかかわらず、行財政構造改革について安易に他に追随することは一切考えず、相当の覚悟を持って、地方分権の受け皿となるモデルの実現に取り組もうとしておりました。また、この推進方針は第1次であり、以後適宜追加する予定であり、ゼロベース検証はエンドレスで継続していく予定でありました。

このような状況下において、平成17年3月25日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について、いわゆる新地方行革指針が示され、本指針に沿った地方公共団体の行財政改革がスタートしました。

当町においても、今後、さらに効果的、効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政サービスの受け手である町民の視点、納税者の納得できる税金の使い方という納税者の視点をこれまで以上に重視しなければならないとの決意のもと、平成16年度に行ったゼロベース検証等の成果を踏まえつつ、平成17年10月に、公の施設の指定管理者制度に関する基本方針を、同年11月には、第3次吉田町行政改革大綱と吉田町行政改革実施計画を、平成18年3月には、吉田町集中改革プランを策定いたしました。

なお、国のプランに沿った集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とし、また、第3次行革大綱及び行革実施計画につきましても、行財政改革は単年度で推しはかれるものではなく、継続したたゆまぬ努力によりなされるものであることから、計画策定年度の平成17年度においてもその取り組みを明らかにし、計画期間を平成18年度から平成22年度までの5年間としております。

さて、議員御質問の行政の守備範囲の見直しについてであります。当町では、さきに御説明しましたように、平成16年度に実施しましたゼロベース検証において、行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも行政が直接執行しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類するなどの視点を持ち、検討を行っております。しかし、このときの検討課題すべてがその後の追跡検証において解決したとは考えておらず、こうした問題は、行革大綱や集中改革プランを推進する中で解決する方策を考えております。

具体的に申し上げますと、さきに御説明しました第3次行革大綱では、当町が魅力ある町づくりと行政サービスのさらなる向上を図ることを目的に、自立した持続可能な行財政運営を目指すとともに、行政改革への取り組みを一層徹底していくための方策等を策定したものでございまして、重点項目としまして、1、事務事業の見直し、2、組織機構の見直し、3、定員管理、給与の適正化等、4、人材育成の推進、5、高度情報化の推進、6、財政の健全

化、7、町民参加の町づくりの七つを掲げております。

その重点項目の一つ、事務事業の見直しにおいては、限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し事務事業を見直しますとし、事務事業の合理化及び行政評価システムの構築、民間委託等の推進、地方公営企業の経営健全化の3点を挙げ、事務事業の合理化及び行政評価システムの構築において、地方分権の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めます。

また、P D C Aサイクルをもとに、負担に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の行政評価システムを構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をしますとしております。

また、民間委託等の推進の項目では、行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務事業につきましては、行政責任の確保、町民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度等の導入を含め、すぐれた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

なお、町が直接サービスを実施する場合であっても、民間企業の経営手法を取り入れるなどにより、効果的、効率的なサービスの実施に努めますとしております。

以上を踏まえ、行政の守備範囲の見直しにつきましては、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進め、P D C Aサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の行政評価システムを構築することにより、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用に努めることを目標に掲げた行革大綱の一部に尽きると考えております。

現在当町では、町独自の行政評価システムの構築を目指し、歩みを進めております。さきに御説明しましたように、平成17年度には、第3次行革大綱、集中改革プランを策定いたしました。平成18年度には、新たに導入する行政評価を見据えて、当初予算編成から一般財源を基準とした枠配分方式を採用いたしました。限られた財源を有効に活用し、住民サービスを向上させるために行う枠配分は、各課の自主性、主体性を生み出すとともに、各課の創意工夫が経費の節減につながるものとの考えのもとに取り入れた手法であります。見方を変えますと、平成16年度から実施している事務事業の見直しや、行財政構造改革推進方針の着実な実施による成果としては、住民と直結する各担当課が、これまでの事業を見直し取捨選択できる、いわゆる事業のスクラップ・アンド・ビルドに対して柔軟な対応がとれるほか、事業の方向性につきましても主体的に判断することが可能となりました。これまでの財政担当課による査定待ちという受け身の姿勢から、各担当課がみずからの権限と責任において予算を編成することになり、職員一人一人の財政状況や事業コストに対する意識の向上に資するものと期待してのことです。

当町におきましては、導入当初から政策的・投資的経費を含めた枠配分方式を採用したところではありますが、行財政構造改革推進方針や行政改革大綱、集中改革プラン、総合計画等の趣旨にのっとったものであれば、各担当課の権限と責任において予算を編成できるものとしたところが最大の特徴であります。

平成19年度には、平成20年度から事務事業評価を段階的に行うための準備作業として、平成20年度当初予算編成作業において新たな内部資料を作成することといたしました。具体的には、予算科目上の事業を細分化し、個別の事業体ごとに、目的、内容、予算といった項目で組み立てられた付表を作成することです。目的では、対象と意図の項目を設定し、対象につきましては、個別の事業によって働きかける人、物を、また意図につきましては、その対象をどのような状態にしたいのかを明記するものであります。この付表は、水道事業会計を除くすべての会計における歳出項目について作成いたしました。

以上のような全庁的取り組みを踏まえ、平成20年度におきましては事務事業評価の試行を行う予定ですが、先進事例を研究いたしますと、制度の成否を握るかぎとしまして、事務のための事務が不必要に増えないことであり、行政評価を浸透させるためには、まだまだ必要とされる作業や調整しなければならない問題、構築しなければならない課題がございます。

議員御質問の行政の守備範囲の見直しにつきましては、さきに申し上げましたように、喫緊の課題として平成16年度に新たな取り組みがスタートしたことは御理解していただけたものと推察いたしますが、制度として確立されたものではないため、当町としての方針が必要となることは承知しております。御指摘いただきました作業につきましては、今後、事務事業評価を進めていく中で構築していかなければならないものと考えておりますが、大枠としては、さきに申し上げましたように、既に取り組んでいるものと考えております。

また、本年2月に開催されました第18回吉田町行財政構造改革推進本部会議において、当町の事務事業評価は、事業の担当者が実施している事務事業の現状を把握、認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていくことを導入目的とすることを周知いたしました。

本年度の取り組みとしましては、新たな行政経営手法となる行政評価システムと人事評価システムを含む行政経営システムの構築を実務的に検討し、吉田町行財政構造改革の円滑な推進に役立てることを目的に、職員18人から成る吉田町行政経営システム検討会を、5月28日に立ち上げました。この検討会は、これまでの行財政構造改革推進本部を中心とした体制を補完するもので、まず事務局原案を検討会内に設けた専門部会で協議、検討の上、推進本部会議に諮り、全庁的に周知させるもので、当初は行政評価システムと人事評価システムの二つの課題について専門部会を立ち上げております。

平成19年第3回議会定例会の一般質問答弁でもお答えしましたが、これからの時代は、総合計画の計画ベース、財政計画のお金のベース、行財政改革の改革ベースの三つが今まで以上に歯車としてかみ合って動いてこそ、行財政運営における諸課題が解決されていく時代であろうと推察しております。また、これらに付随するものを取り込んで、使い勝手のよい、需要を満たしたシステムの構築が必要とされております。基本的には、地方自治法第2条第14項の、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」という法の趣旨に沿ったものと考えております。いずれにしましても、今後の吉田町の発展のためにも、よりよい仕組みづくりに心がけたいと考えております。

続きまして、2点目の吉田町児童表彰条例についてであります。この質問につきましては教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 黒田教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） 吉田町児童表彰条例の制定についてお答えします。

だれしも子供のころの褒められた思い出は、心に焼きついて忘れないものであります。大人や先生に褒められたことによって人生が方向づけられたという人もおります。現に、先生に褒められて保育士や教師や音楽家になったという人も大勢おります。褒めて育てるとするのは、まさに教育の基本であります。議員の子供を褒めようという趣旨の御提案は、そういう意味で大切であり、敬意を表します。

現在、町内の小・中学校では、褒めて育てるという教育の基本に沿って、学校教育の中で積極的に表彰を取り入れております。

まず、住吉小学校では、6年間の皆勤、マラソン大会における上位入賞、読書目標が達成できた子、善行や特に努力が認められた子などを表彰するとともに、自分の決めた目標に対し達成できた場合に、自慢証書の授与を行っております。

中央小学校では、榛原地区のコンクール特選者や陸上競技大会での入賞者への表彰を行うとともに、学校活動への取り組み方や努力についてのすぐれたあらわれのあった子を表彰する中央きらきら賞の授与を行っております。

自彊小学校では、1年を五つの期間に分けて、それぞれの期間に目標を立てております。そして、その目標に向かって頑張った子、特にすぐれた行動をした子、優しさを発揮した子などを表彰する自彊賞の授与を行っております。

各小学校とも、できるだけ多くの子が表彰を受けることができるよう配慮をしております。

吉田小学校では、生徒の意欲を喚起するのを目的として、各種大会やコンクールにおいて優秀な成績をおさめた生徒に対し、ほかの生徒の前で顕彰するとともに、学校だよりで各家庭に紹介するなどの取り組みを行っております。

さらに、教育委員会においても、榛原地区の大会等で特選以上の受賞者や各種目で1位となった児童・生徒及び新記録を樹立した児童・生徒などに対し、教育振興事業の中で表彰を行っております。これ以外でも、大会やコンクールの主催団体によるスポーツや作文、書道、ポスター、英語スピーチなどの表彰機会に加え、各種団体等による善行表彰などもあります。

ただ、表彰につきましては、大きな効用がある反面で難しい課題もあります。だれが、いつ、何を表彰するかであります。人命救助やスポーツなど、ある種の表彰のように表彰基準のはっきりしたものはよいのですが、基準があいまいで推薦者の主観に左右されたり、何よりもうっかり見落としがあったりしますと不平等を生じ、表彰の趣旨を損なう危険があります。

特に、ある種の権威を持つ自治体や教育委員会や学校などが子供を対象に表彰する場合には、幾つもの難しい問題があります。学校が自治体表彰の候補者推薦を依頼されると、個性豊かな大勢の子供たちを前にして、教師は困惑するのではないかとというふうに思います。私たちは、いわゆる表彰という形よりも、家庭や社会や家族で子供たちのよい行いや頑張りを見つけたとき、その都度、周りの家族や地域の大人や学校の教師が「偉いね、頑張ったね」とか「ありがとう」という言葉で褒めてあげることが、将来にわたって子供たちの心に残る最高の評価になるのではないかと思います。そういう意味では、地域全体に褒めよう運動といった雰囲気を広がり期待します。

ただ、ご提案の表彰条例につきましては、今申し上げましたような理由で、教育委員会としては、制定は難しいのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 行政の守備範囲の見直しにつきましては、いろいろ御説明いただきまして理解できました。平成16年にスタートさせたゼロベースの検証ですね。

それで、私も1年前の新人の研修会の席で、ある課長さんから総務課の事務分掌の説明を受けまして、非常に項目は多かったわけですが、これだけ多いものを何人の職員でやっているんですということを伺いました。当然こういうこともやっておられると思いますけれども、その分掌を印刷しますとかなりの量があり、それを一つ一つ検証していますと、極端なことを言いますと、年に二、三回の仕事と毎日出てくる仕事、とにかく非常に事務量も多いものとか全部まざっているものですから、なかなかあれを分掌表を見ただけではその事務量というのはわからないものですから、これは浜松市で、最近新聞にも掲載されましたけれども、市民が浜松市の61の事業を評価したと。当然、これには683事業から、仕分け対象に選んだ61事業のうち、いわゆる民間の政策シンクタンク、それから市民、横浜市、それから愛知の豊田市などの自治体職員、学者が集まりまして、その全部の683の中から選びまして、それを必要かどうかをチェックした結果、61の中の18事業が不要と、こういったものはやめてもいいじゃないかという判断が出たそうです。不要が18事業、それから、これは民間にやってもらったほうがいいじゃないかというのが5事業、国・県、広域で実施したほうがいいじゃないかというのが2、改善して市が実施するが28、現行どおりが8の結果ということだったそうですけれども、これは仕分けの対象事業に、事業費が10万円台のものから、市民の目線から見れば、その仕分けが必要な事業がほかにもあってもいいじゃないかという指摘、それから選定への苦言というものがかなり出たようですけれども、不要事業の18の中に、敬老祝い金とか2歳児歯科健診、地域スポーツ教室開催、人に優しい公園づくりなどというのが非常に多かったということのようです。

このようなことから、職員が中心になってゼロベースの検証を行い、また進めていくと、いわゆる、よく言われる町民の目線といいますか、そういったことから全部事業をチェックというのはなかなか難しいと思いますけれども、浜松市がやられたのがいいかどうかは別としましても、そのような町民の意見を聞くというようなことは、今後、このゼロベース検証の中には含んでいるかどうかということを知りたいんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問の浜松の事務事業の仕分けの問題なんですけれども、実は私にも招待状が来まして、当初行く予定だったんでございますけれども、別な行事が入ったものですから、ちょっと行けなかったです。これは課長で2名ほど、行かないかということで、当初、ぜひ行きたかったんですけれども、結果として行けなかったんです。それは、前から言われている、構想日本という、いわゆる加藤秀樹さんがやっているシンクタンクがあるんですけれども、そこが、いわば自治体のやっている事務事業につきまして、今申し上げましたように、ばっさばっさ切るというふうな手法で、ある一つの事務事業の仕分けのためには非常におもしろい手法であると思っております。

確かにうちの町のゼロベース検証というものも、職員がいますけれども、一つ議員がお忘れをなさっていることは、私は町民の代表でございまして、役場の職員とは常に一線を画しております。最終的に私が入ることが基本的に町民の目でございますので、私の目線

で最終的にはやらせてもらっております。その点については、今議員から力不足だ、それから力量不足だと言われれば、それはそれでございますけれども、集中改革プラン等も、町の有識者でかなり厳しい意見も出していただきましてやっております。

ただ、今後、事務事業について最終的にどういう方向に持っていくかというのは、これは物すごい先進的な事例なんですけれども、実は新聞に載って、ある程度の自治体のトップは注目しているところがございます、兵庫県に加西市という町がございます。この町のトップは中川さんという方ですけれども、一度電話でお話ししたことがありますけれども、この方が、ある構想を打ち出しました。これは、東洋大学と組んで、自治体のいわば行政というのはすべてほぼ100%近く民間にやってもらうというふうなことが可能かどうか、東洋大学といわば協力体制を組んで、これから学際でやっていくんだそうです。

そこまで話がいつている段階もあるものですから、それは非常に先進的なことなんですけれども、それがいいかどうかは別にしまして、そういうふうなさまざまな事務事業というものを今後どんなふうにつくらなければならないかというものを新しい時代の中で考えるに際して、今申し上げたように、さらに職員にさまざまな大学等に研修に行ってくださいとありますので、そういう職員の先進的な事例を研修したその成果をもとに、一層踏み込んでまいりたいと思っております。

議員御提案の直接町民をその中に参加させると、それにつきましては、今はちょっと考えてはおりません。

○議長（吉永満榮君） 杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 今月の「広報よしだ」6月号に、町長のメッセージ、町づくりの基本的な考えの中にも、役場は町民をお客様とする吉田町サービス会社であると、このように述べられておりますけれども、いわゆる行政は経営、役場はサービス業ということはよく言われますけれども、行政に対して、民間の経営戦略的な意識への転換というものが求められているということだと私は思いますけれども、ただいま説明いただいたものを本当にすべて実施していければ、かなりの成果といえますか、出るんじゃないかと思っておりますので、期待と、こんなことを言って失礼ですけれども、よろしくお願いします。

それから、ちょっと変わりますけれども、次に、いわゆる庁舎内のI C化に伴う料金といえますか、レンタル料の関係ですけれども、去年ですか、レンタル料が年間6,000万とかお聞きしました。今、この中だけですと、200名くらいの職員がおると。そうしますと、1人30万円ですね、年間、投資をしていると、職員に対してですね。ですから、そうしますと、当然、事務の効率化、それから人件費の削減効果というものが求められてくると思います。ですから、個人別にパソコンも用意されているようですけれども、その導入後の庁舎内の事務の共有化であるとか文書処理の電子化システム等、その状況というものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 質問事項にこれは入っていない事項でございます、ちょっと資料を取り寄せていないんですが、これらにつきましても、ただいま町長から答弁させていただきました行政評価システム、これはP D C Aサイクルを導入して、一つ一つの事務事業について見直しをしていくということになります。そういう意味で、一つ一つのすべての事業の見直しをすることになります、当面は20年度は試行を考えておりますので、すべての事

業にはいきませんが、今言われた電算業務自体も当然その範疇に入ってくるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 同じく電算化に伴うものですが、今、国の各省庁、それから地方自治体等、この情報処理費の節約効果に疑問がかなり出てきているということです。システムの発注、それから運用、管理などの見直しをした成果、再検証した結果、成果が出ていると言われているわけですが、これはそのシステムと開発した業者が、運用、それから維持管理、補修、それが1社に限定されておると、そういったことで、開発の業者は、これはよく聞く話に出てくるんですけれども、開発の損を、開発から維持管理に金かかりますけれども、後で取り戻すだけでなく、大きな利益を上げることが確実な仕組みになっているんじゃないかと。これも大々的に新聞に掲載されておりましたけれども、これはシステムに関する職員の知識が乏しいということも業者依存を高めたことになっているんじゃないかということです。

ですから、浜松市の場合ですけれども、そういうことから、情報処理の専門知識を持った職員を、かなり能力のある人を採用して、庁舎内のを一気にチェックし始めた。それから、前回の私の質問にもお答えいただいたんですけれども、自治体は従来からゼネラリストを育てることをメインにして、いわゆるオールラウンドプレーヤーをですね。ですから、庁内にスペシャリストを、各電算なら電算の、置く必要はないということをお聞きしましたけれども、既に業務の高度化、複雑化、情報化等に対応するために、非常勤のコンサルタントでもいいと思います。ですから、庁内にITの推進キーパーソンになるような人を、いわゆる情報提供者といいますか、協力者を置く必要があるんじゃないかと思います。

決して今のレンタル料がどうかということではないんですけれども、事務の見直し、特に電算に関する、これが今非常に行われて、省庁で金融庁が一番無駄が多くて、それを今見直しをして成果が出ていると、そういうことですけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、確かにうちの町もそうでございますけれども、大体もう自治体というものは電算化が進んでおります。ただ、悲しいことに、役所の中に電算の専門家、すなわちシステム設計もできるようなシステムエンジニアであるとか、そういう高度な、いわば情報処理能力を持った人間、極端なことを言うならば、高度なソフトすらも自分で組んでしまうと、そういう人間をかっておくだけの、いわば採用し、そしてその人間を維持しておくだけの、なかなかそういう余裕はないというのが、大きなところになれば別でしょうけれども、地方の自治体になればその辺はなかなか難しいと思っております。

そういうのを考えますと、議員が御指摘の電算機によるところのいわば事務事業の処理というものが、うちの町も導入してから時間がたっているわけでございますけれども、それに対して、本当に効率的なものであるのか、財政的にどうなのか、本当にそれが情報処理的にすぐれているかどうかというのは、やはり外部の人に見てもらわざるを得ないというふうなのが、私は基本的な問題であろうと思っています。

それらを考えますと、やはりいつかはそういう能力を持った方々に、恐らく外部のコンサルだと思えますけれども、そういう方々に、うちの町の情報処理というものが財政的な面、それから技術的な面から本当に最適なものであるかどうかというのをやはり見てもらって、答えを出してもらうのも一つの案ではないかと、そんなふうを考えております。

議員が直接質問している、そういう人間を採用し、どうのこうのという問題は、やはりお金から、またそれから定員管理の面からなかなか難しいというのが、管理者の考え方でございます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 常勤でなく非常勤で、これは私も経験がありまして、業者に相談した場合と、そういうコンサルタント的な非常勤に時々お願いして相談相手になってもらうという人、全然違う、非常に親切といいますか、そういう的確なアドバイスというものをいただいたこともあるものですから、非常勤といいますか、何かあったときに、謝礼というのはそのときだけ要るものですから、そういう形というのも考えられるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） それは現在うちの町は、システムをお願いしているところに随時やっていただけますので、それについては心配しておりません。

○4番（杉村嘉久君） では、この子どもをほめる条例の件ですけれども、非常に説明でわかりました。けさの新聞にも、川根町で、島田と合併しましたあの地域で、子供をはぐくむという会をつくったとか、いろんなことをやられているところがあります。ですから、学校と地域、それから家庭をすることで連携強化にもなるし、またそういう地域の人に関連しますと、今問題になっている携帯電話の裏サイト問題とかいじめ、また学校の休日等の行動を3者連携プレーによる指導等が期待できるということもあるんじゃないかと思えますけれども、また逆に町、学校のPRにもなるということも含めて提案したんですけれども、趣旨はわかりましたので、ありがとうございました。

では、以上で終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で4番、杉村嘉久君の一般質問は終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 私は、さきに通告してあります町の介護保険事業について質問します。

介護保険制度ができてから8年たちました。県が13日に、高齢者の生活実態や意識を把握するため3年ごとに実施している高齢者の意識調査の結果を公表しました。これは14日の静岡新聞にも載っていました。それによると、介護保険制度の認定を受けた人は、「介護保険に満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人は77.4%、一方、「不満足」、「どちらかといえば不満足」と答えた人は15.7%と掲載されていました。この「不満足」、「どちらかといえば不満足」は、前回の調査より5.6%と大幅に増えているとのこと。この傾向

は、吉田町内においても参考になる数字ではないかと思えます。「満足」とされた人は、家族の介護と保険サービスをうまく利用して介護を上手に組み合わせて使っている人、また、年金で保険料、利用料を何とか賄っている方ではないかと思えます。

私は、満足できている人はいいのですが、満足できていない方15.7%の人の不満な点、この点が問題だと考えています。制度が始まった平成12年当時より、町の認定者数は、平成18年と比較すると442人から707人へと1.6倍に、介護給付費は、4億7840万円から11億2991万円の2.4倍に利用が大幅に伸びています。しかし、本来、老いても自分らしく、社会的に支え合う介護であるべき介護保険制度なのに、利用したくても利用できない人がいたり、そのために家族の負担が重くなっているという状況があると思われます。

これまで介護保険制度は、重い利用負担や施設整備のおくれなどのために、必要なサービスを受けられないという矛盾を抱えたまま実施されてきましたが、平成18年度の制度改革改定では、さらなる負担増、介護サービスの取り上げ、介護施設整備の抑制などが強められています。最近、50代、60代の人から「私たちが必要なときに使えるのかしら」という声も聞こえてきます。年金と同様、国の制度であり、国と国民との契約であるにもかかわらず、改悪されていくことに多くの国民が不満と不信感を持っています。

また同様に、平成18年度の改定で介護報酬は全体としてマイナス改定となり、施設や事業所の運営や現場で働く人の待遇が大変厳しくなっています。最近の報道でも、ヘルパー集まらず、訪問介護事業が減少、閉鎖ということですね、報酬切り下げが影響、福祉の専門学校や大学で募集の定員割れ、こういう記事が大きく見出しに書かれています。介護を社会全体で見るとこの制度を充実させていくために、家族や介護の仕事に携わる人たちと一緒にこの制度はよくしていくことだと考えます。

そこで幾つかお聞きします。

施設のことですが、近隣にも新しい特別養護老人ホームもできましたが、町にある施設に入所の希望を出しても、待機者が多くてなかなか入れない状況が、当初から今も続いています。ショートステイも2カ月前からの申し込みが必要で、使いづらいという声も聞こえてきます。なぜこのような状況が生まれているのか。また、急に利用したいときに対応はできているのか。需要に対して施設が不足しているのではないか、お聞きします。

次に、介護の職場で働く人のことですが、制度導入時は、多くの人が勉強して資格を取り、やりがいのある仕事として若い人たちも職につきました。しかし、2回連続の介護報酬の引き下げ、03年度には13.5%の引き下げ、06年度には24%の引き下げということで、施設や事業者には大変苦しい運営が続き、働く人の給料を下げたり、本来やらなければいけない職員の研修などができていないということで、大変苦慮しているのが実態です。

町の介護保険事業計画に、「保健福祉サービスに携わる人材の育成、確保は重要な課題です」と書かれております。マンパワーの育成を町の任務と位置づけているのですが、町として具体的な対策はどのように考えていますか。

次に、保険料を払えない方のことについてお聞きします。

介護保険料は現在3,400円で、県下40市町中24番目で、中ほどです。1号被保険者は年金天引きが原則ですから、対象者の100%は収納されております。しかし、年金額が月に1万5,000円以下の方は普通徴収です。こうした方の中には、保険料が納められずに滞納になってしまっている方がおられます。70歳、80歳の方や、ひとり暮らし、高齢者世帯の方がいま

す。介護保険で、介護が必要になったとき、町はこの人たちにどう対応するのでしょうか、お聞きします。

介護認定とサービスの利用のことですが、18年度の改定時、給付費の適正化の名のもとで、介護度が1ランクも2ランクも下がっている人がいます。それによって、当然受けられるべきサービスも少なくなってしまうため、その分、家族の負担が増えたり、本人が体の状態を維持するために行っていたのが行けなくなって後退したり、できるだけ自立して生活したいという思いをむしろ逆行させることにならないか、危惧するものです。実情はどうでしょうか、お伺いします。

最後に、今年度は第4期介護保険事業計画を策定することになっています。年度内に向けて計画が検討されていきますが、財務省は、軽度の要介護者を介護保険の対象から除き、介護給付費を削減するというふうな試算を出しています。平成18年度の制度改正で介護度が下げられ、さらに軽度と判断しておいて給付の対象から外す、これではますますサービスが遠のき、本来「介護の必要な人を社会全体で支えるという介護保険制度」の当初の目的が薄まるのではないのでしょうか。町は、実態を踏まえ、利用者の立場で国へ意見を言っていくべきではないかと考えております。

以上、質問します。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 初めに、1点目の介護基盤整備は十分かの中の、町内の特養施設に待機者が多くいること、ショートステイの申し込みが2カ月前からの受け付けになっているが、需要に対して施設が不足しているのではないかについてお答えします。

平成20年6月1日現在における町内の介護老人福祉施設の待機状況は、施設の入所定員数100人に対して、吉田町の住民の方が90人、他市町の方が90人待機しております。ただし、施設を重複して入所申請をしている方がおりますので、待機者の実数をあらわしているものではありません。

都道府県は、各都道府県における介護保険事業支援計画において、高齢者保健福祉圏域ごとの介護施設サービスの必要量に基づき、介護老人福祉施設の必要数を定め、介護サービス事業者の指定の推進を図るとともに、施設サービス基盤等の充実に努めているところであります。

静岡県におきましては、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業支援計画の中で、高齢者保健福祉圏域である志太榛原圏域における要介護者数を推計するとともに、各種サービスの必要量を定めておりますが、そのうち介護老人福祉施設の必要入所定員総数を平成20年度末までに1,574人とすることとしております。

現在、島田市湯日に施設の入所定員100人の介護老人福祉施設の建設が進められており、本年度じゅうに完成すると、目標値に達すると聞いております。この施設は、当町から距離が近いこともあり、当町の待機者の減少につながるものと期待をしております。

また、静岡県の第3期介護保険事業支援計画の中で、高齢者やその家族が満足するサービスが提供される社会の指標として、高齢者100人当たりの介護老人福祉施設の必要入所定員数を設定しております。この数値は、目標値の介護老人福祉施設の必要入所定員総数を当該

年度の高齢者の推計人口で割り、100を掛けたものでありますが、平成20年度末の目標値は、静岡県全体では1.69人、志太榛原圏域では1.46人と定めております。

当町における介護老人福祉施設の必要入所定員総数は、平成20年4月1日現在100人ありますので、高齢者100人当たりの介護老人福祉施設の必要入所定員数は1.78人となり、県及び志太榛原圏域の目標値を上回っている状況にあり、数地上の比較では、ほかの地域より入所しやすい環境にあると言えます。

町内の介護老人福祉施設が、短期入所生活介護サービス、いわゆるショートステイサービス用の利用定員数は40人ありますが、平成19年度の利用率は、多床室で、ベッドの多い部屋ですね、73.8%、ユニット型で56.1%であり、町内の介護老人福祉施設で提供するショートステイサービスの利用定員数に関しましては、不足している状況にはございません。申し込みの時期はそれぞれの施設が定めており一律ではありませんが、2カ月前という設定は、介護支援専門員が1カ月ごとにケアプランを作成する工程を考えると、妥当な期間であると考えます。

平成20年度は、平成21年度から平成26年度を見据えた上で、平成23年度までの3カ年の吉田町介護保険事業計画の策定を行う年度となっております。平成18年度以降の各種介護サービス量が計画値に対しましてどのくらいの水準で推移をしているのか調査し、今後の被保険者の推移、必要なサービス量、国の行う制度改正や介護報酬等を勘案して計画案を策定し、介護保険事業計画策定委員会に諮問する予定になっております。

介護老人福祉施設等への入所につきましては、介護保険制度が始まった当初、一般的に各施設では、申し込み順で入所者を決定していたのが実態であり、真に入所が必要な者の入所が、直ちに入所の必要のない者より後になったりするという問題がございました。こうした問題を解消するため、平成14年度に厚生労働省は、指定介護老人福祉施設の人員、設備、運営に関する基準等を改正し、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案して、サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるように努めなければならないことを規定いたしました。

静岡県におきましては、指定介護老人福祉施設優先入所指針を策定し、入所申し込み者評価基準として、本人の介護の認定の状態、ひとり暮らし等の家族の状態、居住地及び特別な状況を点数化し、点数の高い者を優先することとしておりますので、県内の各施設は、この指針に従い入所判定を行っているのが現状でございます。

したがって、現在は、真に入所が必要な者が長い期間待機するという状況は、起きにくい環境にあるものと考えております。

次に、福祉の志を持って就職した若い人がやめている現状で人材が不足していると聞かれますが、町として人材の育成、確保の対策はどうかについてであります。御承知のとおり、現在、全国的な問題として、介護サービス分野の人手不足や離職率が高い状況にあり、国の取り組むべき緊急課題として国会で取り上げられ、本年5月21日に参議院本会議で、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案が可決され成立し、同月28日に公布されました。この法律は、政府は、高齢者等が安心して暮らすことができる社会を実現するために、介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担うすぐれた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金を初めとする処遇の改善に資するための施策のあり方について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという1条構成の法律でございます。

また、厚生労働省職業安定局雇用政策課の所掌事務としまして介護労働が取り上げられ、介護サービス分野の人手不足や高い離職率を改善し、安定的な人材を確保する仕組みの構築を目指して、労働者の雇用管理の改善、ハローワーク等の支援による人材の確保、定着等を通じた総合的な対策を検討するために、介護労働者の確保、定着等に関する研究会が設置され、平成21年度予算に反映するための対策の検討が行われることになったと聞いてございます。今後の実務上の取り組みが制度改正につながるのか、経過を見守らなければなりません。

町としての人材の育成、確保の対策についてであります。当町の地域包括支援センターが、介護を担うすぐれた人材の育成に間接的に寄与しておりますが、介護サービス事業者の人材の確保につきましては、介護保険制度上、市町村の支援は措置されておられませんので、具体的には実施していません。

人材育成に関しましては、静岡県が実施している、介護保険制度のかなめである介護支援専門員の実務研修の中の初任者研修に、当町地域包括支援センターの主任介護支援専門員が講師として参加し、介護支援専門員の資質の向上に一役買っているところでございます。

また、県立吉田高等学校の福祉科が実施する訪問介護員養成研修1級課程の実習で、当町の地域包括支援センターの職員が講師となり、同センターの活動を通じた吉田町の高齢者福祉の実態を学習していただき、将来の訪問介護員としての実践活動に結びつくように、社会福祉実習の受け入れを行っております。実習の内容は、少子・高齢社会の到来による社会的問題を初め、介護保険法の概要、高齢者介護の方向性、地域包括支援センターの目的と事業の内容の概要を学びます。また、将来、訪問介護員を希望する生徒に対して、実務的に理解できるように業務の実例を紹介し、介護支援専門員、保健師、社会福祉協議会、民生児童委員、病院、ソーシャルワーカー等、他職種との連携の重要性を学んでいただきました。また、ケアプランを実際にどのように立案していくか研修を行い、介護サービスをどのように提供すべきかを考える機会も設けました。

訪問介護員等の育成は、現在、ニチイ学館などの介護保険法施行令第3条に規定する介護養成研修事業者の指定を受けた事業者が研修会等を実施し、施設の向上を図っております。町としましては、介護サービス事業者からの指導、助言等の要請に対応しているのが現状でございます。

このほか、地域包括支援センターが吉田町ケアマネの会を2カ月に1度定期的に開催し、各施設の介護支援専門員同士と行政職員の共通理解を深め、実務におきまして支援困難な事例の検討などを行い、資質の向上に努めております。

また、吉田町、牧之原市を中心とした介護支援専門員の自主的な集まりで、介護支援専門員の連携と資質の向上を図り、介護保険制度やその他諸制度を理解して、地域住民によりよい形でサービスを提供することを目的に組織されました吉田牧之原ケアマネジャー連絡会が、2カ月に1回定期的に研修を実施しておりますが、必要に応じまして介護保険制度や施策に関する研修の実施、行政からの情報提供を行っております。

日常的な個別指導、相談業務としましても、地域包括支援センターでは、地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する相談窓口を設け、ケアプランの作成技術の指導や、制度、施策に関する情報の提供、介護支援専門員が抱える支援困難な事

例などへの指導、助言を適宜行い、資質の向上に努めているところであります。

加えまして、昨年度、吉田中学校3年生の総合学習の場におきまして、当町職員から町の高齢者福祉施策の現状をお話しさせていただきましたが、このような機会を通じて、一人でも多くの学生が高齢者福祉に関心を持たれることを大いに期待したいところでございます。

次に、2点目の保険料未納者の中に70歳代、80歳代の方やひとり暮らし、高齢者世帯の方が含まれているが、介護が必要になったとき町はどう対応するかについてですが、介護保険の保険料の未納と保険給付に関する規定は、介護保険法第66条に、保険料滞納者に係る支払い方法の変更、同法第67条に、保険給付の支払いの一時差しとめが規定され、保険料滞納中の第1号被保険者に対する給付につきましては、滞納が1年以上ある場合は給付の償還払い、滞納が1年半以上の場合は、その全部または一部の支払いを一時差しとめると定めております。また、一時差しとめられた者がなお納付しない場合は、保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができると規定しております。

介護保険料を未納している者が介護サービスが必要になった場合は、当然必要な介護サービスを利用していただきますが、介護保険制度の相互扶助の観点から、まず保険料の納付を御本人または御家族に請求します。そうした相談の中で、保険料納付が1度では困難な場合は、分納という納付方法により納付をしていただく等の相談に応じております。

介護サービスを受けるには、利用者は、介護サービス事業者と契約を行い、その契約に基づいてサービスの提供を受けます。そのサービスの提供に基づき、利用者が事業者負担する介護サービスの1割分につきましては、低額所得者の方は、利用負担額の減額措置や、高額サービスの負担限度額を上回る分につきまして保険給付を受けることができるように、介護保険の制度設計がされております。さらに、生活困窮の状況による場合は、生活保護制度の案内や福祉介護手当の支給等、ほかの福祉サービスの検討や、老人福祉法第11条第2号に規定される措置による施設入所等、その高齢者の介護度の状態、家族構成、収入等の実情を勘案しながら、適切な支援を措置することとなっております。

次に、3点目の平成18年の見直しで介護度が下がったケースが見られ、これらにより家族の負担が増えたり、必要なサービスが削られたりしているのではないかについてお答えします。

平成18年の介護保険法の改正により、要介護認定の仕組みが変更されました。訪問調査の際の調査項目は、生活機能の程度に着目した3項目を追加して82項目とし、主治医の意見書の様式につきましても、生活機能に係る記載の充実が図られました。特定疾病は、初老期の認知症、脳血管疾患といった加齢との関係が認められる疾病に、がん末期を加えた16疾病に変更されました。また、要介護認定におきましては、従来の要支援と要介護1から5の要介護状態区分が、要支援1と要支援2、介護1から5に改正されました。要介護認定につきましては、介護サービスの必要度により判断しますが、必要度の判定を客観的かつ公平に行うため、コンピューターによる1次判定をもとに介護認定審査会が2次判定を行う2段階方式で決定しております。

この法改正では、2次判定の過程で、介護の手間にかかる審査において要介護1相当と判断された人につきましては、認知症高齢者の日常生活自立度や廃用の程度の評価に関する認定調査項目を用いて、高齢者の状態の維持、改善可能性の審査を行い、要介護1または要支援2と判定します。ただし、疾病や外傷等により心身の状態が安定していない場合や、認知

症や思考、感情等の障害により新予防給付の適切な利用が困難な場合は、要介護1と判定します。

当町では、介護認定審査会の判定に公正を期するため、また行政の恣意性を排除するように、介護認定審査事務につきまして榛原総合病院組合に委託し、実施しているところであります。

この認定基準の変更という制度改正によりサービスが使えなくなったということで、利用者の方から静岡県介護保険審査会に対する不服の申し立てが提出されたケースは、現在までございません。要介護認定は、介護のサービスをどの程度行う必要があるのかの判定ですので、必要なサービスが受けられないということは、認定そのものがその方の実情を反映していないこととなります。調査をした時点からその方の介護に関する状態が大きく変化した場合は、要介護状態区分の変更申請により、改めて認定調査を実施することがあります。介護度が下がるということは、その方の自立度が増したということでもありますので、その方の状態に適した効果的なサービスをケアマネジャーが立案し、介護サービス事業者が適正なサービスを提供していくことで、その方らしい生活が実現できることを保険者として望むところであります。

最後に、4点目の財務省は軽度の要介護者を介護保険の対象者から除き、介護給付費を削減する試算を出しているが、本来「介護の必要な人を社会全体で支えるという介護保険制度」の当初の目的に合わないのではないか、町は利用者の立場に立って国に意見を言うべきではないかについてお答えします。

厚生労働省が現段階で示している第4期介護保険事業計画に関する考え方は、基本指針を出す以前の内容で、本年2月27日に開催されました全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議において示した内容でございます。今後変更が考えられますが、その概要を申し上げますと、今回の計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に作成する。高齢者保健計画は不要となるが、健康増進計画、特定健康診査との整合を図る。高齢者保健部分を位置づけても差し支えないとしております。

静岡県では、保健と福祉は関連が深く、高齢者保健計画を一体として計画することを考えており、当町におきましても、一体として計画を策定して考えております。第3期計画において、平成26年度までの中長期の展望をしているが、今回策定している計画は、その中間段階の計画という位置づけであることとしております。さらに、第3期の目標設定として、要介護4、5の施設入所者に占める割合を70%以上とし、施設居住系サービス利用者の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とした平成26年度の目標の変更を行わないとしております。予防給付地域支援事業関係につきましては、施行後3年をめどに効果などの検討を行い、所要の措置を講ずる。効果は検証中であり、改めて考え方を示すとしております。今後、基本指針の改正案の提示があり、介護保険事業の第4期の制度の方向が示されるものと考えております。

財務省の試算につきましては、新聞報道等により聞き及んでおりますが、本年5月15日の参議院の厚生労働委員会の質疑で財政制度審議会が示した、軽度の要介護認定者の介護サービス利用の自己負担を2割増やすとの試算につきましては、厚生労働大臣は、大臣として全く考えていないと明確に否定しており、厚生労働省との見解に乖離がある状況でございます。

町の介護保険事業計画を策定する上で必要な情報収集を行い、こういった国の議論のあり

方を見きわめ、行く末を見きわめ、冷静で的確な対応を講じてまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 再質問します。

初めの基盤整備のところですけども、県の数字を、志太榛原圏ですか、湯日にもう一つできるから、また目標は達成するんだということのようですけども、一方、先ほど答弁の中にあつたように、吉田町に限って言えば、杉の子が片岡と住吉に二つあつて、それぞれに待機者がいて、定員100人のところに町内で90人、町外が90人、ダブっているからということで、何人いるか正確にはわからないですけども、この待機者は、町内はそうだけれども、この志太榛原圏でも相当いると思うんです。県内にもいると思うんです。日本全国で約40万人ぐらいいるというふうに言われているわけですけども、やっぱりこれ、施設足らないと思うんですよ。だから待機者が減らないというか、足りないということだと思ふんです、これも端的に言えば。これはなかなか町でつくるということでもないし、福祉法人とかで来てくれるということになると思うんですけども、最近でも牧之原のほうにもできましたけれども、やはりできて待機者が減らないということは、基本的に足りないんじゃないかと思うんです。

この介護を必要とされる方は、これから多分、恐らくますます増えていくと思います。高齢化が進むのはわかっているわけですから。そういう面で、本当にこの施設が足りなくなるであろうということを考えると、やはりこれは国としてそういう方針、県もそういう方針を出してほしいと思うんですけども、ぜひそこはそういうところをきちっとつかんでおいていただきたいと思います。

それから次に、ちょっとここはいいです。人材育成確保の対策というところで、町長もこれ、計画を出しているわけですね。この中にも、ちゃんとそういう方針は載っているわけです。

それで、介護の職員、これが本当に今、条件が劣悪な条件で、去年でも1年間で5人に1人がやめているという状況で、離職しているということで、私も町内の幾つかのそういったところを回りましたけれども、どこも人集めに苦労していると。特に男性は、雇いたくても待遇の面で雇えないというようなこともおっしゃっていました。

それで、私、町としてできることは、先ほどの答弁の中でありましたけれども、いろいろやっているということですけども、なかなか難しいとは思ふだけだけれども、例えば、この間テレビでやっていたけれども、東京の千代田区のほうでは、職員を集めるために、職員のために家賃5万円を区が補助しているとかという話もありましたし、それから、施設を回ってみると、やっぱり研修が必要なんだけれども、お金もかかるし自腹ではなかなか行けないということで、そこは本当に困っていますよということを書いていましたので、例えば自治体、町がその研修費を補助しているところもあるようですよ。だから、私は、町として何らかの対策というか、財政支援のようなことは考えられないのかということをお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長、水野君。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 自治体におけます研修費等の補助につきましては、千代田区の事例を私もテレビで見ましたが、自治体の介護保険制度の中でのそうした事業の指針というものは、制度上できないというように考えております。それ以外の部分で考えるかとい

うことですが、それについては、今現在はそうした措置については考えておりません。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 町長、保険者としてどうですか。町長としてです。ごめんなさい。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 今、高齢者支援課長が説明申し上げたことですが、基本的に、法的にはその確保については措置されておりません。ただ、議員は、努力目標、いわば政治的にどうのこうのしろというふうなことをおっしゃっているんだと思うんですけども、仮に今言ったことについて前向きに検討した場合でも、また前向きに実施した場合でも、ほかのいわば事業との公平性の観点から、その説明がつきにくい点がございます。そういうことを考えますと、今言ったようなことから、いわばほかの事業、ほかのいわば緊急を要する人々の、今、議員のおっしゃったようなことについて、また支援であるとかそういうことをした場合、公平性の点から非常に難しい問題が起きてくると、そんなふうに思っておりますので、それにつきましては慎重に考えなければならないと思っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 先ほどの答弁の中で、国がそういう法律をつくって、人件費、給料を上げるようなことをぜひやってもらいたいと思うので、ぜひそこは自治体のほうからも強く言っていたきたいと思います。

それで、さっき吉田高校もいろいろ福祉科があつてという話がありましたけれども、これは本当に大事なことだと思うんですけども、私も実は吉田高校の福祉科の科長の先生と会ってきたんですけども、法律が何かこととして変わって、来年から、今のカリキュラムでは国家試験を受けられないというようなシステムに変わってしまうそうです。高校は文科省から、この部分、福祉科の部分は厚生労働省の部分になるということらしいんですけども、今、3年間で1,190時間の授業を受けていたけれども、それじゃだめで、1,800時間受けないと国家試験を受けられなくなってしまうんですよということで、どうするんですかと言ったら、カリキュラムを1,800時間になるようなほうに工夫してつくって、県教委へ出して国へ認可申請をするというようなことになると思うんですけども、多分大丈夫だろうとは言っていましたけれども、それは結果はわかりませんが、そういう努力もしながら、吉田高校は福祉科でそういう地域へということになると思うんですけども、ただ、県内福祉科、私学3校、県立3校、6校あるそうですけれども、大学もいろいろあるんですけども、どこも人が、募集しても集まらないというのが実情のようです。

吉高も40人定員で31人しかことしは入学しなかったということで、ちょっとここの福祉に対する最近の新聞報道で、これだけ劣悪な条件だということで、みんなほかの仕事へ行ってしまうということのようで、そういう中で、吉高がそうやって努力しているわけですので、ぜひ、先ほど吉高が町との関係がいろいろあるというようなことを言っていましたけれども、私、吉田高校というのを町の高校ということで、地元の高校で地元との交流をもっともっと進める必要があると思うんです。

一つ、吉田高校はすごくいい設備があるわけですね。それと図書館も、中に福祉関係の本やなんかがたくさんあるそうで、それから福祉科ですので児童書もたくさんあるということで、私、ちょっとこんなことできないかなということなんだけれども、例えば今、図書館と中学校、小学校はインターネット回線でつながっていて、いろいろ本の貸し借りができる

ようになっているんですけれども、県立高校だから簡単にはいかないのかもしれませんが、そこに吉高も加えると。日常的にそういう本の貸し借りとか、いろんな人の交流とかができるのではないかということと思うんですけれども、実際その辺は可能かなというのは難しいところだと思うんですけれども、考え方としてはどうでしょうかしら、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） これはどこがお答えできますか。

教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） 考え方としては、非常にいい考え方だと思います。現在は小・中学校でやっておりますけれども、それは高校と限らず、いろんな関係機関を一緒にして、できるだけ資料を有効に使うという考え方は基本的にはいいと思いますけれども、実際の問題では、いろいろ研究していかなければならない問題がたくさんあるだろうと、そういうふうに思っています。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） これはこちらで一方向的にできることではないものですから、吉田高校の関係のところとのやっぴりぜひ話し合いをしていただきたいと思います。

それから次に、保険料の未納者の方のことなんですけれども、私も数字をいただいている中で、この方たちに対しては、当然、督促というか面談というか、されているんですよ、どうでしょう。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 未納の方につきましては、当然、保険料の収納のための整理期間に、電話あるいは面談等しております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） この方たちが介護を必要とする人かどうかというのはわからないわけで、そこら辺はやっぴりぜひ正確に情報をつかむということが必要だと思うんです。先ほどは同僚議員のあれで、町はサービス業だみたいなことも、私はそこをどういうふうに理解するのかちょっとわかりませんが、どういうサービスというか、当然、住民はいろんなサービスを受けるといことだと思うんですけれども、やはりここは本当に、多分、滞納するというのは年金天引き者じゃないわけで、年金天引きの人はもう当然自動的に天引きしてもらわなければならないから、年金天引きができない人というところで、そこが、そんなに数は多くないですね。ただ、高齢者なんですね。中にはひとり暮らしの方も14人ぐらいですか、データでありますよね。この間、民生委員の方が全部調査しているというような手は打ってあると思うんですけれども、やはりそこは十分に見ておく必要が私はあると思うんです。

先ほど来、初めに新聞の話をしましたけれども、77%の人は、満足というか、うまく利用できているわけですよ、介護認定者の。それを逆に考えると、年金とかお金に余裕のある人はきちっと受けられていると、お金のない人は受けられないというようなことも考えられるのではないかと私は思うんですけれども、町として当然やるのは、そういう受けられていない不満の人たちに対して、どういう状況なのかをきちっとつかむということが、町としてやるべきことだと思うんです。それで、必要に応じては措置とか手はいろいろ打てるわけですから、そういうのはやっているとは思いますが、ぜひそこは強めていただきたいと思います。

それでは、介護度が下がったケースということで、これ、結構例はあるんですよ、18年度以後。完全にもうサービスは大幅に減るんですよ、これ、受けられるサービスは。例えば高齢者で介護度1から、この人は車いすで生活している人だけけれども、要支援2になり、今要支援1まで下がっちゃったと。家族が見たって、高齢者ですよ、車いすの生活ですよ、ほとんど変わっていない、よくなったなんて思えないのに、何でそうなっちゃうのというケースが幾つかあるんですね。

同じように、デイサービスなんか通うと、自己負担が4万円ぐらい増えちゃうんです。今までは介護度1だったときは2万円ぐらいで済んでいたのに、同じようにサービスを受けると6万円ぐらいになっちゃうもので、あとは自己負担をします。それで保てるということになるわけで、ちょっと何か介護給付の適正化という言葉で言うけれども、本当に適正化という言葉がどういうことなのかなというふうに感じますけれども、そういう例は担当課のほうで聞いていませんか。

○議長（吉永満榮君） 高齢者。

○高齢者支援課長（水野辰明君） それこそ介護度が下がるということは、先ほどの町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、自立度が増した、こういうふうに判定をされたものがあります。状態が変わらずに介護度が下がったというのは、今お話がありました、介護の認定は、介護にどれだけ手間がかかるかというようなことで、この認定の区分が変わっていくというようなものであります。

それから、新しく新予防給付でできました要支援2というようなものにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、これからその方が新予防給付のサービスを受けることによって、改善が見込まれる方がそうした認定を受けるというような制度改正を行ったというように理解しております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） もう一つ例を挙げると、要支援2から要支援1になったという人もいるんだけど、その人も、見た目ほとんど変わらないです。それを介護度が下がったことが、よく自立できるようになったとか、よくなったとかと、いや、それはいいに決まっているんだけど、でも実際は、サービスは2回だったのが1回になるというようなことですので、この間、後期高齢者の保険料が新たに負担増になりました。その方も実際、国民年金ですので、年金の受給額は安いんです。今までは介護保険だけ、3,400円だけ年金天引きされていたけれども、今度は3,000円、後期高齢者の分が年金から天引きされるようになったと。だから、デイサービスを今まで週1回行っていたけれども、行けない、行くともう、それじゃなくても4万そらの年金ですから、それで生活していくのは本当にもう大変ですよ。そういう方はいます。

年金の制度も、介護の制度も、後期高齢者の制度も、1人の人が全部かかっているわけで、出ていく財布は一緒なわけですよ。だから本当に年金の少ない方は、今、本当に大変です。厚生年金とか一定額の年金を受給されている方は、それとか家族がうまく一緒に暮らしてお互いに助け合っているというような形であれば、なかなかいいと思うんだけど、ひとりで暮らしていて年金暮らしでというような話になると、近くに家族がいるにしても、そういう現実というのは本当に大変です。

それで、今後、ことは、先ほども出ましたけれども、町の第4次介護保険事業計画とい

うのを策定する年ですけれども、この策定するに当たって、いろいろ正確な、私はさっき、ここで幾つか質問しましたけれども、そういうのをぜひ留意していただきたいし、だれでも、いつでも、どこでも必要なサービスを受けられるという、本当にそれが本来の目的ですので、事業としてそうなることを求めて質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

◇ 八 木 栄 君

○議長（吉永満榮君） 引き続き一般質問を行います。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。私は、平成20年6月の第2回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、地震・防災対策について質問します。

5月12日に発生した中国・四川大地震、6月6日、中国民生部の報告によると、四川大地震による死者は6万9,130人、負傷者は37万4,031人に上り、1万7,824人が、なおも行方不明となっている。家屋の倒壊は21万棟以上である。中でも学校、校舎の倒壊が四川省だけで6,898棟に上り、校舎倒壊による教師と生徒の被害が犠牲者全体の1割以上を数え、学校建築における耐震基準の甘さと手抜き工事の横行さが指摘された。

また、先週の土曜日14日の午前8時43分ころに、岩手・宮城地震が発生しました。マグニチュード7.2、震度6強を記録したこの地震、震源地が内陸部で津波はありませんでしたが、地滑りや土砂崩れが多く発生しました。16日月曜日の静岡新聞夕刊によりますと、死者は10人、不明者は13人となっています。また、自主避難を含め、被災者約200人が避難所生活をしているという。

私たち吉田町の地震防災についてはどうでしょうか。平成15年9月議会での私の一般質問、東海地震に対する公共施設の耐震性は、特に学校施設についての答弁で「住吉小学校校舎の一部に弱いところがあるが、早急に改修する」とありました。確かに改修も終わったようで、本年5月27日付の静岡新聞朝刊に掲載されました県内公立学校と幼稚園の耐震改修状況の発表によると、平成20年4月1日現在の吉田町における町立小・中学校の耐震化状況は、4学校20棟において100%完了しているとのことで、安心しました。また、町所有の公共建築物は64施設128棟であり、そのうち旧耐震基準で建築され耐震対策を施していない建築物は33

施設58棟あり、全体の45%を占めていると、平成17年6月議会での同僚議員の一般質問に対し答弁がありました。あれから3年が経過したわけですが、町所有の公共建築物の耐震対策はどのように実施され、現在どのようになっているのでしょうか。

これらのことから、次のことについて質問します。

1、小・中学校の耐震診断の基準となる構造耐震指標の数値 I s 値について、改修工事前の数値と改修工事完了後の数値をお聞きします。基準 I s 値0.7以上が耐震性を有することです。

2、3年前、耐震対策を施していなかった町の公共建築物33施設58棟の現在の耐震状況はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、防災ラジオについて質問します。本年4月に、私の住んでいる町内会で隣組の組長さんに防災ラジオが配られました。これは、吉田町内全体において町から各組長さんへ貸し出しされたものだと思いますが、それぞれの家庭にこの防災ラジオがあれば安心の度合いも違うと思います。第4次吉田町総合計画前期基本計画の実施計画書によると、情報伝達手段の充実を図る事業費として、平成20年度から22年度にわたり、防災ラジオの名目で予算が立ててありますが、これは防災ラジオを全戸へ配布していくという考えであるのかお伺いします。

以上、私の質問であります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 地震防災対策について、1点目の小・中学校の耐震診断の基準となる構造耐震指標の数値 I s 値について、改修工事前の数値と改修工事完了後の数値についてお答えします。

学校施設がその機能を十分に発揮するためには、安全で安心できる施設である必要がございます。いかにすばらしい教育活動が計画されたとしても、施設に問題があっては十分な成果が得られません。また、過去の大災害の経験からもわかるとおり、いざというときには、地域の方々の避難場所としても学校施設を使用します。そういった意味でも、学校施設は、大災害に耐え得る建物でなければならないと言えます。

今回の中国・四川大地震では、各地の学校で被害が起き、将来を担う多くのとうとい命が失われたことは大変痛ましいことであり、学校の耐震性確保の重要性を改めて認識した次第であります。

現行の耐震基準は、昭和56年の建築基準法改正により導入された新耐震設計基準によるもので、その特徴としては、建物の変形が過大にならず、壁等の配置がふつり合いにならないように設計し、大地震に対して建物が破損しても、建物を使う人の安全を確保するように設計されるものとしております。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、この改正建築基準法以前の旧建築基準法に基づいた建築物の被害が甚大でございました。このため、平成7年には新たに耐震改修の促進に関する法律が施行され、旧耐震基準で建築された特定建築物につきましては耐震診断を行い、必要に応じて改修に努めることとなりました。

この際、建築物の耐震性能は、I s 値と呼ばれる指標で判断されております。I s 値とは、建物の耐震性を判断するための数値で、国土交通省において安全の目安としての I s 値を

0.6以上としており、さらに文部科学省では、学校施設の耐震改修の目安として0.7としております。

さて、御質問の小・中学校の耐震診断の基準となるI_s値の改修工事前の数値と改修工事完了後の数値について申し上げますと、住吉小学校の管理教室棟につきましては、改修前0.54、改修後は0.73で、昇降及び特別教室等は、改修前0.69から改修後0.86となっております。

中央小学校につきましては、管理特別教室棟が、改修前に0.37から改修後に1.13、教室棟及び特別教室棟が、0.43から改修後に1.02に上がっております。なお、中央小学校には渡り廊下がございまして、これにつきましては、粘りのある柱で構成されており、当初から1.4の数字が出ておりました。

自彊小学校につきましては、0.36から改修後には0.95に上がっております。

吉田中学校につきましては昭和58年2月建築で、管理・教室棟及び特別教室棟は昭和61年2月の建築で、新耐震基準に該当する建物とされております。

また、各学校の体育館につきましては、吉田中学校が平成7年度、中央小学校が平成14年度、住吉小学校が平成15年度、自彊小学校が平成17年度の建築で、それぞれ新耐震基準に適合しております。

このように、町内各学校施設につきましては耐震基準を満たしておりますが、日本も地震大国であることを踏まえ、数値目標の達成にとどまらず、引き続き学校施設の管理、点検に努めてまいりたいと思います。

2点目の町所有の公共建築物の45%を占める33施設58棟の現在の耐震状況はどうなっていますか、すべての公共建築物の耐震診断の結果（ランク・優劣）をお伺いすることと、このリストを町民に公表する考えはあるかについてお答えします。

平成17年6月議会において報告いたしました58棟のうち、その後の調査や耐震診断におきまして、19棟が東海地震に対する耐震性能を有することが判明し、自彊小学校の体育館やわかば保育園の2棟の建てかえを含めると、21棟が耐震基準に適合しております。残りの37棟のうち18棟が耐震診断を実施し、16棟が未診断、3棟が取り壊ししております。

今後の予定といたしましては、さゆり保育園を初めとする保育園の建てかえと、現在使用されていない木造の町営住宅の取り壊しを予定しているところであります。また、その他の施設につきましては、耐震化計画を立て、対応してまいりたいと考えております。

これまで町では、昭和54年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性に努めてまいりました。平成15年5月29日の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月29日に東海地震緊急対策方針が閣議決定されました。その方針では、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけではなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校や庁舎等の公共建築物につきましては、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示されております。

この耐震性能の判定方法としましては、昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた建物につきましては、静岡県耐震診断判定基準により判定し、耐震診断で算出する構造判定指標と静岡県が独自に策定した目標値との比率で耐震性能を判断しております。また、昭和56年6月1日以後の新基準の建物につきましては、静岡県建築構造設計指針・同解説により

判断し、本指針・同解説に定める用途係数で耐震性能を判断しております。

町が所有する建物の東海地震に対する耐震性能のランクづけは、旧基準の建物につきましては、耐震性能がすぐれている、よい、やや劣る、劣るの四つのランクに分け、新基準の建物につきましては、耐震性能がすぐれている、よいの二つにランク分けしております。耐震性能がすぐれている建物とは、軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる建物とし、耐震性能がよい建物とは、倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定されるものとし、耐震性能がやや劣る建物とは、倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることが想定される建物とし、耐震性能が劣る建物とは、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物としております。

以上のランクづけにより、現在町が所有する建築物64施設124棟のうち、東海地震に対して耐震性能がすぐれている建築物は77棟、耐震性能がよい建物は13棟となり、耐震化率で申し上げますと72.6%になります。また、耐震性能がやや劣る建築物は9棟、耐震性能が劣る建物は9棟となっております。その他、耐震診断を行っていない建築物が16棟ございます。

以上、町が所有する公共建築物の耐震性能についてであります。議員から、このリストを町民に公表する考えがあるかお聞きしますと、疑問が提示されておりますけれども、平成18年6月に作成し、ホームページに公表してございます。ぜひとも、町のホームページにございますので、閲覧していただきたいと思っております。

次に、防災ラジオの配布についてお答えします。

災害時等の正確な情報の確保を図るために、本年4月に各隣組の組長さんに防災ラジオを配備したところであります。議員の御提案のように、町当局でも多少の御負担で購入できるよう検討しているところであり、組長さんへ配備したことによる町民の皆様の反応を見きわめているところであります。

また、この防災ラジオは、設置する場所によりましては電波を受信できない点も考えられますが、正確な情報の確保の面から、各隣組全戸におきまして試聴していただくことも必要なことと考えております。また、本年度におきましては、支援を必要とされる各家庭を主に、防災ラジオの配布を予定しております。実施計画にも記載されておりますが、今後の配備につきましては、防災訓練時のアンケート調査などとあわせ意向調査を実施し、方針等を検討する予定であります。

○議長（吉永満榮君） 再質問を行います。

10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。それでは、再質問させていただきます。

まず、総務課長にお聞きしますけれども、吉田町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストが吉田町のホームページのどこに記載してあるのか、御存じでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） ホームページの関係であります。防災関係に類する表示からセットしていただいて、検索は可能ということになります。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

吉田町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストをホームページに記載してあるという話を今、町長からもいただいたんですけれども、町長は今、18年6月、ホームページに載

せたという話ですけれども、自分がホームページを早速検索してみたんですよ、そういう話を聞いたものですから。そうしたら、自分はパソコンは余り詳しくないもので、なかなか見つけ出すことができなかつたものですから、一応事務局のほうにお願いして調べてもらったら、なかなか難しいところへ入っていて、それで一応出してもらいました。そのリストには、ここには19年12月というふうに入っているんですよ。今、18年6月というように聞いたんですよけれども、どちらが正しいかということで、お願いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さん、18年6月に、最初はホームページに掲載しております。御承知のように1年ごとに資料の内容が変わってきますので、その資料を新しい資料に差しかえて新しいものを掲載するということで、19年の関係については現時点が新しいものということで掲載はしている状況です。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それで、きのう、もう一度そのホームページを確認したら、今度はすぐわかるところにぼんと出ていたもので、これは見やすくいいなということで、なぜ最初からそうしないのかなということで思ったんですよけれども。

それで、またこれを、載っているけれども、自分は載せてあるということを知ったことがなかつたものですから、ホームページにこういうことが載っているよということをどういう方法で町民に周知したのか。それとまた、「広報よしだ」でこういう主な施設の耐震性能のリストというのを、ホームページだけじゃなくて、パソコンがないと見られないものですから、広報で公表するということについてはどう考えているか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 18年当時にどのような方法で町民への広報を出していたか、今、その点についてどういう周知で図っていたかというのはちょっとわかりかねますが、今後の方法として、すべてホームページにこのようなものが載っているというのは、紙面上で広報するのはなかなか厳しい面があります。新聞紙上等、また県のほうの広報等の兼ね合いによって、適切な時期にそのときに広報するというのが一番可能かと思っておりますので、今現在広報しておりますあれがPR不足であるということであれば、また再度広報等でPRをかけていきたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

もう一つ、今質問したのは、主な施設の耐震性能に係るリストの公表というのを、インターネット、ホームページだけじゃなくて「広報よしだ」に、主なこの避難施設のというか、その辺を載せることについてはどう考えるかということも聞いたんですよけれども、それについてはどうですか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 避難施設、特に広域避難所になっている六つの小・中・高の関係の耐震リスト、そのような関係については、大変必要な関係でありますので、公表するのもやぶさかではありませんので、対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それから、自分がこれを出したんですけれども、このリストの中のナンバー59番、住吉小学校の校舎、これは耐震補強工事が済んでいるはずだと思いますが、備考欄には何も記入してありません。診断をしたとか、補強済みとかと、そういうことも全然うたっていないものですから、たしか16年に補強してあると思うんですけれども、そのことが書いてありません。

それから、ナンバーの43と46の建物は、水道課の建物ですけれども、これは存在しないということで、先ほど取り壊したのものもあるということですが、そういったものがここに載っているということは、ないものが載っているものですから、その辺について、情報が古いかなということでも思ったんですが、先ほどは1年で見直しをするということなもので、まだ1年たっていないものですから、そうなってもしようがないかなと思ったんですけれども、それについてはどのように考えるか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 県のほうの公表もあわせて、新しい最新版でその都度対応してまいりたいと。その都度、建てかえたからこれをかえるということじゃなくて、県のほうの集計の結果を待って公表しているものですから、県の公表と兼ね合わせて、それぞれの適切な時期にホームページの掲載を改正していくというような形で考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それから、建物の耐震性能が高くても、屋内の書棚とかテレビとかコピー機、また棚の上の本やファイル、そういうのがいろいろあると思いますけれども、それぞれの転倒防止、落下防止の措置というのはどのようになっているのか、お伺いしたいです。それは保育施設とか学校施設、それから役場の庁舎内においてはどのようになっているか、担当課としてどのように把握しているかをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、お願いします。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） それぞれの管理部門がありますので、私のほうですべて保育園の施設、落下の固定の関係も把握している現状ではありませんので、公共建築物の耐震化の状況もあわせて、地震対応にするように、固定、落下物の防止、その辺の指示はいたしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、それぞれの担当課ならわかるということでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 実際管理しているのは担当課ですので、その辺では対応等はどのようにしているか、新基準の建築物に対応する建物の関係はどう管理しているかというような関係は、わかるかと思えます。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、保育施設、学校施設、役場庁舎ということで、それぞれの担当課の課長さんに

それぞれお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 課長さん、よろしいですか、保育施設、学校施設。

まず、社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

保育園の関係でございますが、御存じのように、保育室については、落下物等、部屋でございますので、常に子供さんの安全を図るということで、保育室についてはそういう落下物による想定はしていないというふうに思います。

あと事務室の関係でございますが、事務室も、すべて落下防止をやってあるかどうかというのは私は確認しておりませんが、新しい施設ですと、倉庫とか書庫とかそういったものは人と接するところではありませんので、そういった二次的な災害を避けるべく、部屋がそういう構造になっていると思います。古い施設については、やはりそういったところまで手が回らない部分、事務室ですね、あるかとは思いますが。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） 学校教育課です。ただいまの件につきまして、学校関係につきまして御報告をさせていただきます。

吉田中学校につきましては、平成18年度におきまして、金額で約100万程度でございますけれども、学校のピアノ、これはグランドピアノ、アップライトがあるわけですが、そういったものの固定化、それからテレビ転倒防止、それから図書室の図書棚、冷蔵庫、書庫類、そういったものにつきましては、転倒防止、または落下防止ということで工事を行っております。

それから、3小学校につきましては、同じような内容になりますけれども、ピアノ、それからテレビ、特にテレビ等につきましては、各教室にあるということで、固定化を図っておるという状況でございます。特に子供さん、小学校の場合、児童になりますけれども、教室等にいる場合が多いということで、その辺につきましては十分にそういったことがないように配慮をしているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 庁舎におきましては、契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

庁舎の状況でございますけれども、庁舎の書庫棟につきましては、1階の集密倉庫、6階の集中管理の書庫、こうしたところにつきましては、転倒防止ということで耐震性を持った形で整備をしております。

それから、各フロアに置いておく書棚等につきましては、各課で自由に好きなものを購入するというようなことはできないようにしてございまして、我々、現在ですと契約管理課のほうで一定の規格を持ったものを配置するというので、余り高いものは置けないと、それから荷物等もその上にはうずたかく積まないというような指導をしながら、転倒防止に努めておるわけでございますが、またテレビにつきましても、テレビの転倒防止のベルト等で固定をするというように努めてはおりますが、一部未実施のような箇所もあるように感じておりますので、もう一度点検をし直したいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私、これは一回り全部調べました。それで、保育施設、これほとんどやってあります。園長先生と話して、業者の方を頼んでやってもらったり、自分たちでやったところもありますが、保育施設はほとんどできておりました。

それから、学校施設のほうは、すべてちゃんと金具もついていました。

それで役場の庁舎のほうは、6階から言うと、産業課のほうがちょっと不十分でした。つくりつけの書棚、これは扉がついているもので、それがロックしているようになっているのですから、まず落ちてくることはないですが、ただ、湯沸かしなんかのところに、それぞれ茶だんすといいますが食器棚があって、それが普通の家具屋さんで売っているようなものなのですから、それが置いてあるだけで固定はしてありませんでした。

それから、5階の学校教育課とか社会教育課ですか、この辺も不十分で、テレビだけちゃんとベルトでとめてありました。これは先ほど言ったように、契約管理課のほうでやったということを知りました。

それからあと、フロアに棚があって、その上に本とか書類、ファイルとかというのを積んであるわけですよ。そういうのは全然ただ置いてあるだけなものですから、地震のときに揺れて、かなり落ちてくるんじゃないかなというふうに思いました。だからその辺を何とか工夫したほうがいいんじゃないかなと、そう思います。

それとあと2階の都市建設課なんかも本棚が別の部屋にあるんですけども、本棚があっても、そこへいろいろファイルが入っているんですけども、ひもで落ちないようにしてあるとかと、そういうことをしていないものですから、ばさばさ落ちてきてしまうんじゃないかなと。たまたまそこにいたときに揺れたら下敷きになってしまうんじゃないかなということでした。役場の庁舎内がなかなかやっていないなというふうな感じを受けました。

それから、以前、家具転倒防止補助金というものが町でつけてあるわけですけども、これが高齢者ということで見てあるんですけども、以前、自分が、災害が発生したときに活躍する消防団に対してこの補助制度を使って、団員の安全を図って、町民のために任務を果たしてもらったらいかがか、こうお伺いしたときに、当時の総務課長さんは、そんなことはそれぞれ自分でやることであり、団員においては自主的に行っていると思うと、こう答えられました。ということなものですから、今現在、消防団員の何%ぐらいがこの家具なんかの転倒防止の措置を行っているのか、把握しておりましたら答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） ただいまの御質問の内容ですが、ちょっと把握しておりません。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、役場の職員も災害発生時のときにはいろいろと役割は持っていて、招集の連絡が入れば、急いで役場へ登庁することだと思います。当然のことながら、役場の職員の家でも、この転倒防止の措置ができていて当たり前じゃないかなと思いますが、課長はもちろんだと思いますけれども、職員の家については何%ぐらいできているのか把握しているか、お

伺います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 職員全員について、別に把握しておりません。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

やはりそういう災害があったとき、とにかく活躍するというんですか、本来は自分で自分の身を守るということが大事ですけれども、消防団とか役場の方とかというのは役割があるものですから、そういう方が動かなくなってしまうと、やっぱり町民を助けることもできなくなってしまうということで思うもので、やっぱりそういうことで、消防団、また職員の方も、転倒防止の金具をなるたけつけるように、そういう配慮をしてやっていただけたら、それがイコール町民の生命、財産を守るということにつながるんじゃないかなと自分は思いますが、その辺についてどうですか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員のお考えでございますけれども、例えば役場の職員の家がすべて耐震基準を満たしているか、それから、役場の職員の家の中にあるものがすべて固定配置されているかどうか、そこまでやったら、これは莫大なお金がかかりますよ、はっきり申し上げてまして。それはだから努めるということで、私はよろしいかと思っております。

議員さんたちもこの町の宝ですから、議員さんたちのお宅は全部耐震性能されていますか。議員さんたちの家のものは、すべて落下防止されていますか。そういうようなことも踏まえて、ある程度常識的にももの考えるのが妥当ではないかと思っています。

例えば庁舎内においてあらゆるものが固定されているということになれば、そんなことはほとんどできません。例えば机の上とかいろいろな書類があると、それだって吹っ飛びます。それをすべて固定しなければならぬのかと、こんなことになります。また場合によっては、勤務をしている職員だって、強烈な地震が来れば吹っ飛びますよ。だから吹っ飛ばないように固定して仕事をやるんですか。

だからそういうことではなくて、基本的に常識的にももの考えて、大きなものについては、落下しないとか吹っ飛ばないとか、そういうような措置をする、そういうような措置に努めるというようなことを心得ていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番です。

常識でものを考えていないのは町長だと思います。人間は固定できるわけではないですよ。ただ、当たり前前に考えて、机のようなものは、滑らないようなこういうメッシュのゴムのシートがある。その上へ置くとかといろいろ考え方はあるわけですよ。そんなことも知らないと思うと情けなく思います。ですから、一応常識に考えて、自分たちがやらなければいけないことをやっていますか、役場でそういうことをちゃんと指示していますかということ、僕は質問したわけです。

〔「議長」の声あり〕

○10番（八木 栄君） 職員には聞いていません。

〔発言する人あり〕

○10番（八木 栄君） 今聞いていません。

議長、今、質問をしていない。聞いていないじゃない。

○議長（吉永満榮君） 言ったから答えただけで……

○10番（八木 栄君） まだ終わっていないじゃない、質問。

○議長（吉永満榮君） ちょっとだけ聞いてください。

○10番（八木 栄君） 何で。おかしいじゃない、途中で手を挙げるなんて。

○議長（吉永満榮君） 何とおっしゃるか聞いてください。

○10番（八木 栄君） 変だね、議長。

○町長（田村典彦君） 例えば私が自分の部屋でたくさん本を持っています。そのたくさんの本もすべて吹っ飛ばないように固定しなければならないですか。そんなことをやっていったら、それこそ一体何のために仕事をしているか、職員に対してもそういうような問題が起きてきますよ。

○議長（吉永満榮君） それに対して、10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私は、自分のこの寝ている周りは、なかなか高いものは置いてありません。低いものです。なかなか転倒しにくいもの。どちらかというところだと散らかっているという感じですけどもね。だから個人的にやっぱり、阪神・淡路のときもそういう転倒したものの下敷きになって死んでしまったとかという話が結構あったものですから、私は私なりに勉強机ぐらいのものより高いものは自分の寝ている周りにはありません。それぐらい自分は自分で気を使っています。だから皆さんもそれくらい気を使っていますか、役場の総務課として、それじゃ、そういうことを職員にも心がけるようにしていますかということをお聞きしたわけで、そんな何を固定したとか、そこまで、そういうことを言っているわけじゃありません。

常識的に考えて自分で判断してということで、前の総務課長が「当然やってあると思いますよ」と言ったものですから、それじゃ、役場の職員も当然やってあるのかなということで今聞いたわけです。それは消防団員に対して当然やってあることだと思えますよと言ったもので、それじゃ、役場の職員なら余計、当然やってあるのかなと思って今質問したわけです。

じゃ、次の質問をしたいと思えますけれども、耐震性能表示ですけども、東海地震に対しての耐震性能を有する建物というのは、ランク1ということになっています。これは、ホームページのこのリストに載っていました。それで、耐震性能を表示している建物と表示していない建物がありますが、それはなぜでしょうかということです。

また、表示してあるのに、ランクを示す1、2、3。1で言うと1のA、B、2、3というところに、丸印ですね、印がしてありません。してあるところがありました、していないところがほとんどでした。それはなぜでしょうか。

それから、表示してある用紙の色、黄色と緑ですが、それと文字の大きさなどが大変見にくいと思いますが、それについては規定があつてそのものを使っているのでしょうか。そうでなければ改善する考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 町有建築物の耐震性能等の表示ということで、御承知のように、表示の対象とする建築物、吉田町では26棟表示をしております。しかしながら、県下の市町村の状況の取り組みをしてみますと、20年4月1日現在では6市町村だけ表示をしていると、実施率で15%、その中にも吉田町が入っているということで、前向きに表示は

しておりますということを、まず御理解いただきたいと思います。

その建物の26棟であります。大きく分けて、不特定多数の人が利用する建物に表示をしておる状況であります。例えば特定される建物、町営住宅とか利用者が限定される建築物、また小・中学校の渡り廊下とか附属的な建物、そういうものには表示はしていないということでもあります。表示対象建物の例を挙げますと、役場庁舎、神戸集落センター、大幡会館、下片岡会館、体育センターとか総合体育館、学習ホール、中央公民館等々の建物について表示を26カ所していると。その中でも、今、議員さんの御指摘のように、耐震性能がすぐれている建物、耐震性能がよい建物、また耐震性能がやや劣る建物についても表示しているわけでもあります。

劣る建物の関係については、一部の例を申し上げますと、大幡会館とか下片岡会館、体育センター、総合体育館、中央公民館等は、劣る建物であります。不特定多数の方が出入りするということで、劣りますので、ぜひ気をつけてもらいたい、警戒宣言発令時には建物に入らないでくださいとか、そういう表示でやっているわけでもあります。これは、18年8月からラベル表示をしております。地域の住民に、避難地でありながらこの建物については危険ですよというものを明らかにしているということでもあります。表示の例としては、県の表示の例を参考にして吉田町で作成し、表示させていただいたということでもあります。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、表示がしてあるものとないものがなぜあるかということを知りましたが、ランクを示すその1のA、B、2、3というところに丸印で示して、ここの建物はランクの幾つですよと丸で印してあるところもあるんですよ。印がしていないところが多いものですから、なぜそういう印がしてあるものとないものとあるのかなと、ただ忘れてただけですかね、その辺をお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 単なる忘れてただけか、そういうようなことではなくて、1Aというものは対応性能がすぐれている建物、そのランクづけが、1Bとは、対応性能がよい建物というようなこと。そこで、先ほど言いましたように、劣る建物については、そういう警戒宣言時の建物に入らないでくださいよというような意思表示を明確にしているということでもあります。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 質問の内容がちょっとわからないようではございますけれども、こういう紙があって、後ろのほうで見た人いますけれども、1があってA、B、2、3というふうに、こう分かっているわけですよ。1があって2、3、1の中にAとBがあって、1のAなら1のAへ丸をくればいわけですが、そうするとここに、この建物は大変すばらしい建物です、2、3なら、3へ丸をくれたら、3は、地震が来たときつぶれてしまうおそれがありますというふうに書いてあるんですよ。

だから、この建物が実際どのランクで、今この建物はどういう状況ですよというのがわかるために、それがわざわざ張ってあるわけですよ。だけれども、そこに、この建物は1ですよ、1のAか、Bか、2か、3かというものが、印がしていないもので、張ってあるけれども、ランクが何だかわからない。だで、何で印がしていないのですかと僕は聞いて

いるんですよ。ランクを書いているのはわかります、読めば。読みにくい。だけれども、その中のこの建物はどれかなというものがわからないわけですよ。だもんで、なぜ印をしていないのですかと聞いているんですよ。

○議長（吉永満榮君） どうぞ。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） やはり表示には、見た人がわかりやすく表示するのが適当だと思います。今御指摘のような関係で、わかりにくいということであれば、再度調査して、わかりやすい表示に変えていきたいと、そのように思っています。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

時間もないものであれですけども、自分は一回り回りました。重立ったところを、大体避難所となるところを回って、全部で26カ所回ったわけですよ。その中には、表示があるところもないところもありました。表示があるところによって、丸印がないところが結構あったわけですよ。名前を挙げれば挙げられますけれども、時間がなくなってしまうものでやめますけれども、一通り見て回って確認して、丸がついていなかったら、ちゃんと丸をつけておいてください。これは要望です。

それから、あとこの防災マップについてお伺いしますけれども、この防災マップ、これは各戸へ配られているということですが、この中に避難所と表示してある場所があるわけですよ。それで、現地においては、ここが避難所ですよという建物に対して、ここが避難所ですよという表示がありません。避難地というのは各学校で、小学校と中学校と、あと吉田高校ですか、この5カ所が避難地ということで、ここへ行きますと、グラウンドの隅に、ここは避難地ですよと、ちゃんと看板が大きく出ていますよ。ですけども、避難所というところは、全然ここが避難所ですよという、こういう表示がありません。だもんで、それはあったほうがいいんじゃないかなと自分は考えますけれども、どうかと思います。

それから、大幡会館、下片岡会館、さゆり保育園、現在のさゆり保育園です。それからすみれ保育園、吉田町体育センター、吉田町総合体育館、中央公民館などは、避難所ということであるけれども、ランクが2か3です。先ほど言ったように、2は、地震が来たとき、つぶれてしまわないけれども、かなり被害が出ますよ、3は、つぶれてしまう可能性がありますよということになっています。だから、そういうところがなぜ避難所として指定してあるのかなと、つぶれてしまうかもしれないところを避難所と指定したら、そこへ避難したら、今度、余震が来て、その振動で2回も3回も受けたらつぶれてしまうんじゃないかなと自分は思うんですけども、その辺についてどのように考えているかということをお伺いします。

それから、自彊館や川尻会館は避難所に指定されていますが、耐震性能の表示もされていません。これは各自治会の持ち物であるものではないかなと思いますが、やはり避難所に町として指定してあるなら、ここが避難所ですよという表示をやってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 避難所の看板です、最初は。

総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 最初にお答えしますが、いわゆる自治会とか個人所有のものについては、避難所としての位置づけは特別しておりません。あくまでも現在においては、市町村が所有する公共建築物の関係を主体的に位置づけておるわけです。仮に

現況において、地震が発生した後でも、十分対応し、避難所として提供できるというようなことであれば、避難所として貸していただくということも可能かと考えております。

それともう1点、すべての建物に避難所としての位置づけがないということではありますが、現況において、先ほど議員さんからも御指摘のように、被災後どのような状況に建物があるか十分わかりませんので、避難所として適切かどうか、いわゆる避難できる建物か、被災後ですね、住める状態なのかというものを勘案して、避難所としての対応を考えているわけで、最初から完全なる待機施設としては耐震化の施された施設を活用していただくということを考えているわけです。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この全戸に配られている吉田町防災マップ、これにはちゃんと、緑で四角く囲って「ヒ」と書いた避難所というのが結構あるんですよ。それで、本当に丈夫な建物しか使えないようなら、そこだけ避難所ということにして、もしかしたら使えるかどうか確認しないと使えないという場合は、準避難所とかという形でここへ書いて、ちゃんと調査してから、そこへ入れますよというような形にしないと、この地図を見ている衆は、必ずこの四角く囲った「ヒ」という避難所へ飛んでいくわけですよ、何かあったときに。それで入れなかったら困るんですよ。だもんで、そういうこともちゃんと考えて、だから、もう少し考える必要があるんじゃないかなと自分は思います。これは要望だけでまた考えてくれますか。

[発言する人あり]

○議長（吉永満榮君） 何かありますか、総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 御承知のように、震災後の関係だけを申し上げるなら、それでも構わないと。避難所というのは、風水害もあるわけでありまして、町民の方々がそのときの対応についてどう考えてどう避難するかというものを、逐一、大震災がここが避難所、雨の場合はここが避難所と定めているわけではありませんで、そのときの判断によって実施しているわけです。それで防災訓練の対応につきましても、一応広域避難所として5カ所を設定して、そこで一応避難の対応をしているわけでありまして、自分の自宅が耐震化されて十分だということで地震発生後も対応できれば、自分の自宅で待機、いわゆる生活をしていただければいいわけで、一口に言って画一的にこうしなければならないということは定めているわけではありませんで、このような対応のできる時はこのようにしてくださいという対応でやっているわけでありまして、今の御指摘の点、準避難所、避難所という、またその点についてもわかりにくい点があるかと思っておりますので、その点については今後検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

あとハートフルも一応避難所というふうに指定してあります。それで、たしかハートフルはランクは1Aだと思いましたがけれども、ですけれども、あそこに中庭に屋根があって、屋根がガラスできていますよね。ガラスが、網が入っているものですよけれども、あと中庭に面したところもほとんどガラスなんですよ。ガラスが、学校なんかは、強化ガラスだと強化ガラスのマークが入っているもので、すぐわかるんですけども、あそこのガラスはマークが入っていないもので、普通のガラスかなと自分は思ったんですけども、これにつ

いて、あそこのガラスが強化ガラスになっているかどうかということと、中庭の屋根がガラスで網が入っているけれども、垂直に立って普通の防火ガラスとして使えば、落ちることはそんなにないですけれども、斜めにこうなっているもので、重さで落ちる可能性があるもので、その辺で危険性があるかないかということをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 本来なら、この耐震化の評価は附属するものも含まれますので、ハートフルの関係については、その中庭の屋根の部分も、附属する建物として耐震化がいいということで、耐震診断の結果は出て対応しているかと思います。ガラスの関係につきましても、当然それも含めた耐震化の関係で評価されておりますので、強化ガラスであるかは、ちょっと今のところ現時点においては把握できませんが、それに耐え得る建物としての評価であろうかと思っています。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

自分は、ガラスが強化かどうか、ちょっとマークがないということでわからなかったもので、その辺、じゃ、後で調べて教えてください。

それから、防災無線です。これ、各自治会や町内会へ配ったようですが、この無線機というの配っているばっかじゃ何も機能を果たさないものですから、ましてや使い方がわからない。置いたままで電池がなくなってしまうということがあるものですから、この無線機を使っての情報伝達の訓練とか利用方法の訓練、こういうことをどのように計画を考えているのかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 無線機の関係であります。先日、津波の訓練時の研修会というんですかね、7月に予定されております津波訓練の関係の研修会に、各町内の町内会長さんに集まっておきまして、そのときにもその無線機の使用の関係について御説明して、ぜひいろんな場面を想定して利活用していただきたいということも含めて研修も実施し、今後利活用していくということをお願いしておきました。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

あと避難地というところには大体、大きな防火水槽ですか、それとかステンレスだかの車の後ろへ積むような飲料水のタンクも置いてあるんですね。だけれども、あれがずっと起きっ放しにしてあると、太陽の熱なんかで中の水がだんだんお湯になったりとかいろいろなあって、藻が生えたりとかということがあるかもしれないですけれども、そういうこともあるものですから、この貯水タンク、防火水槽と飲用水のタンクと二つについて、どのように水の管理をしているか、水の入れかえなんかはどれぐらいの周期でやっているのか、その辺をお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 点検についてお願いします。

総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 広域避難地には、2トンタンクの給水を実施するタンクを設置しておるわけでありまして。議員さん御指摘のように、やはり水道が滞って使用しないと、水というものは長期間置くと飲料水として使用できなくなることが多いわけでありま

すので、各小・中学校にはお願いして、常時手洗い等で使ってもらいたい等お願いして、飲料水に適する状態に常においていただくということをお願いしております。

それと、一番最初つくったタンクの中央小とか自彊、住小の関係については、もう耐用年数も経過しているものですから、随時新しいタンクに切りかえて新しいものにしていくということも考えておりますし、年に1回の検査も実施して対応しているところであります。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

あと最後に、あやめ保育園とすみれ保育園ですか、このところ、中庭に面したガラスとか、それがアクリル板みたいな感じで、結構、見に行ったときに、細かいひびがずっとサッシとか周辺にあったもので、ガラスじゃ割れてしまうもので、多分アクリル板だと思いますけれども、その辺が、先生は強化ガラスじゃないですかと言ったけれども、自分がたたいたりしたときは音がアクリル板みたいで、それで黄色いオレンジのような色の板もあったもので、ガラスでなかなかああいう板はないものですから、その辺がどうなのかということと、もしそれがアクリル板ならそんなに割れて飛び散るということはないと思うんですけども、ガラスならせめて飛散防止フィルムというのを張らなければいけないと思うんですけども、その辺については把握しているかどうかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） はい。

○社会福祉課長（八木大作君） 細かいところまで把握しておりませんが、すみれについては、プラスチックフィルムを、飛散防止を張ったというようなことは記憶してございます。多分、飛散防止のフィルムは張ってあるのではないか。それでその材質が、当然、ガラスのものには飛散防止を張るんでしょうけれども、アクリル板なのか何かというのは、部分的に私は把握してはございませんので、確認させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、自分がきょう質問しましたが、きちっと、何でと思った人は、それぞれ自分で担当のところを一度見てもらって、僕が質問したのは確かかどうかということを確認してもらって、これからも住みよい吉田町になるようにしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木栄君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は明日18日水曜日午前9時から本会議、一般質問であります。よろしく申し上げます。本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時10分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第13日目であります。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に挙げたわが町独自の保健事業について一般質問を行います。

我が国、日本の平均寿命は、女性が83歳で世界第1位、男性が78歳で世界第2位であります。しかしながら、平成16年から人口が減り始め、今の1億2,000万人余りの人口から約40年後には9,000万人になる推定が報告されています。65歳以上の高齢化比率も21.2%、5人に1人から40%、3人に1人以上になることが予想されています。我が町の直近の将来人口推計、過日報告されました吉田町一般廃棄物処理基本計画内の予測によりますと、平成22年で2万9,474人、平成29年、3万1,013人と記載されていました。第4次総合計画の将来フレームの平成27年、3万人との整合性がとれているとのこと、若干の誤差があるにしても、我が町の高齢化率も、平成19年の18.6%から平成22年には20.5%、5人に1人が65歳以上ということとなります。さらに、平成27年には23.4%と進むことが想定されております。

高齢化に伴い、生活習慣病のさらなる増加が懸念されます。公衆衛生審議会の答申にあるように、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発病、進行に関与する症候群と生活習慣病を定義しております。

その対策として国は健康日本21を策定いたしました。そのような背景から、我が町においても健やかプラン吉田21が保健計画として策定され、今日に至っております。また、平成19年度の出生は328人と4年ぶりの増加ではありますが、年少人口ゼロ歳から14歳、生産年齢人口15歳から64歳がともに減少し、老年人口が増加する少子・高齢化が我が町においても進行しております。

町は、この対策の一貫として独自の保健事業に取り組まれております。以下、4つの項目についてお尋ねいたします。

第1に、「健康づくり吉田21」の目指すものと行動計画は。

吉田町保健計画「健やかプラン吉田21」は、平成14年8月より5回のワーキング部会の開催、小・中学生へのアンケート集計と分析を行いました。健康でいたわり合える町づくりを目指して保健計画策定委員会で検討され、平成16年3月に各ライフステージ別に、年齢別ですが、数値目標を掲げて策定されました。「健やかプラン吉田21」の基本理念は、健康でいたわり合える町づくりを目指し、1つ、町民みずから健康増進、疾病予防し、健康的な生活を実現させること。2つ、一人一人が生涯を通して健康づくりを進めるための環境づくりを推進することとあります。理想とする目指す姿をライフステージごとに上げ、それに向けての課題を検討してまとめたものと確認しております。平成22年を計画目標年度とし、吉田町健康づくり推進会議協議会において計画の進捗・管理をすると本計画に記載されております。実際の計画実施は、町長を委員長とする吉田町健康づくり推進委員会「健康づくり吉田21」が所轄事務を行っておりますが、策定から4年が過ぎ、目標に対しての現状をお伺いします。

「健康づくり吉田21」行動計画は、ライフステージごとに事業展開をされています。平成18、19年度に行われた事業は、吉田町保健計画で上げられた健康づくりの課題にどのように生かされているか、つまり各年齢に合わせているか、自主的な推進か、健康を支える環境づくりか、仕組みづくりになっているか確認いたします。

さらに、その結果を踏まえ、平成20年度行動計画へどのように反映されているかもお伺いいたします。

第4次吉田町総合計画の将来都市像といたしまして、「人と人、心安らぎ 健康で住みやすいまち吉田町」の実現を目指し、施策の1番目の柱として位置づけた健康福祉、健康で生き生き暮らせる町づくり、その実現が現在の町の将来像と考えております。今定例会においても、町長の行政報告で平成20年度事業の進捗状況について、最初に健康づくり事業が御報告されました。重要政策としての認識をしたわけでございます。特に吉田町独自の事業展開、平成16年に作成した吉田町オリジナルダンス、平成17年から開催されているヨガ事業、昨年の若返り貯筋塾、そして去る4月29日のオアシスマつりで発表された吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY！」と事業を積極的に町民に対し展開されております。この施策をどのように自主的な健康づくりに発展させるかをお伺いいたします。

第2に、母子保健事業の成果と課題は。

我が町は県下でも先進的な母子保健事業を行い、少子化対策に取り組まれております。特に乳幼児医療費補助事業や、本年度からさらに年齢拡大を行った小・中学生医療費補助は、厳しい財政状況の中、次世代をにらんだ施策として、育児や子育てに追われている家庭や町民に評価をいただいていると考えます。町が求めている成果と現時点での課題は、そしてこの事業の今後の方向性についてどのように考えるかお伺いいたします。

第3に、成人保健事業の変化への対応でございます。

本年度より変わりました成人保健事業に対し、現在、国も混乱している現状ではございませんが、実際に町民に対応する窓口として住民サービスを担う公共団体としては弁解はできないと考えております。従来の健康づくり課だけではなく、町民課、高齢者支援課など庁舎内の各課を横断しての対応策が求められていると考えます。その対応はスピーディーに、的確に、そして臨機応変に行わなければならない。増大している住民ニーズと多様化している保険制度に対応しなければならないと考えております。そこで、その対応策はいかがでしょうか。

また、成人・老人保健事業の予防対策として、現段階での危惧と対策についてお尋ねいたします。

最後に、第4といたしまして、保健医療と地域医療の展望についてお伺いいたします。

住民の健康と生命を守るため、必要な医療サービスが受けられるように地域医療体制の整備・充実に努めるよう日々行政手腕を振るわれていると考えておりますが、吉田町民が住みなれた地域で安心して暮らすためには、より一層の医療の充実は不可欠であることは周知の事実でございます。地域医療体制の充実として行っている施策は、また休日、夜間、急患に対応するための緊急医療体制と大規模地震等の災害時医療救護体制の現状と課題についてお尋ねいたします。

今回は保健事業の町独自の事業について広範囲にわたり質問させていただきました。執行者としての明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「我が町独自の保健事業について」、1点目の「健康づくり吉田21の目指すものと行動計画は」についてお答えします。

当町では、平成16年3月に自主的な健康づくりや健康づくりを進めるための環境づくりを推進し、「健康でいたわり合える町づくり」を目指して、平成16年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする吉田町保健計画「健やかプラン吉田21」を策定いたしました。策定に当たりましては、当町の健康づくりを推進するための基本事項を協議する健康づくり推進協議会を策定委員会と位置づけました。本計画を推進するためには、庁内各課の連携した取り組みが不可欠であることから、平成17年度に庁内全課長で構成する健康づくり推進委員会「健康づくり吉田21」を組織し、「健やかプラン吉田21」を推進するための行政としての行動計画や健康づくりの推進のための事業計画の策定を進めてきたところであります。

平成20年度の行動計画につきましては、平成18年度、19年度事業の効果や課題を検討した上で事業評価を実施し、事業の見直し及び各課の連携について検討し、策定をいたしました。

例を挙げますと、健康づくりのみならず、地球温暖化防止の観点から提案されたウォーキング通勤奨励事業につきましては、まずは役場の職員から率先して実施することとして、月1日のウォーキング通勤DAYを設け、試行しているところでございます。

保健計画「健やかプラン吉田21」の数値目標に対する現状分析につきましては今後の調査をまっところですが、幼児期の虫歯のある子供の割合を減らすという目標については減少傾向が見られております。健康づくりのための運動指導を受けた人の割合を増やすという目標

につきましては、健康づくりのための環境づくりを推進し、事業化を図っていることから増加しているものと思われます。また、平成14年度から18年度までの基本健康診査結果の分析結果からは、壮年期男性の肥満と女性の糖尿病対策が健康課題として見えてまいりました。

健康づくり事業としては、“ダンス講習会等で健康づくり事業”として吉田町オリジナルダンス「パンサー」や「ヤーレコのSAY!」を作成し、平成18年度に設立いたしました吉田町ダンス健康づくり推進委員会のメンバーの指導により、各地域で月3回程度講習会を開催し普及を図っているところでございます。さらに、町のイベント等で披露することにより参加者の拡大を図り、ダンスを通して町民の基礎体力の向上や親子世代間等の交流を促進し、町民相互の連携が図られることを目指しております。

チャレンジヨガ事業は、体の内側からの変化や肩こり、疲労回復等を体感するヨガを健康づくりの手段の一つとして平成17年度から推進してきたところであります。若い世代の方の参加も考慮し、日曜日に開催するなど工夫をしたことや、マスコミでも広く取り上げていることなどから関心のある方が多く、今年度は定員以上の申し込みがございました。最近では、町内外で生涯学習やNPOの活動としての急激な広がりもあり、本事業をきっかけに自主活動として継続して取り組む方が増えております。

若返り貯筋塾は、生活習慣病予防や身体活動の低下を防ぎ、クオリティー・オブ・ライフの向上を図ることを目的としており、ストックウォーキングを中心とした運動教室等を総称したものでございます。ストックウォーキングという運動方法の認知度は低い状況でございますが、普通の歩行に比べまして酸素の摂取量が高く、下肢への負担を軽減できるなどの有効性があることから町民への普及を推進しているところであります。平成20年度には運動教室のほか月1回の体験教室を開催し、ストックウォーキングについての認知度を高めるとともに、サポーターの育成や指導者の育成をすることにより、運動習慣として定着が図られるような環境づくりを目指しております。

次に、2点目の「母子保健事業の成果と課題は」についてお答えします。

母子保健事業でございますが、安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の整備や個人の健康状態に応じた適切な医療や療育の機会が得られるための支援を行っております。

妊娠、出産に関する支援としましては、平成18年度から不妊治療費に対する助成のほか、妊婦健康診査においても助成回数の見直しや妊婦歯科健診の導入など町独自の追加助成を実施し経済的負担の軽減を図り、安心して受診できる体制を整備したところでございます。また、健康相談や両親学級等の健康教育により、妊娠、出産に対する知識の普及や母性や父性に対する意識の高揚を図ることで夫婦で子育てをする意識をはぐくむとともに、仲間づくりの機会を提供しております。

育児支援としましては、妊婦訪問や新生児訪問に始まり、乳幼児健診・相談、離乳食教室、子育てセミナーなど発育過程に応じた事業を行っております。さらに、個人の健康状態に応じた適切な医療や療育への支援として乳幼児医療費補助を行うとともに、健診等の事後指導事業である発達訓練事業や子育て支援にかかわる機関の連携として子育て支援情報連絡会などを開催しております。

中でも、平成18年度からは、少子化対策における経済支援の観点から、町単独事業として乳幼児医療費の保険診療に係る自己負担額及び入院時、食事療養費標準負担額の全額を補助することといたしました。また、平成19年度には小学生、さらに平成20年度には中学生まで

対象者を拡大し、名称も乳幼児医療費補助事業と小・中学生医療費補助事業の2本立てで経済支援を進めているところであります。

これらの母子保健事業の成果につきましては、健康相談事業及び予防接種において90%を超える実施率であることや、虫歯予防対策の推進により1歳6カ月児及び3歳児健診での虫歯保有者割合が減少していること、さらには講座や仲間づくりにより母親同士の交流が図られていることなどから、医療の理解や周知が図られ、成果につながっていると受けとめております。

また、関係機関との連携につきましては、子育て支援情報連絡会等で早期に対応を検討する機会を持ち、共通認識の中でさまざまな場面に対応できることは支援を受ける側の安心感を深め、よりよい育児支援につながるものと思っております。

補助対象を拡大いたしました乳幼児医療費補助事業につきましては、平成18年度は入院302件、通院3万4,490件、平成19年度は入院305件、通院3万4,474件と一定の推移での補助となり、平成19年度に拡大した小学生につきましては、入院37件、通院5,012件の申請状況でございました。今年度、中学生まで拡大したことを踏まえ、推移を見守ってまいりたいと考えております。

母子保健事業につきましては、今後も育児不安の減少や母親の孤立化を防ぎ、安心して健全な子育てが行えるよう、新生児の全戸訪問や講座、健診・相談体制の充実等により早期からの支援に努めるなど、これまで以上にきめ細かな支援ができる体制整備を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の「成人保健事業の変化への対応は」についてお答えします。

老人保健法の廃止により、基本健康診査は、高齢者医療確保法に基づき40歳から74歳までの者についての特定健診、特定保健指導の実施が保険者に義務づけられ、75歳以上の者につきましては後期高齢者医療広域連合に実施の努力義務が課せられております。

当町におきましては、特定健診、特定保健指導につきましては国民健康保険の保険者として町民課が担当し、介護予防事業の対象者把握のために実施する生活機能評価事業は介護保険法に基づく地域支援事業として高齢者支援課が担当し、がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診等は健康増進法に基づく事業として健康づくり課が担当することとなりました。

なお、特定保健指導につきましては、町民課、健康づくり課が連携し、実施することになっております。

老人保健法に基づく町民の健康情報につきましては健康づくり課が把握し、健康課題からヘルシーアップ教室やダンベル体操教室等、生活習慣の改善や健康増進を図る健康づくり事業に反映をさせてきたところでございます。

今後は、町民課、高齢者支援課、健康づくり課の連携・協力により、町民の健康情報を整理・分析することが非常に大切なことと認識しております。町民の皆様の健康管理はさまざまな保険者により実施されることとなりますが、社会保険事務所、企業等の情報も把握しながら、町民の皆様のニーズに沿った健康づくりを実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「保健医療・地域医療の展望について」お答えします。

住みなれた地域で安心して生活するためには、医療の充実は不可欠な要素と考えております。昭和29年度に当時の榛南4町で開設をいたしました榛原総合病院は現在でも榛南地域の

住民のために医療を提供し続け、榛南地域の基幹病院として重要な役割を果たしております。各地の公的病院が産婦人科医の不足により閉鎖に追い込まれている中、当病院におきましては産婦人科医が充足されており、安心して子供を産み、育てる医療体制を確保することができていると思われまます。また、昨年度、脳外科医を1人配置いたしました。さらなる医師の確保に努力しているところでございます。

しかし、医療制度改革による療養病床数の減少政策により、増床病床が機能できないことや医師不足、また病院の増改築事業により費用負担が増加したことなど、さまざまな要因が重なり、資金不足に陥っていることも事実でございます。この資金不足の状況を解消し、病院経営の安定化を図り、地域医療体制を整備するため、構成市町は平成19年度から当面3年間の財政支援を行うこととし、毎年の経営状況及び3年後の平成21年度末に運営状況の評価を行い、財政支援の是非等を検討することとしております。

このような状況から、榛原総合病院のあり方を住民、医療関係者、行政で検討するため、平成19年度に榛原総合病院のあり方懇談会が組織され、榛原総合病院のあり方について諮問し、平成20年3月に答申を受けたところでございます。答申に示された地域の中核的な病院、急性期病院という役割を担う病院として機能できますよう病院運営の評価を行うとともに、経営収支の改善について働きかけてまいりたいと考えております。

救急医療体制につきましては、町民の皆様の安全と安心を確保するため、初期救急医療から2次救急医療までの体制を整備しているところでございます。初期救急医療としては、休日の診療につきましては、榛原医師会に委託し輪番在宅制により実施しており、夜間につきましては、社団法人志太榛原地域救急医療対策協会が運営する志太榛原地域救急センターにおいて午後7時30分から午後11時30分まで救急医療を実施しております。入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する2次救急医療につきましては、焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対し2次救急医療施設の運営費を負担することにより確保を図っているところであります。

医師の確保が厳しい状況の中で、町民の皆様が受診しやすい環境を整え、必要なときに必要なサービスの提供が受けられる救急体制の充実に努めております。しかし、救急医療体制の充実に努めている一方で、住民の安易な救急医療施設の利用により救急病院が疲弊し、救急医療体制が危機的状況であることは全国的に問題となっており、志太榛原地域の2次救急医療施設も例外ではない状況でございます。今後、あらゆる機会を通し、適切な受診行動がとれるような啓発が必要と考えております。

災害時救急医療の体制についてであります。平成6年に医療救護計画を策定し、医療救護体制の整備を図りました。既に年数も経過し、被害想定も変化しております。県では平成18年度に医療救護計画の改正を行っており、当町の医療救護計画も改正の必要がございます。関係機関の協力のもと、作成を急がなければと認識しており、早急に対応する予定でございます。

○議長（吉永満榮君） 再質問してください。

5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 再質問を行います。

今、御答弁いただいた中にもございましたが、保健事業について再質問をさせていただきます。

男女雇用機会均等や男女共同参画と、男女がともに生き、生き生きと暮らせるような社会づくりの連携の推進を町は今現在行っていると思いますが、今御説明のありましたさまざまな事業において、参加者の男女差が著しい状態ではないかなと考えております。平成19年度末において男性は1万9,326人、女性は1万4,362人、65歳以上では男性は2,386名、女性は3,127人でございます。数字だけ考えますと、男女の平均寿命の差が5歳ございますので一概には言えませんが、男性の参加策を今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

昨日、「ヤーレコのSAY!」の練習会を片岡会館のほうにお伺いしまして見学に行きましたが、若い方から少し年配の方までお子様連れからいらっしゃったんですが、残念ながら男性の方の御参加はございませんでした。二十数名の方の参加で7時半から開催されておりましたが、そのような形で、ヨガ教室においてもストックウォーキングにおいても、さまざまな形で「健やかプラン吉田21」にうたってありますターゲットというんですかね、そういったもの、高齢者を中心にした健康福祉を考えた場合、男性の参加は非常に難しい面はあるかと思いますが、今、現状どのような形でお考えかお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 議員御指摘のとおり、確かに男性の参加が健康づくり課の昨年度実施した事業の中でも3分の1いるかないかというような状態が若返り貯筋塾等では続いております。ヨガにつきましては女性が中心の講座だものですから少ないのは当然かなと思っておりますが、男性の健康づくりに関する行動傾向が、我々も話し合いの中では出しておるところなんでございますが、実際、ジムですとか、そういったクラブに通う方は男性でも多数あるということを知っておるんですけれども、こういった行政が計画した講座等に積極的に参加される方が少ないのが現状でございます。

一つ、健康づくり課のほうで実施しております男の料理教室というものを進めておりますが、そちらのほうは男性に限ってということで実施しており、そちらのほうには、やはり年齢的には限定してございますが参加が多数ございますので、そういうふうな工夫を凝らしたものをこれから実施していきたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 今、吉田町独自のそのような事業系の施策は、町長のマニフェストにもうたわれておるとおり、その運動の実施ということで考えておるわけでございますが、そのさまざまな事業がどのような過程で日の目を見たというんですかね、その過程がどうもよくわからないわけでございます。

昨年行われました駅伝大会の開会式か閉会式かちょっと忘れましたが、ミニランニングというものも今後検討していきたいというような御発言もありましたが、トップダウンでの事業展開をされているわけで、ヨガにおいては非常に愛好者が増えて吉田町も大変有名になったわけなんですけれども、今の現実をとらまえますと、男性の参加を考えるに当たって、やはりこれは官主導というだけではなく、さまざまな方々を巻き込んだ健康づくり事業、保健事業の施策の転換を考えていかなければならないのではないかなと考えます。特に65歳以上、御定年されて、今まで地域活動になかなか仕事の関係で御参加できなかった方々が今、我が家に帰ってきてさまざまなことを行われているわけでございますが、そういう方々のスキルというんですかね、そういう今までの職歴のものを御利用させていただいて町としてもいろ

いろな事業の転換を図るべきだと思いますが、その点について町長、どのようにお考えですか、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 先ほど健康づくり課長がお話し申し上げたように、確かに今までは自然にわき上がってくるような健康づくりというのはなかなか難しい面がございました。やはり国民お一人お一人が現実に自分の健康というものが大事なんだと。それからまた医療費の高騰から、医療費を低く抑える、そういうふうな国策の観点からもやはり健康というものを奨励していかなければいけないんだという大きな風潮の中で、そういう中において官の側からイニシアチブをとってやってみようと今までやってまいりました。

男性の参加というのは非常に難しい問題なんですけれども、よく子供がやれば親が集まりますよと、これも事実ですね。それから、女性がやれば男性も集まりますよと。これはイベント等をやる場合の原則でございますけれども、これをやってもなかなか男性は出てまいりません。きょうの読売新聞の人生相談に「私の夫は100キロ超えておりますけれども、全然ダイエットもしません。困ったものですが、どうしたらいいでしょうか」とありましたけれども、男性と女性の意識の差がどうもあるような感じがします。男性というのはどうも居直ってしまうと。もうこれでいいんだと。女性は、やはり生きる意欲というんですか、そういうのが非常に強いものですから、自分の健康づくりに対しても積極的に関与していく、そういう傾向があるんですけれども、そういうふうな男女差、意識における男女差でございますけれども、そういうふうなものを克服する対策というものはやはりこれからもやっていかないと町民挙げての健康づくりにはなかなかないかと思っております。

そういう意味において、これまで単発でさまざまな事業をやってまいりましたけれども、大きな意味で吉田町の健康づくりというものを本当に体系的に、組織的に政策化していくというふうな時期に今後参ってきている、そんなふうに感じております。専門家の方々を初め、さまざまな方々の御意見を聞きながら、総合的な健康づくりというものを政策化してまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） そういった中で、過去において吉田町は町民運動会という形ですかね、本年はオリンピックが中国で開催される年でございますして、過去においては吉田町においてもオリンピックの年に町民体育祭的な自治会対抗のコミュニティーが開催されておりました。ゼロベース検証において、見直しで現在は残念ながら開催されておりましたが、従来までの運動会的な体育祭というのは、やはりスペース的な問題等もございますでしょうし、今、各自治会で行われている自治会の体育祭的なものも参加がなかなか見込めないということですが、やはりこの辺のところの事業そのものの見直しも含めて、町民参加の体育祭的なものをやるということを前提に、それでゼロベースでどのようなことが行えるのか、健康をつくったものでもいいでしょうし、これは各自治体の町内会対抗の競技会でもいいでしょうし、いろいろな発想を持ってやっていくことがやはり一つの施策ではないかなと考えております。

やはり一堂に町民が会するということは、3万人の人口があるわけで非常に難しいわけですが、ある程度の方々が参加することによって、親類、友達、家族がその場に行くことによって触れ合いができると。たまに運動とか、そういったものに参加されると、ああ、

ちょっと太ったなとか、あの人は昔と全然変わらないなとか、いろいろなその辺の気づきで、ハード的な官主導のトップダウン的なものよりも、やはりそういった地道なものをやると。そのためには、やはり地域の方々、住民の参加を募ってやっていかないと、今後は住民参加の協働のさまざまな施策がますます問われてくるのではないかなと思います。

行政的にも財政緊迫している折でございますし、きょうの新聞にも消費税値上げ云々というような記事も載っております。国を挙げて財政難である、我が町だけがいつまでも裕福であるということはありません。さまざまな政策を行うに当たりまして、やはり住民一人一人のボランティア的な参加、労力だけではなく、アイデアという形で広めていく必要があると思いますが、現在そのような形で住民参加というものが少しおろそかとか、なされていないのではないかなというように思っておりますが、今言われました町民体育祭的なものも含めまして、今後の住民参加の事業をどのようにお考えか、町長、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員が言われていることは、非常に言うはやすく行うは難しいというのは議員も当然御承知で発言していると思うんですけども、例えば「ヤーレコのSAY！」であるとか、さまざまな吉田町ダンス健康づくり推進委員会がやっている事業であるとか、それからソフトランニングであるとか貯筋塾であるとかさまざまございますけれども、そういうふうな事業の一つの目的は、まず町民の皆様お一人お一人が健康づくりをするという場を提供する。もう一点は、そういう場集ってくる人々がお互いに顔見知りになり、その中でさまざまな交流の輪が広がっていくと。そこで話されることは、やはり日常生活のことからいろいろな町のことまでさまざまあると思います。そういう意識を涵養する、町民の交流を図り、町民がそこにおいて意見等を交換する、そういう形で町政に、町づくりに参加していく、そういう意味での底辺をいかに整備していくかというようなところに重点が置かれているわけで、その辺のことを今後さらに精密にしていくというふうなことが私は望まれている、そんなふうに思っています。

したがいまして、議員がおっしゃるように官が手を出さずに民だけでやっていくというふうなことは、議員おできになるのでしたらぜひとも議員にやっていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番。

○5番（藤田和寿君） やってみてごらんなさいということでありますが、なかなか一人の運動では非常に難しいと思いますが、やはりやらまいか精神もありますので、検討はしていただきたいと思っております。

待ち望んでいる方もいらっしゃいますので、お孫さんが活躍されている姿はいいですし、やはり各自治体の昔の運動会を見ると、応援合戦ではないですけども、各自治体が一つにまとまって、それは町内会の役員さん方は非常に大変ですけども、一つになるようなものが、今の吉田町ですね、よそからいらっしゃっている方々もいらっしゃる中、コミュニティーの祭りというイベントじゃないですけども、外部の方々が一生懸命その地域に根づこうということで行われていることは私の住んでいる地区でも感じております。そういった意味からも、やはりそういう場をつくってやってどうするかということで、投げかけはしていただきたいと思っておりますので、これは要望でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次にいきます。

地域医療について御質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、町長のほうから乳幼児医療費補助について、入院が298件、通院が3万3,000件というなお話がありましたが、これは県補助対象の事業なものですから、町独自で考えますと入院が7件で通院が1,137件、小学生の児童医療費入院が37件、通院が5,012件ということで、小学生の児童補助におきましては1,767万3,700円、19年度末での執行状況でございます。平成20年度の一般会計予算ですけれども、約85億円でございます。本年度、中学生まで枠を広げたわけございまして、3,400万円の当初予算、一般会計と比率いたしますと0.4%の予算配分でございます。0.4%というのが多いか少ないかというものは人それぞれであります、その事業を使われている皆様方にとっては、困っている方々にとっては本当に助かっている事業ではないかなと考えておりますので、この事業は継続してできるような形で御検討をしていただきたいと思います。

平成19年度の小学生の人数は1,824人(5月1日現在)でございますが、入院されている方とか通院とか費用の金額等は違いますが、小学生の児童の方々に割りますと1人当たり9,689円の補助をして健康を償っているというようなことがあります。しかしながら、先ほど町長の御答弁の中にありましたが、我が町、吉田町の一番近い総合病院であります榛原総合病院においても、6月2日から他の志太地区病院と同様、治療費の時間外加算分を自費で徴収するようなことになりました。先ほど御答弁があったように、2次救急病院が担う本来の仕事ができなくなっていると。優先順位と言うと非常に恐縮ではございますが、緊急性を伴わない方々の来院ということで、本来最優先でやる方の緊急がなかなかできなくなっていると。医師の方も大変になっているというようなことを聞いております。

それが今回の見直しというような話を病院の広報等で広報しているわけでございますが、我が町は近隣市町と比べ、医療費補助に伴う利用状況、今、御説明したとおりでございますが、その中変化がないと。吉田町だけ医療費がただになったから仰せつかっているということはないということは過去の医療関係の会議のほうの議事録に載っておりましたが、そのような実数があるということでほっとしているわけでございます。我が町だけの問題ではなく、日本全国の問題ではございますが、一部の受診モラルの低下というものが非常に御指摘もありますし、医療制度の崩壊等の問題にもなっております。

今、先ほど御説明したとおり、小学生、本年度から中学生まで入るわけでございますが、手厚い保護をしているわけでございます。やはり町民の理解を得ながらこの事業を継続していくためには、自助、共助、公助、協働というような切り口で、現場の医療関係者、ましてやいろいろな教育関係者等の有識者で、町民に補助するというようなこの事業の要綱はございますが、何でこの要綱をつくって町民のための福祉の手当てを行っているのかというような啓蒙をぜひとも早い時期からやっつけていかなければならないのではないかなと。やはりサービスを受けるからには、ある程度のそれに伴う責任、義務等、一般社会において当然のものでございます。そういったものを、今さら町でどうのこうのという問題はないかもしれませんが、やはり先進地である我が町がまず最初にその辺のところ、非常に言いにくいところを発信して、そのために医療補助を行っているというような啓蒙活動が今後我が町の保健事業において必要ざる不可欠な問題だと考えますが、町長、いかがですか。

○議長(吉永満榮君) 町長。

○町長（田村典彦君） 議員が御指摘した件でございますけれども、それなりに私はやっていると思っております。議員がやっていないということであれば、どの点でやっていないのか御指摘いただければお答えいたします。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 細かい点は言うつもりはございません。そのようなスタイルで事業を進行されているのであれば結構だと思います。

償還方式ということで、払ってから当局の窓口に行って料金を払うときにそういったチャンスがあると考えますが、できればそのときに、少し小さいリーフレットみたいな形で我が町の取り組んでいる町づくり、社会づくり事業についての説明の一環として今回このような事業が行われている、有効にこの医療費補助を使っていただきたいというような、少し押しつけがましいかもしれませんが、そのような少し柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

次に伺います。

先ほど4月から医療費の問題、健診等の問題で、一般会計当初予算等のときにも質問させていただきましたが、今、日本全国、市町村合併等のことでさまざまな事務事業が末端である地方公共団体のほうに少しずつおとりて、税源移譲を伴うものもございまして、伴わないものもあるということで、単独でやる我が町は、少ない人数の中、定数管理の中で行われているわけで、非常に役場の職員の方々には頭の下がる思いでございます。健康づくり課、町民課、そして高齢者支援課と、それぞれ保健事業を行うに当たりまして、今、保健師さんがそれぞれの課に配属されております。メインは健康づくり課ではございますが、高齢者支援課、地域支援センターにも配置されているし、また本年5月ぐらいですか、町民課にも1名の配属がされたということで、各課を横断する事業は本当にスピーディーな形で行われなければならないというような思いがしているわけでございます。

残念ながら、健康づくり課は健診センター、保健センターの中に今ございまして、やはり地の利が悪いといえますか、少し離れた場所でございます。健康づくり課は健診等を行う関係である程度スペースがあるということで離れていることはしようがないとは思いますが、利便性が阻害されているのではないかなと考える次第でございます。

中央公民館も耐震規定が満たされていないために利用するわけにはいきませんが、今現在、有効な空きスペースが庁舎内にはありませんが、6階に和室があるわけでございます。今そこは、企画課のほうの今度の庁舎内のパソコンの入れかえの作業ということで、民間の企業の方が作業をされているわけでありまして。そのあと半分以上は雑庫というような形で、物が一時保管という形で、限られたスペースの中に入れられないものが置かれているという実情があるにはあるんですけれども、そういったものをある程度違う場所に動かして、このスペースを使って、何かしらこの辺の連携がとれるような町の庁舎内でのレイアウトがえをやはり今後やっていかなければ、これだけの仕事量がふえているに当たり、一々担当の方が本庁に來たり健康づくりセンターに行ったり、電話等ありますが、なかなか資料的なものも難しい面があると思えますが、また箱物をつくるといいますと多少お金もかかりますので非常に難しい面があるわけではございますが、この辺の連携について、ハード的な面から今後の予定等あるようでしたらお伺いいたします。町長、お願いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の御指摘の問題はうちの職員も重々承知しておりまして、いろい

ろ考えているわけです。確かに保健センターは健康診断のセンターのような性格がござい
ますので、あそこにいるメリットとデメリットというのは当然あるわけでございますけれども、
そのデメリットのほうをどのように解消していくかということで、この庁舎内に何とか統合
できないかというようなことは考えているわけですが、議員御指摘の6階の、昔さわ
やかクラブが使っていた和室の部屋はございます。あそこは現在、議員御指摘のように使わ
れているわけでございますけれども、別な面から申し上げますと、この吉田町では、いわば資
料等を保管するところが現在ありません、はっきり申し上げて。そのようなことを考えると、
あそこを改造して資料等を集中保管するというふうな場所にしなければならないような性格
もありますので、一朝一夕にはいかないと。お金もかかるものですから、その辺のことをど
んなふうに使っていけば、各課がこの庁舎内でいかにうまく機能発揮できるように配置され
るかといったことで現在考えているわけでございますけれども、議員が仮に、この庁舎内
において、いわば費用対効果、場所の使用効率の観点をもし議員がおっしゃるのでしたら、議
員がお使いの議員控室、使用効率がまさに低いですよね。ほとんど使うことはございませ
ん。そういう場所も考えたら、もし事務事業の円滑のために使わせていただくことを考えてい
ただければ、これは非常に執行者としてうれしく思うところでございますけれども、いかが
ございましょうか。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。あと3分。

○5番（藤田和寿君） こちらのほうに話が参ったわけでございますが、その辺のところは私
個人で申すべきことではございませんが、有効利用という形で考えることには、やはり事業
のゼロベースもあります。庁舎内のゼロベースもやって、ゼロベースで考え直すというこ
とは非常にいいと思いますので、その辺のところは町長からお話をいただきましたので検討
してもいいのではないかなと思います。

ただ、議員という務め、非常勤の議員が務めるところの意味合いというんですか、そうい
ったものを何でもかんでも合理化というものはいかなものかなと考えておりますので、十
分検討していきたいなと思います。

最後であります。この「健やかプラン吉田21」で現在事業を遂行しているわけでござい
ます。ただ、行政的な国の流れとしましても、流れが少しずつ変わっているものですから非
常に難しい面はありますが、今、町がとっている、あくまでも医療費削減、元気で長生きし
ていただくという施策に関しましては全然問題はないと思いますし、少子化、高齢化対策に
おいても非常に有意義な施策だとは思いますが、やはりそれをどういう目的のためにやっ
ていると。吉田町を今後どういうふうにしていくためにやっていくという啓蒙というものが
なされないために、吉田は裕福だからやっているというような形で、本来の意味ではないよ
うな形でひとり歩きしているような嫌いがあると思います。吉田は裕福だということで、国
から県から吉田町はいいじゃないかということになれば、県事業、国事業が削られて、吉田
町は裕福だから町単だけですべてやればよいような話になっても困るわけで、町民挙げてそ
の辺の貴重な財産の予算配分等を含めた兼ね合いで、やはり行政だけではできない面あり
ますので、できれば民間の方々との協働でそのような施策をやるような形で現状を訴えなが
らやっていっていただきたいと思っております。

最後に要望ですけれども、くれぐれも住民、町民との協働という切り口で今後の施策をお
願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で、5番議員、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚邦子です。

私は、平成20年第2回吉田町議会定例会一般質問に臨むに当たり、さきに通告してありますとおり、「国民文化祭・しずおか2009の参加は」、並びに「中央小学校グラウンド拡張事業は」の2点について教育長にお伺いします。

1点目は、「国民文化祭・しずおか2009の参加は」についてです。

国民文化祭は国民体育大会の文化版と言える国内最大の文化イベントで、1986年に第1回大会が東京都で開催されて以来これまで22回を数え、ことし茨城県で開催された後、来年静岡県で開催される予定になっています。現在、カウントダウンも始まり、県内各地でキャンペーンイベントが行われています。

さて、平成21年10月24日から11月8日に開催が予定されている第24回国民文化祭・しずおか2009は、静岡県が策定した基本構想によりますと、「懐かしい文化、情緒あふれる文化を再発見し、暮らしに潤いと憩いのある文化を静岡県から提案すること」を基本方針としています。また、国民文化祭の開催を一過性のイベントとして終わらせることのないよう、これを大きな契機として、さまざまな担い手同士の協働、産業等他分野との連携などの新たな仕組みづくりと次代を担う人づくりを進めたいとの位置づけもされているところです。

開催を来年に控えた現在、静岡県並びに静岡県教育委員会を初め、開催市町並びに開催市町教育委員会が主催者になり、静岡県下39の市町で実行委員会が設置され、プレ国民文化祭の開催の準備やPR活動等が行われています。39市町の開催内容を見てみますと、オーケストラや子供ミュージカル、あるいは吹奏楽やハーモニカ演奏、和太鼓といったものから農村歌舞伎や街道文化、田遊びなど地域の伝統芸能、またスポーツ、ダンス、そしてお茶、サツマイモ、塩など地域の特産物や観光PRなど、ほかにも五行詩や川柳などの文芸など、実に多彩、思わず出かけてみたくなるような盛りだくさんの内容になっています。

このように、県下挙げて盛り上がりようとしている中、大変残念なことに、残る3町、つまり実行委員会を設置されていない町と言えば、合併した旧川根町を外せば芝川町と我が町であり、実際、国民文化祭のパンフレットを見た町民から、これは一体どういうことなのかとの意見も出ています。私は、日がたつほど町民の皆さんから「吉田町が国民文化祭に参加しないのは残念なことです」とか、「吉田町民の文化意識が低いとの印象を与える不本意なことです」、また、「一からつくり上げる国民文化祭に協力したい、参加したい」などの前向きな参加の意向を示していただくにつけて、行政と町民との協働で、我が町もどこの市町にも引けをとらない個性的な国民文化祭が開催できるのではないかと、まだ間に合うとの思いを強くする次第です。

そこで、以下の点について伺います。

- 1、国民文化祭に参加しないのはなぜでしょうか。
- 2、多岐にわたる盛りだくさんの文化イベントが用意されている国民文化祭ですが、町民への周知方法はどのようにしていくのでしょうか。
- 3、町民の関心も高いことから、国民文化祭への参加を再検討し、その予算化の考えはありますか。
- 4、現在行われている町内の文化・芸術活動の支援体制について、ハード面、ソフト面でどのような支援体制が行われているのでしょうか。

次に、中央小学校グラウンド拡張事業はについて伺います。

長年にわたり懸案事項であった中央小学校のグラウンド拡張事業は、地権者の御理解と御協力によりまして、予定されていたすべての用地取得が昨年度完了し、グラウンド造成へとさらなる事業実施に向けて、保護者はもとより、地域住民、学校関係者の方々の期待が高まっています。そのような中、平成20年度当初予算に中央小学校整備調査手数料が盛り込まれました。また、第4次吉田町総合計画の実施計画には、小学校校地拡張事業として平成21年度現況測量、基本設計、実施設計、用地測量、地質調査が、そして平成22年度にはグラウンド造成、道路や水路のつけかえを実施する計画が掲載されています。しかし、こうした予算書や実施計画書はふだんなかなか町民の皆さんが目にする機会も少ないことから、いつ、どのようなグラウンドができるのかとの関心は高く、また議員といたしましても、グラウンド拡張事業が我が町の教育環境整備の主要な施策であることから、具体的な事業内容やその進め方について強く関心を持っているところです。

中央小学校のグラウンドの拡張事業は用地の取得に18年もの長い歳月こそかかってしまいましたが、用地の取得が完了したこれからについては、町内三つの小学校のうち868名と一番児童数の多い中央小学校において円滑に授業や諸行事を実施するため、そして一日も早く町有地の有効活用を図るため、実施計画に沿って早期に完成させることは地域住民が待ち望んでいることです。現在、新たにグラウンド用地として取得した土地は未利用のままの状態であるため、台風や集中豪雨などによって周辺一帯が冠水しないよう、あるいは児童が人目の届かない場所で不審者に襲われることなどが無いよう防災面や防犯面において必要な対策を講じるなど、その適切な管理が求められています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- 1、現在のグラウンド用地の管理状況はどのようになっているのでしょうか。
- 2、実施計画にある学校整備構想の策定方法とパブリックコメント制度を活用して町民の意見を反映していく考えについてお聞かせください。
- 3、グラウンド拡張実施時期と、それまでグラウンド用地をどのように管理していくのか、その管理計画はどのようになっているのでしょうか。

以上が私の一般質問の要旨です。明快なる御答弁をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（黒田和夫君） 初めに、国民文化祭の参加の問題についてお答えをいたします。

この国民文化祭は、近年急速に高まっている国民の文化活動への参加意欲にこたえらるとともに、国民の文化活動の水準を高めるため、昭和61年度から東京都を皮切りに開催している

国民の文化の祭典であります。これは、全国各地で一般の方々がふだんから行っている文化活動を全国的な規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより広く文化活動への参加の機運を高め、新しい文化芸術の創造を促し、あわせて地域文化の振興に寄与することをねらいとしております。

先ほどもありましたように、静岡県では24回目となる国民文化祭を平成21年10月24日から11月8日までの16日間、「ふじのくに 高まる広がる 文化の波」をテーマに、県内各市町で行われます。この国民文化祭は、お茶を初め、食、花、自然などを素材として来訪者を温かく迎え入れる「静岡おもてなし事業」や、これまでの文化活動の蓄積をもとに、国際交流やプロとの交流、コラボレーションという言葉を使っておりますが、他分野との協働・協力などを通して、より質の高い表現を目指した事業を展開する「ふかまる表現事業」などが行われる予定であります。

それでは、まず1点目の「吉田町が国民文化祭に参加しない理由」についてお答えします。

この国民文化祭を開催するに当たり、県では平成17年度から県内の市町教育委員会などへ参加の意向調査を行ってまいりました。平成18年度当初、吉田町教育委員会では、町の文化活動の中心組織である吉田町文化協会に参加協力を依頼しました。文化協会の会長からは、会員の高齢化と、国民文化祭の開催期間中には町として芸術祭や文化展を開催する予定があり、また現段階で町の文化協会の活動は全国からのお客さんに紹介するほどの内容に至っておらず、新たに催し物を開催する態勢も整っていないとの返事をいただきました。したがって、残念ながら今回は当町での国民文化祭の開催を断念しました。

なお、御質問の中に不参加は吉田町を含めて2町とありましたが、現在のところ、正しくは4町であります。

教育委員会では、これからも町の文化活動に従来以上の支援を続け、将来的には国民文化祭にも参加できるようなものにしていきたいと考えております。

次に、2点目の「町民に対する国民文化祭の周知方法」についてお答えします。

教育委員会では、当町での国民文化祭の開催を断念したため、現在、町民の皆様への周知活動は特に行っておりません。しかし、県のホームページには国民文化祭に関する情報を得るサイトがありますので、このことを町民の皆様にお知らせし、このサイトから情報を得ていただくよう努力します。そのほかに、県から国民文化祭に関する情報誌「プラスシー」が町の公共施設に配布されており、この情報誌を見ることでインターネット同様に情報を得ていただくことができると考えております。

次に、3点目の「国民文化祭への参加の再検討」についてお答えします。

国民文化祭の趣旨には私たちも大いに賛同しております。しかし、当町で国民文化祭を開催することになりますと、吉田町文化協会の協力なしではできません。今回、当町で国民文化祭を開催するかどうかは吉田町文化協会の意向を聞いた上で決定したことであり、この決定を変更することはありません。

しかし、町として国民文化祭に参加しなくても、当然のことながら町民の皆様は、他市町の国民文化祭に、観客としてはもちろんのことですが、発表者や出演者として、あるいはボランティアとしても参加することは可能であり、当町が国民文化祭から取り残されるということではないと考えております。

次に、4点目の「町内の文化・芸術活動の支援体制」についてお答えします。

現代のような生涯学習社会において、文化・芸術活動の重要性は十分認識しております。吉田町教育委員会では、今後も町内の文化・芸術活動に対してさまざまな支援を行い、町民の皆様が地域に根ざした芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通して心豊かな暮らしの創造ができるよう、まちづくりに寄与していきたいと考えております。

最後に、国民文化祭の当町開催と町の文化活動に対する認識、あるいは支援とは直接関係のないことですので、くれぐれも誤解のないようお願いいたします。

次に、2点目の「中央小学校グラウンド拡張事業は」について申し上げます。

懸案でありました中央小学校運動場拡張のための用地取得につきましては、半年前になります昨年12月に予定していた土地の取得を終えることができました。御協力いただきました関係者の皆さんに厚く感謝する次第であります。

さて、1点目の「現在のグラウンド用地の管理状況」についてお答えします。

今回、取得した用地の北側になりますが、平成2年度に取得した用地は運動会やPTAの集まりなど学校行事の際の駐車場として使用しており、PTAの皆さんの奉仕活動による除草作業も実施しております。このたび取得した南側の用地につきましては、町民課環境整備班による年4回程度の除草作業を予定しておるところであり、今のところ運動場として未利用の状態であります。

2点目の「学校整備構想策定方法並びにパブリックコメント制度の活用」についてお答えします。

校舎を含めた学校全体の整備構想については、今後50年後、100年後を見通した課題であります。一方で、その前に、現在の運動場を拡張するために解決しなければならない課題が幾つかあります。一つは、用地西側の道路のつけかえであります。道路をどうつけかえるかについては、子供たちの通学路の変更と日ごろ道路を使用しておられる住民の皆さんの意向を考える必要があります。二つには、道路わきを流れる水路のこともあります。これらのことを考えますと、教育委員会だけで解決できることではありません。今後、関係部署と相談しながら解決を図ってまいりたいと考えております。この解決の見通しが立った後に学校整備構想に取り組んでまいります。

なお、学校整備構想策定に当たってパブリックコメント制度を活用するかということですが、この整備構想は町の教育の将来に責任を持たなければならない重要なものでありますので、いずれ専門家や関係者の御意見も取り入れてまいります。現段階ではパブリックコメント制度の活用は考えておりません。

3点目の「グラウンド拡張実施時期並びにそれまでのグラウンド用地の管理計画」についてお答えします。

グラウンド拡張実施時期につきましては、道路のつけかえと水路の問題解決の見通しができた上で、関係の皆さんの御意見を聞きながら、子供たちの学習活動に役立つようトラックの配置などを考えてまいります。しかし、財政上の問題もありますので、いましばらく時間が必要かと思っております。

なお、グラウンド拡張に係る基本設計、実施設計、造成工事などにつきましては、道路、水路の問題解決が前提になりますので、今の段階で教育委員会として今後の予定について申し上げることはできません。

次に、取得した用地のグラウンド拡張までの管理計画であります。現在、中央小学校で

は、学校行事の際、駐車場の確保に困っております。北側の用地だけでは駐車し切れず、やむを得ず運動場の一部を駐車場に充てていますが、雨天の場合など利用ができません。南側の取得地を簡単に整地して、仮の駐車場として活用できればと思っております。

なお、子供たちの学習活動の中で利用するのも一つの方法かと思えます。

「取得した用地を放置すると、草が生えたり雨水が流れ出したりして防犯・防災上の問題が生じることがないか」という御質問であります。このことについては既に近隣の方からお話を伺っており、対応にも努力しておりますが、できるだけ早く当面の活用を執行し、学校とも相談しながら防災・防犯上の問題が生じることのないよう、今後とも気をつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君、再質問をお願いします。

○13番（大塚邦子君） 再質問をしていきたいと思えます。

初めに、国民文化祭への参加について、参加しない理由を伺いました。町には文化協会がございますが、そのほかにもさまざまな活動をされている個人、またはグループ、サークルの方もいらっしゃいます。今回このような全国的な文化祭を開催するに当たり、1団体だけでなく、学校、地域、産業4団体、町内諸団体やグループに情報を知らせる必要があったのではないかというふうに思いますが、その点は考えたかどうか、または実行したかどうか、課長にお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） ただいまの御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、教育委員会社会教育課の中の中心の文化活動の組織でございます文化協会を今回は窓口とさせていただいて、町民の皆さんの御意見を伺う代表の窓口とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） それ以外に、国民文化祭が静岡県で開催されるということ、また市町に参加を要請されていること、さまざまな文化活動、芸術活動の発表の場であること、そういうことを、課長は町内には文化協会に属さない方々、グループ、サークルがあるということは承知していると思えますが、そうした方になぜ声をかけなかったのか、その点もう一度お願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） 先ほども申し上げましたように、あくまでもうちのほうとしましては文化協会を中心に考えまして、その文化協会の方から、そのサークルですか、そういうことも含めましての御返答だと認識しております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 文化協会が参加できないという理由を伺いましたが、その中で、会員の方の高齢化、あるいはその時期に文化展など行事が入ってしまっていて、とてもその中に予定を入れることはできない。また、現段階では、文化協会の活動内容、組織も含めて全国に紹介するに至っていない、そういうところでした。それを支援するのが行政の役割

ではないかというふうに思います。そのままの対応で終わってしまったということはまことに残念ですけれども、この文化協会に対して、このような理由があったときに、支援体制あるいは行政との協働の中でやっていこうじゃないかというようなことにはならなかったのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、町としましては、中心となるべき文化協会の意向を確認させていただいた上での結論でございます。教育委員会としましては、今回、町民の皆さんに吉田町の文化祭を例年以上に盛り上げていただく、またはそれ以上に充実したものにさせていただき努力をしていただきまして、それに対しての支援等はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 課長の今の答弁は、ちょっと本来のこのテーマと町民の文化祭とすりかえられたような感じがしますが、話を戻します。

こういふことで今回、国民文化祭に吉田町が参加をしないと、そういうことが日増しに町民の中に浸透していっています。そういう中で、今回なぜ吉田町が国民文化祭に参加できなかったのかということ行政として、そこをやはりきちんと検証していただきたいと思っております。仮に文化協会がそういう全国規模の文化祭の受け皿になるに至っていないということであれば、今後、文化協会をどのように支援していくのかということと、それから町内には、文化協会に属さなくても、実に豊かで力強く情熱のある芸術・文化活動をされている方々やグループやサークルがいます。そうした方々と連携するのもいいんじゃないですか。その点の今後についてどのように考えていくのかをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） 1点目でございますが、認識度ということでございますけれども、これまでに町の教育委員会のほうへ国民文化祭についての御意見とか御希望等は実質2件の方、お二人の方が窓口に見えまして御意見を寄せられたという事実はございます。そのうち1件の方は今みたいな事情をお話しさせてもらいまして御理解をいただいて、その後はお見えになっての御意見、御希望は一切ございません。

次に、文化協会以外のこれをどうするかということでございますけれども、あくまでもうちのほうは文化協会さんを中心に物事を考えております。ですから、ふだん皆さんがそういうお話を受ける場合は文化協会のほうへ加入していただきたい。また、文化協会を中心に物を考えていただきたい、そういう御指導をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 課長にお伺いしますけれども、そういうことであるなら、やはり今回こうした参加ができないという、町民の気持ちに反して、中には非常に残念だ、参加をしたらいんじゃないかというような意見もあるので、そういう中で、しかし吉田町は文化協会を通してやっていくと。文化活動を集約していくとか、そこをもとに展開していくという考え方であるなら、この文化協会に対して、町は現状を踏まえてどのような支援をしていかなければならないと思っているのか、今の時点で課長はどのように考えていますか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 先ほど申しましたように、一つは、教育長の答弁のほうにもございました会長からの高齢化とか、それから人員の増加が今まで望めないとか、そういうお話は何っております。だから、文化協会さんの中でいろいろ御協議をいただいて、いかに吉田町の町民の方を文化協会、そういう賛同される方を会員に入れていただく努力も必要かと思っ、その都度お話はさせてもらっているつもりでおります。

それから、現状の支援ということでございますけれども、うちのほうでは、予算上にもものっておりますけれども、毎年ジャズコンサート、それから小学校を中心に劇団たんぽぽの観賞。ことしは中央小学校が5月30日に劇団を呼んで行いました。それから、静岡県の巡回劇場、これも演劇とかそういうあれですけども、ことしは11月7日に自彊小学校で行う予定になっております。

それから、文化協会さんそのものにつきましては、補助金という形で運営費、それから文芸雑誌発行費という形で応分の補助をさせていただいております。それと、11月ですか、文化祭につきまして文化祭の負担金という形で応分の負担をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 先ほどの質問をもう一度言うことになりますけれども、その1団体だけでなく、今回、国民文化祭の趣旨、それから意義を踏まえれば、学校、地域、産業4団体、町内の諸団体やグループに投げかけて参加を募るという方法もあったのではないかと私は思っています。

主催者は市町、教育委員会ということであります。当然、町のほうにも話があったかというふうに思いますけれども、町長は、主催者として県のほうから話があったと思いますが、その国民文化祭と聞いたときに、例えば産業4団体に投げかけて、そこで観光PRもできるじゃないとか、そこで食文化もできるじゃないとか、シラスもあるじゃないか、ウナギもあるじゃないかというような、そういう考えは浮かばなかったのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 急に振られると困ってしまいますけれども、議員の御質問でございますが、主催が県で、市町のほうに県のほうから投げかけてくるわけでございますよね。その場合うちの町としては、やはり文化、芸術的な面においては文化協会というものが町の主要な団体でもございますし、町も財政的な援助もしております。そういう意味において、第一義的には文化協会にお話をして、文化協会に主体的に動いていただくような形での参加というのがやはり望ましいと思ったものですから、教育委員会のやったようなことで私はよろしかったのではないかと、こんなふうに思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 町長にお伺いしたいですけれども、教育委員会のほうは文化協会ができないということで断られましたけれども、これを行政のほうに向けまして、先ほど申し上げたように、文化というのはとても幅広く展開できるというふうに聞いています。先ほどのダンス、スポーツも含めまして、そういうことをやっているところもありますし、産業4団体をお願いをして食文化の発信もできるだろうし、あるいはたこ揚げのそういう技術を持っている方々をお願いして住吉風の披露もできるだろうし、あるいはまた、そういう意味で

考えれば、地域の方をお願いをして、祭りがありますので、おはやしだとか奴道中だとか、そういうことも伝統行事として展開できるんじゃないか、そういうふうに思いますが、そういう意味で、私は今からでも間に合うと思いますが、地域の皆さん、住民の皆さんと協働してそういう国民文化祭に参加をするという考えはありませんか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私、この国民文化祭というイベントでございますけれども、あえてその町がこれをいわば県ベース、全国ベースにうたい上げていくというふうなものをやっていくためには、よほど吉田町がこの芸能に関しては全国に誇れるものであって、それだけではなくて、それをやはりさまざまな形で行政が一つのものとして組織化していく、そして現実にはそれを一つのイベントとしてやっていくというふうなことになると思うんです。そういうふうな観点から考えた場合、ほかの町のものが国民文化祭というものに本当にそぐうものであるかどうかといいますと、やはりそれぞれの町の御判断でございますので何とも言えるわけではございませんけれども、吉田町が、先ほど教育委員会のほうの話で出るのはなくなったというわけでございますが、国民文化祭というそのタイトルにふさわしいものをという、非常に私も難しいと思うんです。国民体育祭と違って、国民体育祭の場合はある一定の記録を超えればそれでよろしいわけですが、国民文化祭の場合は、私はちょっとまた別な意味で、単に参加すればいいんだというようなことではないと思っておりますので、その辺についてはやはり慎重に考えていかなければならない面があるのではないかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 国民文化祭が来年静岡県で開催されるということは、まだまだ町民に知られていないことでございます。ですので、確かに吉田町はやらないので、近隣の市町に出かけて行ってそこを見に行くのもいいし発表されるのもいいしという答弁もありましたけれども、やはり国民文化祭というのを、とにかく県のホームページのみならず、町民の文化・芸術の意識を涵養するために、町としても参加はしないということでもありますけれども、国民文化祭のことを独自に町民に知らせていただきたいというふうに思います。

その点について一つ課長にお伺いしたいことと、それから、私は今からでも遅くないというふうに考えるものです。町長からは非常に慎重な態度を今お聞かせいただきましたけれども、町民の中にやはりすばらしい能力を持った方もいらっしゃいますし、それからアイデアも、それからやろうという気持ちもあることは確かでございます。ですので、私は教育長にもお願いしたいんですけれども、参加するかしないかは、先ほどは参加はしないということでありましたけれども、そうした今回の文化祭について町民の方と一度話し合いを持っていただきたい。国民文化祭の開催を望んでいる人たちがおりますので、そうした方々と町長も交えて一度協議の場を持ってほしいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） これは余分なことですが、議員がいつこの事実をお知りになったのか。それほどすばらしいお考えがあるならば、できればもっと早目に私らのほうにお話しただければ、結論は変わりませんがありがたいかと。それは残念だというふうに思っております。

ただ、さっき社会教育課長のほうから、文化協会のほうからこういうわけで今回は受けら

れないという話があったということが一つ大きな理由なんですけれども、だからといって、電話で聞いて、ああ、そうですかというふうに話を決めたわけではありませんで、当然そのときには何とかいい方法がないかという話し合いをしながら、最終的にはさっき言ったことになったと、そういうことですので、そこは誤解のないようにしてもらいたいというふうに思います。

それからもう一つ、国民文化祭に参加するかどうかというのは、それは結果的に参加する町が少ないから問題になったんでしょうけれども、これは市町の一つの選択だろうというふうに思います。ですから、参加しないから文化の程度が低いとか努力が足りない、そういうことにはならないと、そういうことに結びつけないでほしいというふうに私は思っております。現に、先ほどちょっと町長から出ましたけれども、国民体育大会の場合は、吉田町はなぎなたでもって参加するということを選択したわけです。そういう意味の選択はあっていいのではないかとこのように思っております。

○議長（吉永満榮君） じゃ。社会教育課長。いいですか、それで、答弁で。

13番。

○13番（大塚邦子君） 教育長から御答弁をいただいておりますが、町内にはアイデアも、それからやる気もある方がいらっしゃると思いますので、そうした方々と町長も交えて一度、参加はしないということでしたけれども、何か違った形での参加があるということも私はあると思いますので、そういったことも含めて一度そうした町民の方々と協議の場を持ってほしいと思いますが、いかがですかということに対してはお答えをいただけますでしょうか、教育長。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 先ほど社会教育課長からもお話ししましたけれども、これは文化協会という組織だけでなく、文化協会を通してそういうふうないろいろな方々の意見も伺ったというふうに我々は考えておりますので、改めてここでもう一度協議して参加、不参加について考えるということはやりません。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 町長はいかがでしょう。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 教育長に同じでございます。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 大変残念なことではございますが、町あるいは教育委員会が主催でやらないということになりましても、まだやりようがあるということをお聞きしました。民間でやるということです。民間が実行委員会になって民間がやるということもできるそうです。しかし、これには大変難しいハードルがありまして、これは創造支援制度というものがあって、そこにチャレンジをして企画が認められれば通るといって、そういう非常に大変なものでありますけれども、こうした民間の、吉田町の中にこういう動きがあるということは、私は行政としたら歓迎すべきだというふうに思っております。そういう方々のこうした制度に挑戦するのは大変厳しいというふうに聞いておりますので、こうしたところへの支援、技術支援ですか、そうしたものを、申請書を書いたりとか、そのハードルを乗り越えるにはどうしたらよいかという、そういう技術支援をしていただきたいというふうに望みますが、その

点はいかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） どういう申請というのは、ちょっと今ここでははっきり物を申せませんが、各証明書とか、そういうものは役場または教育委員会という形のものを出す気持ちはございません。

それと、さっき言った技術支援とかどういう支援、それはあくまでも国民文化祭という参加に誤解されますものですから、そういう支援とか、そういうことは民間がやってくれるのは結構でございます。が、しかし、うちのほうとしましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 教育長はいかがでしょう。

○議長（吉永満榮君） 教育長、急なことでごめんなさいね。

○教育長（黒田和夫君） それは今、課長の言ったとおりですけれども、何か相談があれば、その相談に乗ることはできます。どういう話が全く私たちは聞いておりませんので、そのことを改めて話を聞くということは、それは毛頭差し支えはありません。そのほかのことについては今課長が言ったとおりです。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 私は、教育長から相談には乗りますという言葉をしていただき、とてもうれしく思います。課長の答弁は、私としては大変不本意なことです。しかし、やはりそういう中で、はぐくんでほしいというふうに思います。文化協会に限らず、町内にはさまざまな文化活動、芸術活動をされている方がいますので、そうした方々が文化協会に入らないと取り扱っていただけないような、そんな印象を受けました。ですので、その点は私は課長に勉強していただきたいというふうに思いますし、そうした民間の動きがあれば、私は歓迎してもらいたい。そして、そういうハードルをクリアして、民間でこの町で文化祭が開催できれば、それはすばらしいことと思いませんか。いかがですか、教育長。

○議長（吉永満榮君） では、またまたお願いします。

教育長。

○教育長（黒田和夫君） 文化協会というのは一つの主体性を持った任意の団体でありますので、これを我々が指導するとかどうとかというものではありません。できるだけ支援するという形。それから、文化協会に入って活動することが我々にとっては望ましいことだと思いますけれども、しかし個人で活動する自由もあるわけですから、その辺はそれをとやかく言うべきではないし、それをこういう場で批判すべきでもないとは私は思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 教育長の今のお言葉を聞いて私はうれしく思いました。そうした個人の文化・芸術活動も応援していただきたい、そういう自由も認めていただきたいというふうに思う次第です。

国民文化祭のことに関しては、以上で再質問を終わりたいと思います。

それから、グラウンドに関してですけれども、話の中で一つ、年4回の除草作業を計画しているということの説明がありました。私が質問いたしました管理計画ということのをこれはつくっているのかどうか、これからつくっていく考えがあるのかどうか。計画的に行うこと

のほうが費用対効果もいいと思いますが、その点の管理計画について、学校教育課長、お願いします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） ただいまの御質問でございますけれども、あくまでもあそこは当然ながらグラウンド用地ということで御協力をいただいて取得をさせていただきました。しかしながら財政的な面もありまして、ではすぐにその造成工事に入ると、また御答弁もさせていただきましたように水路の問題、また道路のつけかえの問題もございます。そういったことにつきまして構想も練らなければならないということでもあります。したがって、すぐにその造成工事に入るといふわけにはいかないという状況でございます。したがって、その間の管理計画ということでございますでしょうか。

現在、あそこは雑種地的な形をしております、1点は草が生えるということ、それから御質問にもありましたように、雨が降った場合、冠水をするといいますか、なかなかはけないと。最近、雨が特にきつく降るものですから、一時的にあふれたりするという状況でございます。そういったことで、できるだけ近隣、また皆さんに迷惑がかからないようにということで、絶えず学校とも協力、連携をとりまして、そういうことがないようにということに心がけております。

これといった管理計画というようなものはございませんが、そういったような意味で、近隣に迷惑にならない、また防犯・防災上も心配にならないようにということでふだんから心がけていきたいというふうに思います。したがって、決まった計画というものはございません。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 年4回除草作業をしていこうという計画がおありのようですから、その年4回がいつごろになるのか。そういう年間の計画をつくっていくことが近隣の周辺の住民の方々、あるいは学校関係者の方々、と申しますのは、そうした中にPTAの御奉仕も入っているということでしたので、それも組み込む形でやっていけば学校と地域がより密着していくのではないかなということもありますし、地域住民の安心・安全ということもありますので、その間のグラウンド用地の管理計画というのをつくってほしいと思いますが、その点について御検討していただけるかどうかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

それから、学校整備計画の話もありましたが、グラウンドの造成については困難があるということで、水路、道路のつけかえ等の話は教育委員会だけでは解決できない、関係各課という話が出ましたけれども、そちらの見通しというのは大変難しいのか、事務的な作業でできるのかということをお伺いしたいんです。課長はどうでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） 管理計画の話ですけれども、年4回程度除草作業を行うということで御答弁をさせていただきました。これは当然ながら、草の状態といいますか、夏場はすごく伸びるわけですし、また雨が降ったり、また場合によって虫が出たりというようなこともございますので、一応年4回くらいになろうかなというふうにも思いますけれども、その辺は状況を見まして管理をしていきたいという意味合いでございます。計画を立てるということであれば、計画表的なものを作成したいと思っております。

それから、グラウンドの整備事業についてでございます。先ほども申し上げましたように、道路、水路のつけかえということがまずとりあえずの課題、解決しなければならないというふうに考えております。したがって、土地利用全体構想もありますけれども、関係課と話し合いをしていきたいというふうに思います。

それから、財政的な問題も当然これは絡んできますので、その面を含めまして、今後できるだけ速やかにやっていきたいと。それこそ御質問の中にもありましたように、本当に長年の課題でございました。中央小学校のグラウンドは形状的にも余りよくない、それから狭いということもございました。そうした中でようやく用地を取得できた。おかげさまで取得ができたということでもありますので、教育委員会といいますか、学校教育課としましてできるだけ早く造成工事を実施したいという思いはございます。しかしながら、今言ったような問題もありますので、そういった面では慎重にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） グラウンドの造成工事のほうは、課長の答弁をいただきましたように、できるだけ早く速やかに実施をしていくよう努力をしていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、学校整備構想のことを教育長から御答弁をいただきまして、校舎の建てかえのことも入ってくるようになるのかと思っておりますが、そういった意味で校舎というのは50年、100年これから使っていかなければならないということで、ここは町の教育の責任ということも述べられました。したがって、関係者あるいは専門家にゆだねることになっていくのだろうというふうに御答弁を聞きました。したがって、パブリックコメント制度については今のところ考えていないという御答弁でしたが、こうした地域住民にとっても、保護者にとってもとても関心のあることとございますので、その間の情報公開、これをしっかりとやっていただき、町民、もちろん議会にもしていただきまして、今どういう状態でこの整備構想が進んでいるのかというところの情報提供をしていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか、学校教育課長。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） 中央小学校の整備構想、これは議員が言われる整備構想ということは、当然ながら校舎も含めた全体の整備構想ということですか。どういうことを指しているのか。

〔「こっちが聞きたいですけれども」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） あいまいでした。私もあいまいなままで質問していましたが、学校整備構想というのは実施計画の中のものにのってございまして、ことし、20年度にその調査手数料というのが入ってございまして、それはグラウンド造成に限ってのことなのか、実施計画をひもといていったら学校整備構想というものも出てきたものですから、これは一体どこまで入っているのかということです。逆に教えてもらいたいんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） 大変失礼しました。

当然ながら、きのう学校の耐震の問題もあったわけですけれども、文科省基準では0.7以

上ということでクリアはしているわけですが、やはり建築も昭和43年ということでございますので、約40年ほど経過をしている状況でございます。いずれまた建てかえということも出てまいります。そういった中で、この整備構想というのは、やはり校舎も含めて中央小全体のあり方といたしますか、構想というものになってこようと思います。ただいま御質問にあったように、グラウンドの造成とあわせて、やはり校舎のことも考えていかなければならない。また、校舎以外にもその他の問題も入ってきますけれども、そういった整備構想を今後グラウンド造成とあわせて考えていくということも必要かなというふうに思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 答弁をいただきたいということでお願いしてありましたけれども、こうしたものにパブリックコメント制度は適さないということだというふうに考え方を受けとめましたけれども、せめてこうした策定の経過を逐次開示請求というか、情報公開を町民並びに当然議会にもして行ってほしいというふうに思いますが、その点、事務方として課長に心強い御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋健次君） それこそこの整備構想の策定等につきまして、状況を見て、やはり皆さん方に公表すべきところは、公表する段階になりましたらしっかりと公表してまいりたいというふうに思います。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で、13番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、定刻になりましたので、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 勝山徳子君

○議長（吉永満榮君） 引き続き、一般質問を行います。

11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

○11番（勝山徳子君） 私は、議席番号11番、勝山徳子でございます。

平成20年6月吉田町議会定例会におきまして、さきに通告してあります2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、職員の喫煙について質問いたします。

平成15年5月に健康増進法が施行され、受動喫煙を防止するため、喫煙者にとっては環境の変化に伴い、喫煙しづらい社会になってきていることと思います。厚生労働省のホームページで健康増進法の項目を見ますと、たばこ1本の煙には約40種類の発がん物質が含まれており、1日3時間以上禁煙できない空間にいる女性の子宮頸部からはたばこ由来の発がん物質が検出されています。そのため、子宮頸部がんのリスクは3.4倍に増加することが報告されました。

千代田区では、完全な禁煙の学校に通っているたばこを吸わない家庭の子供の尿検査をすると、たばこ由来のコチニンが検出されることがある。これは、通学途中でたばこの煙を吸い込んだのが原因だそうです。東京都交通局はバス停の禁煙を呼びかけ、千代田区では路上でも受動喫煙を防止いたしました。この法律の背景には、飲食店で働く店員が客の吸うたばこが原因で喉頭がんになり、また銀行の行員が、銀行内が禁煙でなかったため気管支炎で死亡、アメリカの子供は大人のたばこのせいで年間340万人が中耳炎になり、180万人が気管支ぜんそく、4万6,000人が低体重出産になりました。

日本の国会では、このような報告書なども検討した結果、受動喫煙を防止するための法律が必要と判断され、受動喫煙を防止するための法律、健康増進法第25条が成立しました。この法律は、今まであいまいだった受動喫煙の被害を、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としたのです。したがって、この法律の対象となる飲食店、学校、役所、百貨店、事務所等の多数の人が集まる場所の管理者は、この法律が施行される平成15年5月1日以降は、禁煙や煙の漏れない完全な分煙になっていなかった場合、たばこを吸わない職員や客がDNA鑑定の結果、たばこ由来のがんになった場合、その他の被害を受けたりした場合は被害者や遺族からその責任を追及されるおそれがある。また、たばこを吸ったからといって、すぐにはがんにはなりません。したがって、禁煙になっていない職場で5年勤務した後、退職し、10年後にたばこ由来のがんになった場合には、勤務した年数や状況に応じて損害賠償の一部を請求される可能性もある。今後、この法律に該当する事業主の方は、職員やその他の人から健康被害を受けたと損害賠償を請求されないように注意してくださいとありました。

当町では、受動喫煙を防止するため、平成15年11月1日より学校敷地内の禁煙、平成19年4月1日より庁舎内を禁煙し、喫煙場所を正面玄関と東側入り口にしましたが、本年4月28日から正面玄関の喫煙場所をなくしています。喫煙者と非喫煙者の双方に優しい職場の分煙環境づくりが大事と思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、町道寄子浜河原線の認定までの事務手続についてお伺いいたします。

私は、住吉新田町内に住んでいます。平成19年11月の新田町内会の組長常会で、町内会長より、寄子橋のところに宗教法人エホバの会館が建設される報告がありました。組長をしていた主人からその話を聞きましたが、建設される説明会や書類等何もない状態で、住民からいろいろな声が聞こえてきました。不安や心配の解消のためにも説明会の開催を町内会長にお願いいたしました。残念なことに開催できませんでした。建設用地が整地されると、今までの風景とは全く違った状態に見えました。土をたくさん入れたため、赤線部分が谷間になり、大雨でも降ったら近隣の家はどうなるのだろうか、水の流れはきちんとできているのだろうか、住民からのいろいろな質問が出るたびに担当課に行き、教えていただきました。住民の不安な気持ちがいろいろな人を動かしていることも感じました。

そんな中、町道寄子浜河原線を平成18年9月議会で認定をしてしまいました。事務手続に疑問が生じたため質問いたします。

1、平成18年9月議会で議決した寄子浜河原線の町道認定をするまでの行政事務手続の経緯を伺う。

2、町道に認定されていないことがわかった時期は。

3、本年1月16日に町民M氏より調査委員会の設置の要望書の提出があり、坂口谷川左岸堤の町道認定は手続上の不備はなかったかとの内容がありました。1月22日の議会運営委員会の席上、担当課長から不備はないとの答弁でしたが、現在の状況では法律的には町道になっていない現状があります。手続の不備と認定を急いだ理由を伺います。

以上が質問の要旨であります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 職員の喫煙についてお答えします。

御質問の中にもありましたとおり、受動喫煙の防止を定めた健康増進法が平成15年5月1日に施行されましたが、この法律が施行されてからというもの、喫煙環境は大きく変化いたしました。

健康増進法第25条には、公共的な場所はもちろんのこと、事務所や飲食店など、人が集まる場所を管理する者や事業主に対して受動喫煙防止策を講じるように努力しなければならないことが明記され、このことによって受動喫煙被害の責任が施設管理者や事業者にあると決定づけられました。当然ながら役場庁舎につきましても、健康増進法第25条の規定を受けて、職員を含めたすべての施設利用者について受動喫煙を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならないわけでございます。厚生労働省健康局長はこの法律の施行に当たり、平成15年4月30日付で「受動喫煙防止対策について」という受動喫煙防止に関する対応策を記載した文書を都道府県知事に送付しておりますが、この通知によりますと、受動喫煙の具体的対応策は、施設内を全面禁煙にするか、非喫煙場所にたばこの煙が流出しない喫煙場所を設置する——分煙するかのいずれかの方法によることとされております。

また、健康増進法に関する厚生労働省のホームページをかいま見ますと、妊婦の受動喫煙が流産や死産の原因になるほか、子供が脳障害や心臓病にかかったり未熟児になったりすることが明らかになったことや、たばこ1本の煙には約40種類の発がん物質が含まれていることなどが具体的に記載されており、健康増進法の施行を機に、喫煙者に禁煙を促そうとする内容も直接的に記載されております。健康増進法の施行に際し、厚生労働省は、受動喫煙の防止はもちろんのこと、禁煙への取り組みも強めております。

こうした世の中の動きに対し、当町の役場庁舎における受動喫煙防止対策はおくれぎみとなっておりました。抜本的な受動喫煙防止対策を講じたのは平成19年4月1日でございます。

庁舎における喫煙環境に関する状況を申し上げますと、平成6年に庁舎が供用を開始されて以来ずっと1階ロビーには喫煙コーナーが設置され、喫煙されるお客様の利用に供されておりました。しかし、この喫煙コーナーにつきましても、喫煙されないお客様や1階に勤務する職員からたびたび受動喫煙に関する苦情が出ておりました。このため、平成18年1月にはこの喫煙コーナーを廃止し、庁舎外に移すこととして、喫煙されるお客様の利便を考え、

正面玄関東側に喫煙コーナーを設置いたしました。このほか、平成18年度末までは、庁舎内の2階から6階までの各階東端に設置されているリフレッシュコーナーと1階の厚生室で喫煙することができました。しかし、いずれの場所におきましても受動喫煙を心配する声は上がっておりまして。特に厚生室の場合は、室内でございましたので、受動喫煙を心配する職員の声も深刻なものがございました。

そうした状況であったにもかかわらず、喫煙者への配慮から長い間、受動喫煙が起り得る状況を放置する結果となっていたわけではありますが、平成19年4月1日、健康増進法を遵守した対応を図るため、思い切って庁舎内における喫煙を全面的に禁止することとし、灰皿は正面玄関東側と職員通用口外側の庁舎外の雨の当たらない2カ所に限って設置するよういたしました。しかし、灰皿を設置した場所がいずれも出入り口付近であったことから、受動喫煙を心配する声は消えておりませんでした。そうした状況にかんがみ、本年4月28日に庁舎の正面玄関東側に設置してありました灰皿を撤去するよういたしました。ただし、職員通用口外側の灰皿につきましては、現にこの庁舎内で勤務している職員の喫煙者がおりますことから、職務遂行上支障があると考え、現在も撤去せずに置いてあります。

当町の庁舎における受動喫煙防止への取り組みはこうした状況ではありますが、受動喫煙を防止する取り組みとしましては、分煙室を設置する方法も考えられます。しかし、喫煙ということをよく考えますと、非喫煙者はたばこの煙によって喫煙者に迷惑をかけることはないわけではありますが、喫煙行為に伴うたばこの煙は確実に非喫煙者に迷惑を及ぼしております。喫煙という行為は確実に周囲に悪影響を及ぼし、人為的に職場の生活環境を悪化させてしまいます。人為的な環境変化でありますので、喫煙者の自覚によっては変化させないことも可能なわけであります。気温や気候などのように、環境の変化が個人の努力だけでは抗しがたいものであれば施設面で補うことは必要であると考えますが、個人の努力によって環境を保全できるものであれば、施設整備よりも個人の努力をベースに対応策を考えるべきであると考えております。そして、その個人の努力の方向が禁煙に向かい、結果として禁煙を達成する職員が増えるのであれば、健康づくりの観点から一層喜ばしいことであると考えております。

今の世の中は、役場庁舎を含め、健康増進法第25条に例示されている施設において受動喫煙が発生するような管理を放置しておくことは許されない風潮ができております。まして役場庁舎は公務を果たすべき職場であり、そうした職場において、他の職員に迷惑を及ぼす可能性のある喫煙行為を必要以上に尊重することは、かえって不平等な扱いを強いることになります。役場庁舎を管理する立場としては、「町民の皆様方がよりよいサービスを受けるための施設が庁舎である」ということを大前提にして管理の仕方を考えなければなりませんので、今後とも分煙室の設置は行わない中で、執務能力の面も念頭に置き、受動喫煙が起らない施設利用を徹底してまいります。

現在、1カ所残してございます職員通用口外側の灰皿につきましても、出入り口でありますことから受動喫煙につながる可能性もございますので、今後、受動喫煙が起りにくい適当な場所に移すことを検討してまいりたいと考えております。職員につきましても、そうした社会的な要求が突きつけられていることを強く意識し、それぞれが喫煙の方法について考えてもらい、みんなで良好な環境の中で執務できるように努力してまいりたいと思っております。

次に、2点目の「町道寄子浜河原線の認定までの事務手続について」のうち、1点目の「平成18年9月議会で議決しました寄子浜河原線の町道認定をするまでの行政事務手続の経緯を伺う」についてお答えします。

平成18年9月議会で町道認定をお願いしましたこの路線は、昭和61年3月、主要地方道焼津榛原線の坂口谷川にかかる寄子橋が上流に新設されました折に、旧の橋と新しい橋の間の部分が主要地方道焼津榛原線から除外され、旧の橋と新しい橋の間の土手敷に新たな道路として整備されて今日に至るものでございます。本来は整備された時点で町道認定をお願いしなければならなかったわけでありましたが、平成18年当時までそのまま放置されておりましたので、それまでの状況を補完するために平成18年9月議会に町道認定議案を上程させていただいたわけでございます。

寄子浜河原線の町道認定の手続を進めるに当たりましては、この路線が吉田町と牧之原市の区域にまたがり、主要地方道焼津榛原線に接続いたしますことから、道路法第8条第3項の「市町村長は、特に必要があると認める場合におきましては、当該市町村の区域を越えて市町村道の路線を設定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない」との規定を受けた事務処理となるものでありましたので、牧之原市長の承諾を得るため、平成18年8月16日、牧之原市に対しまして協議書を提出いたしました。これに対し、牧之原市長からは、平成18年8月23日に承諾の回答をいただきました。この回答を得ましたことから、当町では平成18年9月議会に寄子浜河原線の町道認定議案を上程させていただき、平成18年9月22日に原案どおり可決していただいたわけでございます。

この路線は昭和61年当時に道路として整備され、以来、皆様方に御利用いただいております。平成18年の供用開始に当たりましては、工事を行う必要は一切ございませんでしたので、平成18年10月6日には、法令等の規定に沿って町道の路線廃止・認定、区域の決定及び供用箇所に関する告示を行い、関係図面等につきましても、10月6日から2週間、都市建設課において縦覧に供し、適正に処理いたしました。

次に、2点目の「町道に認定されていないことがわかった時期は」についてでございますが、御質問にあります部分が町道に認定されていないことを承知いたしましたのは、平成18年6月下旬に、この路線付近の土地利用案件の打ち合わせに業者が来庁された際に、接道要件などを道路台帳図で確認しているときに気がついたものでございます。

土地利用案件に係る接道要件につきましては、既存の町道認定部分で満たしておりましたことから、現状のままでも打ち合わせに係る土地の開発には支障はございませんでしたが、牧之原市の区域を含め、現況において道路として利用されている部分が町道として認定されていないことは問題があるため、早急に町道認定をお願いするようにいたしましたわけでございます。

3点目の、「平成20年1月16日に町民より要望書の提出があり、坂口谷川左岸堤の町道認定は手続上の不備はなかったかとの内容がありました。平成20年1月22日の議会運営委員会の席上、担当課長から不備はないとの答弁でしたが、現在の状況では、町道を認定はしたが、法律的には町道になっていない現況があります。手続の不備と認定を急いだ理由を伺う」についてでございますが、さきに述べましたとおり、寄子浜河原線を町道認定するための手続は一部牧之原市の区域が含まれているため、牧之原市に対して協議を行い、牧之原市長の承諾

の回答を得る必要がございましたので、その回答を待って議会に町道認定の議案を上程させていただきます。そして、平成18年9月議会におきまして可決していただき、町道として認定されたわけでございます。当町としましては、法令等の定めに従いまして認定までの手続を適正に進めており、御質問にあるような認定を急いだというような状況にはなく、急ぐような必要もございませんでした。

また、御質問に手続の不備を指摘される部分がございますが、平成20年1月16日にお一人の町民から出されましたこの町道認定と、土地利用に関する要望書が議会運営委員会に取り上げられ、説明を求められたときにも担当課長から経緯等について説明を行い、手続についての適正さを申しあげました結果、要望書を提出された町民に対し、議会から何ら問題がない旨の回答書を出されたと伺っております。この件の審議に携わりました議会運営委員会には勝山議員も入っておられましたので、当町手続に不備がなかったことは議会運営委員会の審議での説明等をいま一度思い起こしていただきたいと存じております。

さらに御質問の中に、町道の認定はしたが、法律的には町道になっていない現況があるとの御発言がございましたけれども、現在、寄子浜河原線は道路法に基づく正規の町道でございますので、議員の御指摘には誤りがございます。正直、町道認定を進める手続におきまして、牧之原市長が議会の議決を経ずに承諾の回答を行うという不手際があったことは今もって信じがたく、青天のへきれきでございます。

こうした事態に対しまして、牧之原市は、牧之原市の事務を正常化するために、平成20年2月議会に吉田町が寄子浜河原線として町道を認定することにつき承諾することについての議案を上程し、可決しております。そして、議会で可決された旨の報告を平成20年3月31日に受けました。

当町では、牧之原市の瑕疵ある回答書に起因して、平成18年9月議会での寄子浜河原線の町道認定の議決のうち牧之原市区域部分につきましては無効となるのではないかとの疑いを持ちまして寄子浜河原線の町道認定再議決のための上程議案作成事務を進めておりましたが、この事務の一環として、静岡県及び国の機関でございます中部地方整備局に今日までの経緯を説明し、再議決が必要か否かを問い合わせましたところ、国から、既に議会の議決を経て町道認定と供用開始の告示がなされており、その後、関係市である牧之原市の議会承認を受けていないことが判明したからとあって、現時点では関係市の議会で承認議決を得ていることから、同路線のうち牧之原市部分について必ずしも無効とは言い切れない。町道認定についてはあくまでも町の判断であるが、関係市議会の追認があったため、再度路線認定は必要ないと思われるとの国の見解を得た次第でございます。この国の見解を踏まえ、当局といたしましては、平成18年9月議会の議決を経て進めてまいりました事務手続で、必要な手続のすべてを満足している状況にあると考え、寄子浜河原線の議案の上程は行わないことにいたしました。

したがしまして、3点目の御質問に対しましては、町道として供用開始するまでの必要な手続は、牧之原市の瑕疵ある回答書という問題はございましたものの適正に行っており、また認定を急ぐというようなことは考えたこともなく、寄子浜河原線は平成18年10月6日から道路法にのっとった正規な町道として供用を行っているものでございまして、御質問にありましたような状況にはございませんので、ぜひとも御理解賜りたいと思います。

○議長（吉永満榮君） それでは、再質問をお願いします。

11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 再質問をさせていただきます。

初めに、職員の喫煙について質問させていただきます。

平成15年5月に健康増進法が施行されて以来、いち早く学校教育関係では敷地内を禁煙いたしました。しかし、夕方とか、またPTAの方たちだと思うんですけども、学校の門の入り口、また裏門の駐車場等々でたばこを持ってうろうろしている、そういう現状を見たことがあります。学校教育課としてはどのように把握をしているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） 平成15年11月1日から町内の小・中学校の敷地を禁煙区域ということで指定をさせていただきました。これは当然ながら、教職員のみならず、学校を利用する保護者の方、また学校関係者の方にも御協力をいただくということが前提になってまいります。少なからず学校の教職員につきましてはこの指定をしたことを周知しまして、徹底するということに心がけております。今後もそういうことがないように、その方がどういう方がちょっとわかりませんが、学校とも協力をしまして、そういうことがないようにこれから一層取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 学校としては教育の場でもあり、また児童・生徒に対しての命の大切さというものを指導する機関というふうに思っております。その中でも、やはり人間でありますので、本当に昔からたばこが好きで、本来なら健康を考えておやめになっていただくのが一番いいかなと思いますけれども、なかなかやめられないという状況もあるかと思えます。その中で先生に限らず、学校はスポ少とか、またいろいろな形の親の応援態勢の中で来るときに、門のところで缶を置いて灰皿がわりにしているという現状がありますけれども、またマイ灰皿ですか、そういうものを持ってたばこを吸うという状況もあるかと思えます。受動喫煙の防止というふうに考えたときには、やはりそこには必ず子供さんもいる、そう考えますと、本当に煙が流れていかないような対策というふうに考えたときには、もう少し何か対策を考えなければいけないのではないかというふうに思っています。御指導も大事ですが、何かいい対策は学校関係としてはないでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、高橋君。

○学校教育課長（高橋健次君） それこそ学校の敷地、駐車場の付近におきまして、住吉小学校、また自樫小学校等もそうですけれども、禁煙という看板が出ているということで、できるだけ目につくところに配置をしていきたいというふうに思っています。いろいろなことが考えられますけれども、とにかく学校とも協力しまして、そういったことをできるだけPRといいますかお願いといいますか、徹底をしていくようにこれからも取り組んでまいります。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） ありがとうございます。

それでは、町の職員の態勢に対してお聞きしたいと思います。

平成15年5月から5年が経過されました。受動喫煙防止対策に対しては、当町としてもいろいろな工夫をしながら、喫煙所を移動し移動し、それでもなおかつ防止ができていない不安というものを抱えながら対策を組んでいたのではないかというふうに思っております。平

成18年度末まで東側の階段のところ、空気清浄機が動いてはいますけれども、あそこを通りますと本当にすごいにおいがしていたという現状がありまして、本当に私もその現状を何とかしなければいけないということで、平成15年に一般質問をした覚えがありますけれども、それを考えましても、平成19年4月1日に庁舎内が完全に禁止になったと。ですが、玄関の入り口等々で受動喫煙のやはりあいまいさがあるのではないかというふうに私は思っております。

職員が長い間勤務する中においては、どうしても精神面の中でもいらいらすることもあるかと思えます。我慢をさせる、また禁煙をさせるということの強制はなかなかできないのではないかというふうに思いますが、このあいまいな対策しかできなかったという、その原因というのは何だったんでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） ただいまの御質問でございますが、これまでの答弁の中にもございましたけれども、平成15年5月1日の健康増進法の施行後、対応が非常におくれたということは事実でございますが、それから対応としてもあいまいであったという御指摘もそのとおりだというふうに反省しております。

その原因でございますけれども、やはり非喫煙者と喫煙者のどちらに主眼を置いて対応をしたかという部分でございますが、どうしても喫煙者の場合はいきなり喫煙をやめるという行為は難しいだろうということを考えておまして、そのために喫煙場所を制限をしようという行為がなかなか業務にも影響するのではないかというようなことを考えたわけでございます。ただ、いろいろたばこに関しての資料等々を目にする機会が増えたわけでございますが、そうした中で静岡県のこども病院の小児科の先生でもあられると思うんですが、加治先生という方が「たばこの常識を考える」というような執筆をされておりますが、その中で、たばこを吸ってストレスを解消できるかどうかというようなところにも触れておるんですが、たばこを吸えば、ストレス解消できるんじゃないかと新たなストレスが発生するだけだと。たばこを吸いますと、血中ニコチン濃度が急激に増してまいります。その血中ニコチン濃度が下がってくるのが大体30分程度というふうに記述されておりますが、その30分を過ぎますと血中ニコチン濃度をまた高めようとする意識が働くということで、そこで大体30分に1本ぐらい吸いたくなるというのが医学的にどうも出ているらしいです。

そうしたことに合わせて対応を図っていくというのは全く理不尽なものだというふうに考えております。それよりも、そこで30分に1本吸って血中ニコチン濃度が上がるとほっとするという感覚がありまして、それがストレス解消というふうに勘違いをしているんだという記述でございますが、もともとたばこを吸わない人にはそういうストレスは発生しない。それもストレスなんだというような記述でございます。私はそれを支持したいというふうに思っております。でき得れば、町長の答弁にもありましたけれども、たばこを吸わない環境の中で執務をするというのが基本ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） たばこを吸っている人が今の御答弁を聞きますと、かなり厳しいお言葉ではないかというふうに聞いておりました。現実問題、吸っている方にしてみると、私は今まで人生の中で1本も吸ったことはありませんので、吸う方のお気持ちも味もわかりま

せん。ですが、日ごろの職員の対応を見ていますと、本当に、吸う方と、また受動喫煙で悩む者の、たばこの煙が回って迷惑をする者の両方の立場になって、この対策をしっかりととられていかなければいけないのではないかというふうに思いまして、今回一般質問をしたわけでありまして。

先ほど答弁の中に、非喫煙者がたばこの煙によって喫煙者に迷惑をかけることはない、たばこの煙は非喫煙者に迷惑をかける、と御答弁ありました。本当に私もそう思います。ですが、だからこそ分煙対策をしっかりとしなければいけないのではないかというふうに思います。すべての職員が健康のために禁煙できれば本当にすばらしい吉田町の状態になると思いますが、やはりなかなか強制ができないものと、また今メタボリックのことで、本当に私も真剣にメタボリックに対しては望んではいますけれども、なかなか成果が出ない。そういう焦りがある中で、やはり同じような努力をしてもなかなか成果が伴わないというような状況もあるかなというふうに思います。

よくたばこを吸う方が言われることは、たばこ税のことを言います。自分たちが吸ったおかげで税金が入ってくるって。そういう言いわけというか、そういう言葉も聞くわけでありましてけれども、私はかえって反論をするんですけれども、たばこを吸って肺がんになっても、かえってかなり保険料がかかってしまうような状況になるのではないか、そういう持論を持っております。しかし、やはり環境税的な部分においては対策的なものも大事かなというふうにも思っています。

税務課長にお聞きいたしますけれども、ここ数年、たばこ税が我が町にどれくらい入っているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 仲田君、税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 16年度から申し上げますと1億8,459万6,000円、17年度につきましては1億9,020万4,000円、18年度につきましては1億9,950万3,000円となっております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） ありがとうございます。

約2億円という金額が入ってくるわけでありまして、このお金を少しでも使っていただいて対策的な部分も必要かなというふうに思います。そして、職員の仕事の効率を図るために、先日テレビで、ある企業では、たばこを吸わないかわりにリフレッシュタイムでお菓子を食べて気分を変える、そういうところがありました。笑っていらっしゃいますけれども、当町の職員もあります。現実、お菓子を食べてリフレッシュをしている方もおりますけれども、これがすべてリフレッシュされるか、なっているかといったら、すべての方には効率が図れるものではないかと思っておりますけれども、職員の、いろいろな方の仕事の効率を図るためには、少しでも何かの形でしていくことが平等性、たばこを吸う方にも吸わない方に対しても平等的な部分にはなるのではないかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） そもそも喫煙の問題なんですけれども、本当にこんなことができれば一番いいんでしょうけれども、たばこを吸った煙が外に出ないように全部中に入ってしまう、そういうふうなことがあればいいんでしょうけれども、これがなかなかできないものですから万やむを得ざるころなんだろうけれども、私が二度目にドイツに行ったとき、今から二十三、四年前でございましたか、ヨーロッパではたばこを吸う人というのは本当に社会的

に非常に問題のあるような風潮がございまして、悪い言葉で言えば犯罪者に近いような、そういうふうな風潮が一部にはございました。一般の住民の方でも、たばこというものはだめなんだと。健康にはマイナスなんだということは本当にしみ通っていたんですけれども、20年過ぎて日本に来たわけでございます。どちらに重点を置くかというわけでございますけれども、やはり基本的にはたばこを吸わないと。たばこを吸わないようにやはり持っていくというのが行政の立場ではないかと。たばこを吸うことによって確かに町税は2億円近いお金が入りますけれども、しかし、さまざまな病気になることによってそれ以上のお金もかかるわけでございますから、そういうことを考えると、やはりたばこを吸って健康づくりを阻害されるようなことはぜひともやめていただくように、職員に関しましてもやはりそういう方向で、ただ、たばこというのは一種の麻薬でございますのでなかなか難しいんですけれども、その辺の本人の自覚、家族の監視というものをうまく使いながら、何とかやめる方向でいってもらえたらなと思いますし、また、そのような環境づくりにも努めてまいりたいと思っております。

議員の中にもたばこを吸われる方は多いようでございますけれども、そういうようなことも踏まえて、やはりたばこをのむというのは余りいいことではないんだよと、健康づくりにはいいことではないんだよというふうな意識の定着を図ってまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） お気持ちは重々わかりますけれども、その中でも、やはり我が町にも議員が視察に来たりとか、また庁舎内には町民の方が見えたりとか、さまざまな方がこの庁舎に寄ってくるわけでありまして。そういう方たちに対して、最後に答弁の中で受動喫煙が起りにくい場所という答弁がありましたけれども、具体的にどういうところをお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長、塚本君。

○契約管理課長（塚本昭二君） 最後に、答弁の中で起りにくい場所ということでお答えさせていただいたわけですが、具体的には、職員や歩行者が通らない場所ということで、今の通用口からは離れた場所に、何らかの形で雨も防げるというようなところに灰皿を設置したいというふうに思っています。

分煙施設という箱状のものをつくりますと、どうしてもその中から出る煙の処理をどうするんだとか、いろいろなまた課題が出てまいりまして、その掃除をどうするんだとかということになりますので、悪循環になるというふうに思っておりますので、オープンな中で受動喫煙が起らない場所ということで計画をしてまいりたいというふうに思います。

また、来庁舎、視察の方々が見えた場合というようなお話がございましたけれども、御存じだと思いますが、平成16年6月に日本もたばこの規制に関する世界保健機構枠組み条約、これに批准をしております。これによりまして、世界的な中でたばこというのはよくないものなんですよと。そうした一環で t a s p o（タスポ）のカード式のあいうものも出ておりますし、もう日本がどうのこうの問題ではなく、世界的な規模でたばこ離れを推進しようということのを推し進めているわけでございますので、来庁者に関しましても、たばこが自由に吸えるような場所があったり、そういう環境に置くということ自体かえって疑問符を呈されるのではないかなというふうに思っております。ですから、できるだけ受動喫煙が起らないようなオープンな場所に、雨の当たらないところをつくっておくというような

ころで設置したいと思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） どこなのかなという感じで楽しみにしていただきたいと思いますが、まずは職員に対してはしっかりとその意向的なものは徹底をさせていただきたいというふうに思います。健康を考えればやめるのが一番いいのかもしれませんが、やはりなかなかやめられないという現状もあるかと思えます。

そして、平成15年の6月議会で私、一般質問いたしました。その中の答弁においては、これは町長が答弁しているんですけども、分煙環境の実現は非喫煙者だけではなく喫煙者にとっても好ましいことから、今後さらに公共の場所や職場での分煙を積極的に進めていくことが重要であり、家庭内におきましても分煙または禁煙の増加を促していく必要があると答弁をいただいています。非喫煙者がどこでも受動喫煙で嫌な思いをしないためにも万全な対策を求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 今の議員の平成15年の6月、全然覚えていないんですけども、その当時の私の意識の低さを本当に恥じております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 今、確認をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、町道の認定の手續について質問させていただきます。

先に、お話ししておきたいと思えますけれども、私、議員としては、行政の手續的な部分において担当課に行って質問をしたりとか、また情報公開制度を使っていろいろな書類を請求したりという形でこの町道の認定手續に対して調べることはいたしました。しかし、本当に残念な思いがありますけれども、その私の行動に対してかなり誤解をされたようなことがありました。そういう意味において、私は、本当にこの認定手續において疑問に思ったものですから、情報公開制度を用いたりとか、いろいろな人たちの声を聞きながら、わからないことは担当課に行って質問したりという形で、あくまでも事務手續についてのことに対して行動をとったつもりでありますので、その点に関しては認識をしていただきたいというふうに思えます。

すみません、先に一言言わせていただきました。

次に、事務手續についてお伺いいたします。

昭和61年に焼津榛原線の坂口谷川にかかる寄子橋が新設し、町道に認定せずに放置をされて約二十数年間も気がつかなかった。これがまず第一に事務手續的に我が町にとっては過失ではなかったのかというふうに思えます。そして、平成18年6月下旬に業者が来て町道に認定されていないということがわかったということが先ほど答弁でありました。まず、二十数年間も気がつかなかった原因というのは何だったんでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、大石君。

○都市建設課長（大石悦正君） それこそもともとが県道でありまして、県道が廃止された。それについて町道認定の関係がやっていなかったという話です。そのときに当然やるべきことだと私も解釈しております。その当時、私は61年ということでここにはいなかったわけですが、そのときにやるべきであって、今現在こういう形になってしまったというのはまこと

に申しわけないことだと思っております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 当時いなかったということでしょうがないかなと思いますが、私、新田に住んでいまして、私もあそこが町道だというふうに担当課から説明を受けていましたので、ここが町道に認定されていないというふうに聞いたときには本当にびっくりした状態です。

そして、平成18年6月議会において担当課長より議案の説明をいただきました。そのときには、道路法第8条第3項に、「市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は関係市町の承諾を得なければならない」ということを説明をされました。そして、牧之原市と協議し、吉田町で路線認定することに同意の回答を得ておりますという担当課長から御説明をいただく中で、この案件は産業建設常任委員会に付託をされまして、何の質問もなく、議案としては賛成で終わっていますけれども、当時いた議員としては、この道路法第8条3項と、それから第4項が頭になかったという部分において確認をすることができなかつたわけです。この第4項の中には、当該市町村の議会の議決を得なければ承諾することができないという文言があります。この部分においては、牧之原市において、先ほど町長が答弁されておりましたけれども、うちの町の責任ではなく牧之原市の責任だと。そういう感じがいたしますけれども、しかし私は、8月16日に協議書を提出して、8月23日に承諾の回答をいただいたわけです。本来なら、相手方が議会をやっているかやっていないかぐらいの認識はあるはずではないかと思えます。その認識もなくして、公文書ということで回答をいただいたというふうに受けとめてしまったのか、そこら辺をどう受けとめたのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、大石君。

○都市建設課長（大石悦正君） 町は法令の定めに従いまして、平成18年8月16日付の公文書として、道路法第8条第3項により牧之原市に対し協議を行っております。牧之原市からは、議員のほうから話がありましたが、平成18年8月23日付で公文書の回答を受けております。必要な手続を、順を追って適正にうちのほうは進めてきております。牧之原市が議会上程をしていなかったということが判明したわけですが、まさか考えも及んでおりませんでした。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員、これは非常に重要な問題なんですけれども、牧之原市というのは独立した地方自治体でございます。その選挙で選ばれたトップである牧之原市長が公印を押して協議書で回答した場合に、こんなことをやっていますか、あんなことをやっていますかというふうなことを基本的に質疑はいたしません。そんなことをされたら、それこそ本当にそれぞれの町の事務がどんなふうになっているんだというようなことをそれぞれ聞かなければならない、非常に無礼な部分になります。これは国と国との場合でも同じでございます。例えば、ある国からある国に対してそのような文書を出してきた場合、おたくの国ではこんなことをやっていますかと。それこそ国際儀礼上、最大の侮辱です。

それと同じように、議員の御質問でございますけれども、牧之原市長が出した公式の協議書の回答でございます。それについて疑義があるかどうか、それについて聞くのは、私は大変失礼なことであると思っております。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 公文書ということで、確認することは本当に無礼なことかどうか、私は疑問に思います。

〔「議長」の声あり〕

○11番（勝山徳子君） まだ質問あります。

この協議書の書類の、情報公開を出しまして書類をいただきました。そして、理由書もつけて、そして道路法のこの書類もつけてあるわけです。うちの町としてはきちっとした形ですべて書類を添付して出したにもかかわらず、牧之原市から数日で戻ってきた。回答書が返ってきたということに対して、確認ができないということよりも、やはり間違う根本を一言やることによって、うちの町がこの議案に出すときに、相手方の市できちっとした形で議決をされたものが来た上で、うちの町が議決をできるという状況になるかと思えます。ですので、本当に8月16日、23日、幾日もないわけです。だれが思っても、これは議決がされていないというふうに認識しても私はいいいのではないかと考えています。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員はそのように認識されるわけでございますけれども、基本的に、私が先ほどお話し申し上げましたように、吉田町の町長である私が牧之原市長に対して協議書を提出し、その協議書の回答が牧之原市長から公文書でもって来たという場合に、牧之原市は必要な手続きをやりましたかと、そんなことを聞くことは普通ございません。

それともう一点、牧之原市の基本的には瑕疵ある回答でございますので、議員よろしければ、牧之原市の市議会議員が牧之原の市長に、なぜこのような瑕疵ある回答書を出したのか、一般質問されるように議員からお知り合いの議員にお願いされたいかがででしょうか。

○議長（吉永満榮君） あと数分しかございません。お考えください。

11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） わかりました。町長からそのようなお願いをされましたけれども、する、しないはあれですけれども、一応はお伺いしておきたいと思えます。

最後に、1分しかありませんので、先ほど町道認定の調査委員会の設置の要望書が出されてまして、私は議会運営委員会の席上におりましたけれども、この担当課長からは不備がないというふうな形で御答弁をいただいております。しかし、やはり相手方の議会の承認を得ていないというその回答書においては、私は、無効ではないか、それが不備ではないかというふうに思っております。ですので、当時の課長からの御説明は、公文書であるので問題はないというふうに伺っておりますけれども、私は、その1点で疑問に思ったわけでありまして、決して私の認識不足ではないというふうに確信しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山徳子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は20日金曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時10分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第15日目、最終日でございます。

本日の出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎監査の結果報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第1、議会からの請求に基づく監査の結果報告についてを議題とします。

これは、去る5月15日に開催された平成20年第1回吉田町議会臨時会において、中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証結果報告に関する事項について、地方自治法第98条第2項の規定により、監査を求め、その結果について報告を求めたものであります。

本監査報告は、町が平成14年に行政財産として取得した中山三星建材（株）工場跡町有地に関して、当局が設置した中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会から去る2月29日に報告がされたものであります。議会では当局から出された本報告書を真摯に受けとめ、どのように対応すべきか議員全員で真剣な議論を重ねた後、先ほど申し上げたとおり、5月15日に臨時会におきまして、賛成多数で地方自治法第98条に基づく調査特別委員会を設置するとともに、全会一致で監査委員に対して事務監査を求め、監査の結果に関する報告を請求したものであります。

それでは、監査報告をお願いいたします。

監査委員、小塩一馬君。

○監査委員（小塩一馬君） 議会から請求のあった監査の結果について、平成20年5月22日付吉議第32号をもって請求された地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査の結果を下記のとおり報告します。

I、監査の期間、平成20年5月22日～同年6月17日まで。

II、監査の対象、中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書の内容に関する事項。

1、調査・検証の根拠資料の確認

①「IV 中山三星建材（株）工場跡地の変遷及び買収経過等」の発生事項・具体内容等（検証結果報告書のP7～18）です。

②「V 中山三星建材（株）工場跡地買収事務に関する調査結果等」（検証結果報告書のP19～35）です。

2、調査・検証過程において不採用とした事務資料（検証結果報告書のP1の「…信憑性を確認しなければならないような情報を取り込むことを避け…」）の確認。

3、「Ⅲ 3 調査方法」の確認と有効性（検証結果報告書のP 2～3）。

4、「Ⅲ 6 調査・検証の視点に基づく検証結果」（検証結果報告書のP 3～6）に対する監査委員の所見。

Ⅲ、監査の概要

監査は、税金が有効に使われているか、最小の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営は合理化されているかなどを観点に、自治体の行政執行の適法性、妥当性、能率性等を検証することです。

このたび、議会から請求された事項については、従来の監査の観点からしてみると、監査事項としてはふさわしくないが、請求内容を検討した結果、「検証結果報告書の信頼性、信憑性」について監査をすることを念頭におき実施しました。

手順としては、検証結果報告書を作成するにあたり根拠となった資料の提出を長に、議会関係の資料を議会事務局に求めるとともに、在職している職員並びに中山三星建材（株）社員から聞き取り調査を行い、請求内容の項目について監査を行いました。請求した資料は別添であります。10ページに資料名を掲載してあります。

なお、「Ⅲ 6 調査・検証の視点に基づく検証結果」に対する監査委員の所見については、監査委員が、長の政策判断に対して意見等をするのは適切ではなく、本請求の検証結果に対する所見を述べるのも同様と考えますが、あえて利害を調整する立場から、Ⅴ総括所見として述べることにしました。

Ⅳ、監査の結果

1、調査・検証の根拠資料の確認

①「Ⅳ 中山三星建材（株）工場跡地の変遷及び買収経過等」の発生事項具体内容等（検証結果報告書P 7～18）

昭和36年4月1日から平成13年2月5日まで、発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

平成13年2月6日。《発生事項》中山三星建材（株）役員が吉田工場売却の緊急性を告げるために町を訪問。《町長の対応》取得断念を表明。…資料により、上記を次のとおりとします。…

《発生事項》中山三星建材（株）役員が町を訪問し、用意した文書「弊社吉田工場土地建物売却に関する件」を町長に手渡し、工場跡地購入計画を取り下げよう申し入れた。

《町長の対応》町長「よくわかりました。このようなことでしたら町の入る余地はないので、口頭ですが、町が買うことはいたしません」

平成13年2月13日。発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

平成13年3月1日。「中山三星建材（株）役員が漁協との調整、町での購入を検討することについて依頼するために町を訪問」の記述中、「漁協との調整」とは名証2部上場企業は、公害等の心配のない企業であると、町から漁協に話をしてほしいという趣旨であること、また本申し入れに対して、検証結果報告書には記載がないが、町長は「名証2部上場企業の件は中山三星建材（株）が漁協と話しをするように」と返答していることが記録されていることを確認しました。

平成13年3月12日から平成14年1月23日まで発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

平成14年2月1日。全員協議会開催時における〈議長発言の要旨〉として、検証結果報告書は、「…当局からの説明も初めてだ。」としております。確かにこのように議長が発言したことは、全員協議会のメモで確認できますが、当全員協議会が開催された平成14年2月1日以前の平成12年11月24日と平成13年2月5日の行政報告会、平成13年12月13日と同年同月14日の議会定例会における一般質問等において、中山三星建材（株）工場跡地買収については取り上げられております。したがって、〈議長発言の要旨〉としての記述には、正確性の点で疑問が残ります。

平成14年2月13日から平成14年2月28日まで、発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

平成14年3月18日。議会定例会における佐藤福子議員の「公有地取得計画について」の一般質問に対する〈関係する主な町長答弁要旨〉の一つとして、「平成9年から11年度に多額の借金を認めた議会が、私の借金だけ認めないのはおかしい。」との記述がありますが、実際の町長答弁は、「平成9、10、11年度と二、三カ年の議会で御承認をいただいた多額の借金というのは、一体私はどういうものであろうかと逆にお伺いをしたい。これを議会の皆さん方、特に佐藤議員さんもお認めいただいた上で、私にだけは借金を余りさせないということは、私はちょっとおかしい言い方ではないかというふうに思います。」と述べていることを議事録により確認しました。

平成14年3月22日から平成14年4月19日。発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

平成14年4月22日。中山三星建材（株）役員が町を訪問したときに、「4月19日の議会運営委員会の結果が、中山三星建材（株）の意に沿わない結果となったことを謝罪」と、あたかも町長が役員に謝罪したような記述となっておりますが、資料によれば、4月19日に開催された議会運営委員会において、手順の不備について議会運営委員会の委員に謝罪したのが事実であります。

したがって、報告書の記述は正確性に欠けるものと判断します。

平成14年5月8日から平成17年3月15日まで、発生事項、具体内容等の記述は適正であることを確認しました。

②「V 中山三星建材（株）工場跡地買収事務に関する調査結果等」（検証結果報告書P19～35）

（1）調査を必要とする事項

①取得目的。マリーナ、大規模集客施設、フィッシャーランド、後に総合運動施設と一貫性はないが、取得目的（利用目的）はあったと思料します。考察、結論については、監査委員としての意見は避けます。

②内部の取得意思決定手続。平成13年9月28日の覚書締結以前においては、ごく少人数により意思決定がなされたことを資料により確認しました。ごく少人数による意思決定が即不適当とは断定できませんが、意思決定後は早期に担当者を参画させることが適切であることを思料します。

③土地代金。土地代金11億1,319万1,600円は、中山三星建材（株）が行った土地鑑定評価の平成13年1月1日時点の土地鑑定評価額の68%程度であります。仮に建物解体費4,300万円を土地代金に加算しても土地鑑定評価額の70%程度であり、土地買収価格だけをとらえれ

ば町としては有利な価格であったと思料します。

④解体費。資料からすれば、平成13年8月31日に中山三星建材（株）の役員が町を訪問の際、町長は「取得面積1万9,564坪、坪6万円（土地代金としては11億7,384万円）、建物解体費は見積額を折半する」旨の発言をしております。町がとった平成14年1月18日付解体工事見積書では、解体の対象となった第3、第4工場の解体見積額は4,314万5,000円であり、平成14年7月23日開催の全員協議会の資料で、中山三星建材（株）跡地用地買収明細にて物件解体費4,300万円が提示されていることを確認しました。なお、解体費は経費より土地代金とすべきと思料します。

⑤建物買取費。資料によれば、町長としては利用目的は特定していないが、スケートボード場、楽器の演奏等大騒ぎする場、バーベキュー会場、展示場などに利用できると考えていた。また議員の中にも、「雨天でもイベントのできる会場として利用する」旨の発言をしている議員もおられます。本建物を使用することにより、変圧器に含まれるPCBの問題も発生しなかったのではないかと思料します。

建物買取価格1,000万円は中山三星建材（株）が行った不動産鑑定評価の平成13年1月1日時点の評価額約2,500万円に比較すれば、町としては有利な価格であったと思料します。

⑥契約印紙。、町有不動産の購入においては、本契約のみならず、現在においても別添の「売買に関する契約書」が使用されております。10ページの次の契約書です。この契約書の第9条で「収入印紙に要する費用は乙（吉田町）の負担とする」ことが明記されております。本件も町有不動産の購入であり、収入印紙を町が負担したことは適正であると思料します。また、印紙税法上においても問題はありません。

⑦土地の表示。町有不動産の購入においては、本契約のみならず、現在においても別添の「売買に関する契約書」が使用されております。この契約書で地積欄には実測と明記されております。これをとらえれば、公簿上の地積で取得したことはミスであります。ただし、町が土地を購入する際は、分筆して購入する場合、あるいは境界線を確定する必要がある場合等、実測せざるを得ない場合においては、実測により地積を確定しておりますが、一筆または数筆をまとめて購入する場合、あるいは境界線を確定する必要のない場合においては、本件以降においても公簿上の地積で購入しております。したがって、仮契約書を作成した者のミスであると言い切ることには疑問が残ります。

今後、町で使用する契約書の地積欄に公簿、実測両方を印刷し、選択できるような書式にするよう要望します。

⑧公有財産取得議案の決裁。議案上程にかかわる決裁文書の存在は確認できませんでした。

⑨公有財産取得議案の内容。中山三星建材（株）以外の2名についての交渉記録、仮契約書等は確認できませんでした。議案上程前に交渉を行い、仮契約を締結することが望ましいことですが、このことは必ずしも議案上程における必要条件ではないと思います。上程議案には、補償費4,300万円を含めた金額を議案の取得予定価格として上程すべきであったと思料します。

（2）調査終了事項

①土地の履歴。その後の調査で明らかになった事項のとおりであります。

②立木等の物件の取扱い。本件の立木は、立木に関する法律に基づく登記された立木ではありません。したがって、契約書中に立木等の物件の取り扱いについての規定がなくても、

契約上の不備があるとは言えないと思います。

③瑕疵担保責任。町有不動産の購入においては、本契約のみならず、現在においても別添の「売買に関する契約書」が使用されており、瑕疵担保責任条項は設けられておりません。

④取得費の予算措置内容。指摘のとおり、解体費分は、22節「補償補填及び賠償金」に措置すべきであります。

⑤取得費の支払い。指摘のとおり、解体費については、22節「補償補填及び賠償金」から支出すべきであります。

⑥公有財産取得議案上程の時期。（1）調査を必要とする事項の⑨公有財産取得議案の内容で述べたとおりであります。

⑦起債申請。「…架空の事業を提示するような内容をもって起債許可を受けたことは、遺憾なことである。」と記述してありますが、起債申請に当たっては、申請書の事業名には「総合運動公園整備事業」と記載しているものの、中山三星建材（株）跡地利用に関する検討委員会の整備構想の案1と案2を添付し、担当者による説明の上、実状に即した申請をしております。したがって、「…架空の事業…遺憾…」の表現には疑問が残ります。

⑧中山三星建材（株）との事前協議記録。指摘のとおりであります。

⑨ほか2名との事前協議記録。指摘のとおりであります。

⑩ほか2名の所有地に係る仮契約書。指摘のとおりであります。

（3）取得時に受領しなけりなかつた資料

①土壤調査結果資料。有害物使用特定施設について、土壤汚染調査が義務づけられたこととなつた土壤汚染対策法の施行日は平成15年2月15日であります。当該施設は法施行前に廃止されております。したがって、中山三星建材（株）には、売却に際して土壤調査を行わなければならない法的義務はありません。実際にも行っていないことを確認しました。

②建物の構造等に関する資料。必要性のある資料は、要求すべきであつたと思料します。

③建物の鑑定評価資料。その後の調査で明らかになつた事項の記述のとおり、中山三星建材（株）が実施した土地と建物の不動産鑑定評価書の正本を借り受けております。

④建物内に残された設備の資料。設備類の資料は受領すべきであり、また要求した経過が残されていないことを確認しました。

⑤土地に関する基礎資料。登記簿謄本以外に要求しなかつたことを確認しました。ただし、この件で、実測図、土地の履歴、重要事項通知書等が必ずしも要求し、受領しなけりなかつた資料であるかは疑問が残ります。

⑥立木の資料。立木法上、登記された立木ではないので資料の要求の必要性はないものと思料します。

（4）疑問に思ふ事項。疑問に思ふ事項についての判断は、適切な質問ではないので避けまふ。

2、調査・検証過程において不採用とした事務資料（検証結果報告書P1の「…信憑性を確認しなけりなかつたような情報を取り込むことを避け…」）の確認。検証委員会委員に確認したところ、「不採用とした事務資料があつた」ということではなく、「信憑性のないものは情報としない」との考え方を述べたとのことでありました。

3、「Ⅲ 3 調査方法」の確認と有効性（検証結果報告書P2～3）。当時の内部決裁資料、議会提出資料、議会議事録、また関係者からの聞き取り調査記録に基づき調査されてい

ることを確認した。(3)に記述されている①好意的かつ協力的な関係者、②信憑性のある情報提供を期待できる関係者とは、事務に携わった職員と中山三星建材(株)の社員であります。ここでは実名の公表は避けます。また、有効かどうかの判断は適切な質問ではないので避けます。

V、総括所見。取得動機はマリーナ、大規模集客施設、フィッシャーランド、後に総合運動施設と一貫性はないが、漁協からの町有地としての買い上げ要望もあり、私的目的があったとは思われません。議案提出等における事務手続上のミスは存するものの、契約の効力に影響を与えるものではなく、契約は有効に成立しております。購入代金も平成14年11月5日に5億8,400万円、平成14年11月13日に5億8,219万1,600円合計11億6,619万1,600円が中山三星建材(株)の口座に振込入金されております。司法の手にゆだねるような金銭の授受は見当たりません。

当局と議会は、全員協議会を7回、議会定例会、臨時会を4回開催し、十分な審議を行っておると思います。その上で、議会は議決しております。本件は平成14年12月19日の起債発行で一連の取引は終了となりました。本件の監査は5年以上も前の事務行為の監査であり、限られた調査期間の中で、退職した当時の関係者への聴取も不調に終わった局面もありました。

最後に、本物件は購入してから未活用のまま5年以上が経過しております。土地の利活用については、平成15年3月20日には、公募委員を含む30人で組織する委員会から跡地利用に関する報告が答申され、平成15年4月28日の町長事務引継書でも引継ぎがなされております。さらに、平成16年11月24日には、新たに10人の委員により組織された委員会において4項目の提案がなされております。

早期の活用方を行うように強く要望いたします。

以上でございます。

○議長(吉永満榮君) 1番、佐藤君。

○1番(佐藤正司君) 今の報告で1点ちょっと質問したいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長(吉永満榮君) どんな質問ですか。

○1番(佐藤正司君) いいですか、監査委員の方は短期間で膨大な資料を監査したということで、大変お疲れさまでしたというか、ありがとうございますということと、聞くところによると報告書を書くのに徹夜したということも聞いております。

私ちょっと今初めて見て、まだ詳しくは見ておりませんので、細かいことについてはまたお聞きする機会があればと思うんですけども、この全体を通して、監査のところで自治法上、行政財産を取得する要件をこれは満たしていたのかどうかという件については、どのように判断なさっているのか1点だけお聞きしたいと思います。

○議長(吉永満榮君) じゃ1点だけに絞ります。その点についてお答えをお願いします。

○監査委員(小塩一馬君) 監査報告書にも書いてありますけれども、マリーナ、大規模集客施設、フィッシャーランド、後に総合運動施設と一貫性はございませんけれども、一応こういう形で行政財産として活用していきたいと、そういう考えでやっとなら、私は監査しました。そういうふうに思っています。

○議長(吉永満榮君) それでは、ただいま監査委員から報告いたしました監査結果についま

しては、現在本件に関して調査を行っております中山三星建材（株）工場跡地町有地調査特別委員会におきまして十分に読ませていただいた上で検証し、町民の皆様に納得のいく報告ができるよう、今後さらに調査活動を進める際の参考にさせていただきます。

ただいま、監査委員からの監査報告結果につきましては、4階の議会事務局にございますので、必要な方はお帰りの際、お持ち帰りをいただきたいと思います。

◎第34号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第2、第34号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第34号議案についての質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第35号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第3、第35号議案 吉田町自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第35号議案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎第37号議案の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第4、第37号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。
質疑を行います。

〔発言する人なし〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定をいたしました。
-

◎第38号議案の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第5、第38号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定をしました。

ここで資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時34分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（吉永満榮君） お手元に配付のとおり、町長から特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についての追加議案が提出されています。

ここで、お諮りします。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

定例会は、そもそも定期的に行われる会議体でございます。本案の今追加日程にございます議案に関しましては、議会初日においても上程可能な事案であると私は認識しております。本6月定例会におきまして最終日の緊急追加提案は、私におきましては理解できません。十分な議論を尽くすべき議案だと考えており、今回の緊急的な追加議案上程に異議を申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ただいま、藤田議員から発言がございました。

この原案に反対の方の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○議長（吉永満榮君） 4名。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 賛成多数です。

この議案については、日程に追加することに賛成者が多いので、日程の順序に従って進め

ていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることを決定しました。

◎第39号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 追加日程第1、第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第2回吉田町議会定例会に上程いたします追加議案につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第148条は「普通地方公共団体の長は」、吉田町で言えば私でございますけれども、「当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」として、普通地方公共団体の長の管理執行権の包括性及び網羅性を規定しています。これを受け、同法第149条は、「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する」として、第1号から第9号まで担当事務を概括列挙し、その第6号に「財産を取得し、管理し、及び処分すること」を挙げております。また、同法第238条は「この法律において、公有財産とは普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるものをいう」とした上で、同条第3項において「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する」。

次いで第4項において、「行政財産とは普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう」として、公有財産の分類を行っております。ちなみに公用に供する財産とは、普通地方公共団体はその事務、または事業を執行するため、直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、例えば庁舎、議事堂、試験場、研究所、実習船等を指し、公共の用に供する財産とは、例えば住民の一般的共同使用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、道路、病院、福祉施設、学校、公園等の敷地及び建物等を指しています。簡単に言えば、前者を公用財産、後者を公共用財産と言います。そして、公用または公共用に供することと決定した財産とは、いまだ現実に公用、または公共用に供されてはいないが、将来、公用または公共用の目的に供すべきことを決定した財産をいい、いわゆる予定公物を指します。また、普通財産とは行政財産以外の一切の公物をいい、直接、特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同様の目的でこれを保持する財産を指しています。

さらに、財産の管理は地方自治法第148条により、普通地方公共団体の長の権限であることから行政財産を普通財産とし、普通財産を行政財産とすることは原則として長の権限に属するものであります。

さて、中山三星建材（株）工場跡地の取得のような行政財産として公有財産、土地とか物件でございますけれども、を買い入れる場合の標準的な手順ですが、税金を使う以上、まず取得する土地及び物件の利用に関する計画の策定が不可欠の要件となります。計画の種類と

しては総合計画、その総合計画を具体的な年度に落とした実施計画、実施伺い、その他の整備構想が、また作成される書類等としては総合計画、実施計画、実施の起案文、その他計画を明らかにする書類がそれぞれ挙げられます。

次いで、公有財産を買い入れる財政的な裏づけとして、予算措置が不可欠の要件となります。具体的な手続としては予算要求、予算の議決が、作成される書類等としては土地・物件取得費の見積資料、附帯事務費の見積資料、財源内訳の見積資料、予算要求調書、予算書がそれぞれ挙げられます。

これらを踏まえて、売買交渉に入るわけではありますが、具体的な手続としては、所有者との売買交渉、土地・物件調査、取得する土地・物件の確定が、作成される書類等としましては交渉記録、売買対象の土地・物件の調書及び資料、有害物質存在の有無に関する調査資料、土地の履歴資料、評価調書がそれぞれ挙げられます。そして、交渉が成立すれば、公有財産の取得及び仮契約書案の起案決裁が、作成される書類等の例として仮契約書案の起案文がそれぞれ挙げられます。

しかしながら、中山三星建材（株）工場跡地の買収に関しては、交渉成立以前の①取得する土地及び物件の利用に関する計画の策定、②予算措置、③売買交渉のそれぞれの段階における計画の作成も具体的な手続を示す書類は一切ございません。

それでは、中山三星建材（株）工場跡地の買収事務において、なぜこのようなことが起きてしまったのでしょうか。この問題を解くかぎは、平成13年12月に開催された第4回吉田町議会定例会における佐藤福子議員の一般質問に対する中村芳樹町長の答弁に見出すことができます。

まず、佐藤議員が行った一般質問のさわりの部分に触れてみましょう。「最後に、公有地の取得について伺います。三星スチールの工場の移転後、この敷地約2万坪について新年度に町で買収したいとの意向を町長が発言されております。そもそも公有地を取得しようとするときの前提、原則があるのではないかと思いますので、伺いたいと思います。」とこのようになっております。この質問に対しまして中村町長は、「…公有地を決める際の原則と考え方についてであります。公有地を取得するにも大きく分けて三つの考え方があると思います。

一つは、町の基盤整備としての道路、水路等を拡幅または新設するために必要な土地を所有者の方から直接買収させていただくものであります。

二つには、町の総合計画で決定している図書館、健康福祉センター、さくら保育園、小藤路公園などの大規模な一団の土地を買収させていただく場合であります。

三つには、先行して土地を取得する場合があります。これは現段階で明確な整備計画がない場合でも、その土地が町の土地利用計画上、公有地として確保することが必要と認識し、他の企業等が土地利用を行うことが事前に予測されたとき、町がその用地の取得を行うものであります。本来、行政財産はその行政目的を持って取得するものであります。土地の利用上、その行政目的が明確でなくてもその土地を取り巻く環境から公共性が高く、取得時期において緊急を要するものである場合が考えられます。今回取得しようと計画している三星スチールの工場跡地は、このような考え方のもと、取得を計画しているものでございます」と答弁をしています。

まさに、中山三星建材（株）工場跡地の買収は、①明確な行政目的がなくても、②取り巻

く環境から公共性が高く、③取得時期において緊急を要するといった要件を備えている場合に許される土地の先行取得のケースであると答弁において明らかにしております。この答弁は、明確な行政目的がなくても、土地の公共性について首長が公共性が高いと判断し、取得時期につきましても、競争相手があらわれる前に手を打つと決断すれば事が足りることになり、言いかえれば中村町長の答弁は、いみじくも欲しいから買うと言っているに過ぎないこととなります。

そして、この答弁に引き続き、中山三星建材（株）工場跡地の絶好の立地条件を挙げ、例えば第三セクターを設置し、マリーナを建設したり、商業施設を図ったり、大勢の集客が見込まれ、町の財政が潤うような土地利用を考えていきたいと抱負を語っています。中村町長の答弁を要約すれば、次のようになるものと考えます。すなわち、よい物件が出たので欲しいから買う。使い方は後から考えればよいと言っているだけに過ぎません。

議員の皆様に対しまして、釈迦に説法であることを重々承知の上で失礼を省みずお話申し上げる次第でございますけれども、土地の先行取得は原則としてと申し上げるのは、公有地の拡大の推進に関する法律、通称公拡法と申しますけれども、この法律では代替の土地の取得が認められている。これは原則として、それ以外明確な事業計画等がある場合にのみ認められるだけであり、それ以外は認められておりません。土地の先行取得というものは、そのようなことです。

この事実は、中山三星建材（株）工場跡地の買収がスタート時点において既に間違っていたことを雄弁に物語っています。したがって、土地の利用目的は答弁にあるように、後から考えるわけですから、当初から明らかに便宜的な性格を帯びており、二転三転する経過をたどり、最終的に平成14年6月26日に開催された平成14年第1回吉田町議会定例会において、中村町長は補正予算の議案説明に際し、「利活用は検討委員会で審議してもらおうが、その結論として再度工業を誘導すべきだとなれば、当然それも選択肢の中に入れておかなければならないと思っている」と発言しています。この説明は行政目的がないことを改めて公式に表明する結果となっております。中山三星建材（株）工場跡地の取得は事業計画に基づくものでもないことから、財政の裏づけも当然行われておらず、起債、すなわち借金で用立てるしかほかに方策がないことは当初から明らかでした。

地方自治法第230条は、第1項に「普通地方公共団体は別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより地方債を起すことができる」。続いて、第2項に「前項の場合において地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない」とうたっています。

土地の取得には約12億円という巨額な費用を要する以上、議会の議決は不可欠の要件となります。中村町長初め本件に関係した職員は、中山三星建材（株）工場跡地を取得する場合、行政財産として取得する手続を経なければならないという原則は承知していたはずであります。したがって、平成14年6月26日開催の平成14年第1回吉田町議会定例会における議案説明に際して、土地の利用すなわち行政目的について便宜的に総合運動公園の整備を掲げ、中山三星建材（株）ほか2名の土地を取得するための土地取得事業特別会計補正予算案を提案し、議決されました。

先ほど申し上げたこととございますけれども、土地の先行取得につきましても、公有地の拡大の推進に関する法律、通称公拡法で代替土地の取得だけが例外的に認められる以外には

明確な事業計画がなければ、土地の先行取得は認められないにもかかわらず、取得費用の調達のために定まった行政目的がないことを承知の上で、総合運動公園の整備事業を便宜的に行政目的とうたい上げて、国、及び静岡県に対して公共用地先行取得事業債を申請し、吉田町議会に対して、地方自治法第230条の規定に基づき、中山三星建材（株）ほか2名の土地を取得するための土地取得事業特別会計補正予算案を提案し、それぞれ認められました。

この議決を受けて、平成14年7月25日に開催された平成14年第2回吉田町議会臨時会で、中山三星建材（株）ほか2名の土地を多目的広場として取得する議案が提案され、議決されました。いわば、法的にやってはいけなと考えらるでち上げの土地取得事業を行ったのではないのでしょうか。この第2回臨時会に提出された議案では多目的広場としての取得がうたわれていますが、第1回臨時会に提出された議案では総合運動公園整備として予算づけがされています。議案に記載された正式な名称が一方は多目的広場、他方は総合運動公園とうたわれているのははなはだ理解に苦しむところでありま。しかしながら、これで一連の中山三星建材（株）工場跡地の取得にかかわる議会対策は終了したことになります。

最終的に、中山三星建材（株）工場跡地の取得事業を総括すれば、一方において行政財産を取得する要件を満たしていないことから、取得すべき財産ではなかったこと、また事務手続きにおきましても、疎漏な事務処理に妥当性を見出すことができないことから、その正当化は得られないことと、他方において約12億円という莫大な借金をすることで、財政の硬直化を招き、町民の皆様へ重い負担を強いたことに尽きるのではないかと考えております。

これらの総括を踏まえ、行政の継続性の観点から行政の最終責任者として強い自戒の意を表するとともに、このような過ちを二度と繰り返すことがないように、また町民の皆様への町政に対する信頼を取り戻すためにも、私と副町長の二役の給料の減額をお認めいただくとするものです。私にありましては、給料月額100分の10に相当する額を、副町長にありましては、給料月額100分の5に相当する額を、それぞれ7月分の給料月額から減額しようとする内容です。

最後に、改めて議会の皆様へお話申し上げたいことがございます。この中山三星建材（株）工場跡地の取得事案に問題があったのか、あるいはなかったのか、判断の分かれるところですが、最終的な問題はそこにとどまるものではなく、それぞれの判断の含意するものが問われていることに留意しなければならないのです。それは町政運営の最も深いところが問われているのです。問題があったとの判断には、首長の恣意的な町政運営を排除すべきであるとの意が、問題がなかったとの判断には、首長の恣意的な町政運営は許容できるとの意が含まれておりますので、議員の皆様への判断は、自動的にいずれかの一方に賛成の意思表示をしていくことになることを理解していただかなければならないことです。

以上、第39号議案の説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、久保田晴己君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。第39号議案につきまして、御説明申し上げます。

ただいま、提案の理由につきましては、町長から御説明いたしておりますので、私からは条例の内容について御説明いたしたいと思ひます。

追加議案の資料をお開きいただきたいと思います。

第1条は、特別職の職員で常勤のものの給料月額減額について必要な事項を定めるものとしており、第2条において町長の給料月額については、減額期間を平成20年7月1日から平成20年7月31日とし、給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額としております。第3条は、副町長の給料月額について減額期間を町長と同じく平成20年7月1日から平成20年7月31日とし、給料月額の100分の5に相当する額を減じて得た額としております。

附則第1項の施行期日につきましては、この条例施行日を平成20年7月1日からとし、附則第2項のこの条例の執行については平成20年7月31日としたものでございます。

以上簡単ではありますが、第39号議案につきましての御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

この後、追加議決案件に対する全員協議会を直ちに開催したいと思っておりますので、第2会議室に御集合をお願いいたします。

本会議の開始時間は、おおむね10時35分からと予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時34分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は14名全員です。

追加日程第1、第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより第39号議案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 先ほど説明ありましたけれども、今なぜこの処分を今日この議会で出してきたのかということなんですけれども、私どもは今調査特別委員会を立ち上げてやっています。これは町長のほうも求めたはずなんです。議会のほうでということ、今私どもはやっております。きょう、監査報告も出ました。それはそれで、検討しますけれども、今日先ほど説明されたところ、この中でも引用されていますけれども、我が党の議員が当時から言っていたことも引用されていますので、中身については、それから検証委員会のほうもよく調べてあると思います。今、検証委員会の文章も読んでいますし、特別委員会で調べていますけれども、本当によく調べてあると思うんですけれども、正直言って、私どもは1カ月足らずですので、まだそれほど細かいところまではいっていませんけれども、本当によく調べてあると思います。あれ、4カ月ぐらいかけているんですよ、あの調査は。いろいろ調べてあるのを当局は資料を全部持っているわけで、その結果がこういう町長の先ほどのような発言になっているんだとは思いますが。だけど、私はなぜ調査特別委員会でやっているのに、あえ

て自分が自分で結論を出して、処分を決めて、議会のほうに議決を求めるようなことをなぜ今日やらなければいけないのか。なぜこの時期にやるのか、何か意図があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） まず、この三星の買収事務の検証委員会が設けられ、その最終報告を出した背景については、議員は御承知でございますよね。

昨年、私のほうから議会のほうに調査権を発動して、この買収事務について調べていただきたいと、当局は調査権がないものですから。よろしく申し上げますとしたところ、議会は全協でございましたけれども、調べる必要はないということで調査委員会の設置を否定されたわけです。そのとき、非公式に言われたのがそんなあれだったら、当局が調べればいいじゃないかというようなことだったものですから、それを受けて当局としましては、三星の購入したあの土地を売却をしてもいいかどうかというのを、やはり最終的に当局としても検証しなければならないというようなことを、当然異論があったものですから、それを受けて最終的に検証委員会を設け、検証し、最終報告を出したわけです。その内容については、今さら言うことはないと思うんですけれども、当局としてはそのような結論に達しましたと。

しかしながら、地方自治法に裏づけられた強制的な調査権というものは我々にはないものですから、その部分につきまして、ぜひとも議会にお願いしたいという形で議会に調査をお願いしたわけでございます。議会を軽視されているんじゃないかというような意見もよくあるようでございますけれども、そうではなくて、議会もあの議案を通したわけでございます。私、いつか申し上げたことがあると思うんですけれども、この三星の工場跡地の買収というものは、犯罪に例えれば当局が主犯でもって、議会は通してしまったわけでございますので、共同正犯だと言ったこともあります。ただ、そのような立場にあるという責任があるわけですから、議会としてもどのようにこの三星の買収事務というものを考えるのか、ぜひともその統一的な見解というものをお聞きしたいと言っているわけで、別に議会の最終的な結論というものに当局が縛られることはございません、別にそれは議案ではございませんので。議会がどのように結論を出すかというのが、肝心かなめのことでございまして、当局は大した内容ではございませんけれども、議員から見れば本当に恥ずかしいような内容でございまして、この渾身の力を振り絞って最終報告を出してもらいました。議会も渾身の力を振り絞って出していただきたいと思っております。

それは基本的に、町政を負託された当局と議会というものが最終的には町民にどのようにこの買収事務というものを説明するかということに、やはり私はあると思っております。当局とすれば、この買収事務というものは非常に重い町政の課題であると、現実に先ほど末尾にお話ししましたように問題があった、なかったかは判断の分かれるところでございますけれども、それを含意するところがものすごく重要であるというふうなことで、いかに当局というものが、この買収事務というものを重い課題としてとらえ、それを町民に説明し、また議会の調査をお願いしなければならないと。これは最終的にはこの吉田町を、町政というものをいかに運営するかという最大の分岐点というものが、これから浮かび上がってくる。

そのような重さがあるものですから、監査委員会の報告が出るこの時期、今後この報告を受けて、議会の皆さんも渾身の力を振り絞ってやられるわけですから、この機会に改めて当局というものが、いかにこの事件というものを重要に考え、その帰趨というものが、いかに

今後の町政というものに重大な結果を及ぼすのかというようなことを、改めて議会の皆様にお知らせしたいという決意表明でございます。

たまたま、議会報告の際のこの上程理由の一番最後に、問題があったか、なかったかというのは判断の分かれるところでございますけれども、あえてその判断が内に抱えている含意というものを出した理由は、私は大学で論理学をやった人間でございます。

論理学というものは、このような学問でございまして、基本的に含意するところを特別に抽出して、この問題というものは単に問題があった、なかったかの問題ではないと。最終的には町政を恣意的にやってもいいか、それとも恣意的にやっていけないかという判断が求められる事件だったというようなことで、その重みを今の時期に議会の皆様に向けて改めて説明したいと思ったものですから、私の減額という形で出させていただきました。

○議長（吉永満榮君） 佐藤君。

○1番（佐藤正司君） いろいろ話はわかるんですけども、ちょっと私からすれば町長、勝手すぎるというふうに映ります。特別委員会で調査しているのにもかかわらず、自分の処分を勝手に決めて、議会に議決してくださいと言ってくるのは、ちょっと手法として納得できません。理由もよくわかりません。なぜかと今いろいろおっしゃいましたけれども、なぜこの時期なのかというのはよくわかりません。それから、処分の中身、私なぜ町長が減給しなければならないのか、そういう責任の取り方をとらなければならないのか、前の町長のことじゃないですか。別に減給しなくても、私いいと思いますよ。けじめをつけるというのはわかりますよ、何らかの形で。減給という必要ないじゃないですか。もっと、どういうふうにと言われても私わかりませんが、例えば文書だけでも、町民に向けてきちっと今おっしゃったようなことをおっしゃれば、私はいいと思います。何もこんな形でとる必要はないと私は思います。それで、ちょっと私きのう町民の方と話したら、「10%だってよ」と言ったら、「何だそんな安いのか」という人もいますよ。「そんなもんじゃねえら」と言う方もいました。だけど、私は今回このような形で出されたやり方がいいのかどうか、ちょっとその辺、こんな形で出された理由をもう一回ちょっと言ってください。

○議長（吉永満榮君） 町長、簡単をお願いします。

○町長（田村典彦君） 議員がこの三星の土地の買収についてどのような考えをお持ちなのかわかりません。またいずれ、議会等でお話しされるでしょうから、それは非常に心待ちにしておりますけれども。

それはさておきまして、この三星の買収事務というものが、私の減額条例の提案理由の中でもお話ししましたように、まさに首長の恣意的な行政運営というものがもたらした結果であると思っています。まさにやってはならないことをやってしまった。その結果として、12億という巨額な負債を町が抱え込み、12億円の単純平均だけでも町民お一人様4万円という、税の支出というものを単純でございますけれども、強いたという結果は、これはぬぐい去ることはできないと、私は思っています。

確かに私は当事者ではございません。しかしながら、地方自治法第147条、148条、149条を改めて議員、自治法をお開きいただいて読んでいただきたい。そこには町政というものが、普通地方公共団体の首長というものが町政について、どれほどの重い責任を持っているかということが書いてございます。私は、改めてこの買収事務をやった当事者ではございませんけれども、先ほど申し上げたこと、すなわち町民に対して直接さまざまな負担というものを強いて

しまったこと、町政運営についてやってはいけないことをやり、町民に町政に対する不信というものを植えつけてしまったこと、そういうことを考えたときに、やはり町政の最終責任者として、町民に対して相すまぬと、申しわけないという気持ちを、やはり表明しなければならないと、私は思っております。10%というものが軽いと言われる御意見でございますけれども、象徴的に出しているわけでございますので、その辺につきましては、ひとつ御容赦賜りたいと思っております。

議会におかれましても、私のそのような責任につきまして、ぜひともこの減額条例というものをお認めいただき、御認識賜ればうれしく思っております。

○議長（吉永満榮君） 最後になります。

佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私の個人的な意見は、三星の問題に関しては町長は「広報よしだ」でその都度出していますけれども、私も議会が終わったときに議会報告というような形で、その中に短いけれども、基本的な考え方は出しています。それは、やはり目的のない土地をなぜ買ったのかという、その辺は疑問だということを言っております。それで、最後に聞きたいのは今町も本当に課題はたくさんあると思います。社会福祉の問題とか医療、年金、介護保険の問題、私、この間一般質問しましたけれども、国会でも後期高齢者の医療制度の問題なんかもあるし、町としてやらなければならない課題というのはたくさん抱えているわけで、早くこの三星の問題については解決をさせるべきだと思います。解決というのは、町長どういう形で解決しようと考えているのか。どういう状況になったら、この問題何回も何回も議会で議論もしているし、今後こういうことはもう時間がかかり過ぎますので、早く解決を図りたいということだと思うんです。売却ということですから、売ればということになるとは思うんですけれども、なかなか買い手はないというのが実情のようですし、でも解決の方法というのを町長、どう考えているのかを最後にお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 本来、そのような質問をされる場合は、御自分がこの事件の最終的な解決というものは何であるかと述べた上で、私の考えというものを聞いて下さればほかの議員の方々にも、またこの場におられる傍聴者の方々にもよく伝わると思うんでございますけれども。

それはさておきまして、基本的には、やはりこの三星建材（株）の工場跡地の買収というものがその全容が何であったのか。現在、調査特別委員会をやられておるわけで、その委員長である藤田議員が全容を解明すると固く言っておりますので、私は本当にそれに期待するわけでございますけれども、全容を期待すること。そして、あの土地を優良企業に売却し、財政の健全性をより早く取り戻すこと。

そして最終的には、この減額条例の末尾に改めて議会の皆様にとということで、ぜひとも理解してもらいたい。町政運営というものが、町長の勝手気ままな裁量でもってやってもいいのか。それとも、町政運営というものは、でき得る限り町長の恣意性というものは排除しなければならないという形でやらなければならないのか。そこについて、最終的に議会の皆様もどのように結論をお出しになるのか、以上3点というものが、私は最終的に町民の皆様にも、この三星の買収事務というものが抱えている大きな問題であると思っておりますので、この3つの問題に答えを出したときが私は解決であると、こんなふうに思っております。

○議長（吉永満榮君） 先ほど、上程理由の説明の中に訂正箇所が2カ所ございましたので、その辺について町長から説明をお願いします。

町長。

○町長（田村典彦君） 私が上程議案の中で「臨時会」と書いてあるところを、「定例会」と読み誤りましたので、その部分については議事録の訂正をよろしく願申し上げます。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

8番、八木議員。

○8番（八木宣和君） 8番、八木でございます。

1点、お伺いいたしますけれども、今回僚議員の質問に対する町長の答弁にもございました。いわゆる議員の持つ判断の結果、その判断には含意を要するものがある。これは先ほどの町長の上程理由の説明にもございました。これをよく見ますと、問題があったとの判断には首長の恣意的な町政運営を排除すべきものであるとの意が、問題がなかったとの判断には首長の恣意的な町政運営を許容できるという意が含まれているんだというふうに、ここで町長はお話しされています。これは考えようによっては、いわゆる首長の恣意的な町政運営は許容できないよと。許容できないけれども、このときの三星の跡地を取得したことは問題がないよという判断もあり得る問題だと私は考えます。ここであえてこういう文章の形でこういうふうに出ますと、これはむしろ議員の持つ採決における判断に、このようになってしまいますと、足かせとか、あるいは制約するとか、そういうものではないのかなというふうな気がします。これは町長が大学で勉強された、こういうことだよというのは、それは理解できますけれども、それを町長が個人的にある判断というものがこういうもんだよというのは、内面的な部分としてお持ちだけでしたら、それだったらともかくも、これをこういう内容のものを議会に対して、ということは議員に対して判断基準を押しつけるような形に結果的にはなっていると思います。その意味で、これ町長、この部分においてはこの含意という部分についてどちらかといえば、判断を制約するようなものを取り消すお考えはございませんか。ちょっとお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の要望でございますけれども、取り消す意思は全くございません。議員さんたちもよく皆さんお口にされる言葉に地域住民の代表、吉田町民の正当なる選挙を経た代表ということをお口にお口にされます。私がよく議会の開会のあいさつであるとか、それから閉会のあいさつで皆様のお耳には恐らくもうタコとしてあるでしょうけれども、何度も口にさせる言葉がございます。当局も議会も目指すところは町政のよりよき発展、それに最終的には尽きるのではないかと考えております。議員が私のごとき人間が、最後に「改めて」というふうなことでつけ加えた文言で左右されるような気の小さな方々ではないと思えますよ。

議員は常に志を高く、該博な知識で、場合によっては死をも甘受すると、そのくらいの覚悟で町政運営のために手を挙げたのではないですか。たかが上程理由の末尾に書いてあることによって、自分たちの判断が縛られる。自分たちの判断が、結果としてある方向に引っ張られると。そんなことを言うような議員であっては、私は適当な言葉かどうか知りませんが、けれども、情けなく思います。もっともっと強い意志と強い発言で当局に対して迫り、町政のよりよき治平というものを切り開くのが議会の役目ではありませんか。そのような女々しい

言葉を聞くことは恥ずかしく思います。

○8番（八木宣和君） 議員の姿勢というものについて今町長から大変手厳しいお話がございました。しかし、この最後の町長のおっしゃっていることは、いわゆるこの三星の跡地を取得したことは、当時の首長の恣意的な判断に基づいて、取得したんだという町長のお考え、お持ちの判断に基づいて、これ言われているわけですね。いわゆる当時の首長はこの土地をいわゆる恣意的に求めたんだという前提のもとに、この含意というものを ausgesagt されています。しかし議員の中には、その土地を町長がお考えのように恣意的に求めたかどうかという部分において、そうではないよ、いやそうだよという意見もあろうかと思うんです。恣意的に求めたというふうに結論しているのが、それ町長のお考え。議員の中にはそうではない、いや恣意的じゃないよと言う人もいるかもしれない。恣意的だというふうに言う人もいるかもしれない。しかしそれによって、この議案のどちらかといえば反対した人は、首長の恣意的な町政を許容できるんだというふうな意味を含んでいるんだということは、必ずしも議員の持つ議決と一致はしないということがあり得るということも町長、御理解していただけますか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 当然判断の分かれるところですから、議員の一人一人、また場合によっては議会と当局が違う見解を持つことも当然あり得ることは形式的には考えられるところではあります。それで、議員が私を長とする検証委員会の結論というものが、それは最終的に分析というものが私にあるわけですから、最終的な責任は私にはございますけれども、この検証委員会の運営について、この文言についてどのように進めたか、ここでお話申し上げておきたいと思っております。

町長が、この検証委員会の運営及びこの報告書の作成におのれの考えというものを入れ、誘導したのではないかというふうな御推論でございますけれども、全くございません。私はこの検証委員会の最終報告の執筆について一切口を入れたことはありません。いみじくも、私を除く検証委員会の面々が額を寄せ合い、最終的に執筆したものでございます。私は、それにより出された最終報告書によしとして、トップとして責任をそこにおいて最終報告書を出したものでございます。その点は改めて、議員にお話申し上げたいと思っております。

いやしくもトップというものは、これをああ書け、これをこう書けというふうなことをされれば、それこそ心ある職員は反発をします。また抗議をします。私の吉田町のここにおける課長は、私の恣意的なことによって、とりわけこの最終報告書に関して、そのような介入をしたことは一切ございません。そのことを改めて申し上げたいと思っております。

改めて議員にお話し申し上げますけれども、首長が論理分析をして含意するところを提示したからといって、そんなものを一々どうのこうのと言う議員ではあつてほしくありません。高い志と該博な知識と強靱な意志でもって、吉田町の町政と意を切り開こうとする議会の皆様、町民の皆様にはっきりと説明できるようなことをされればよろしいわけで、ここにおられる議長を初めとする14名の議員の方々が、自分でこの議会という場だけではなくて、町民の集会を催し、そこで御自分の意見を正々堂々とお話しされれば、それはまた議員の別な意味での責務ではないでしょうか。そこで、話されないような話でしたらまさに取るに足らない話だと、私は思っております。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 今回この減給条例に関しましては町長が出されました報告書の結論を踏まえての減給だというふうに理解はいたすものであります。ただ、今回といいますか、この検証報告書ですが、当時の関係者、つまり中村前町長からだれもまだ話を聞いていないという状況です。もちろん、検証報告の中でも信憑性がとれないということで、中村前町長の当時の事情等々聞いていないというものの中身ですね。そういうのもある中で、当時の関係者から話を聞いていない状態で、町長がこういうふうに結論をつけて減給をするということに対しては、少々その点が私としては疑問が残る次第です。

したがって、1点目としては、当時の関係者から話を聞いていない。いわば一方的な報告を受けての報告書に対する町長の減給を通しての責任のとり方ということに関して1点、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 地方自治法第147条、何て書いてあるか議員御存じですよ。普通地方公共団体の長の行政の網羅性についてははっきり書いてございます。ただ、今回のこの事案に関すれば、調査に関して地方自治法上の権限は私には与えられておりません。私たちは検証委員会を組織し、そして結論を出したわけです。それは我々が使用し得る範囲のすべての資料です。当然、信憑性のという一つの網はかぶせましたけれども、その資料をもとに我々は最終報告に述べたような結論を出したわけでございます。それが調査委員会の結論によって覆されるということが、もしかして議員お思いでしたらあえて申し上げますけれども、私はこの文言すべてに関して最終的に責任をとっております。どこに出しても恥ずかしくないと思っております。そういう意味において、先ほど佐藤議員の質問にもお答えいたしましたけれども、当局は当局として、議会は議会として、それぞれ結論をお出しになればよろしいわけで、最終的にそれを町民の前に説明すれば事足りると、私は思っています。当然その前にも見解等が異なる場合は、公開の場お互いに質疑、応答、有体の言葉で言えば、ディベートをやれば、私はおのずと答えは出てまいると思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 当然、私ども議員はこの行政を進めていく中で、首長の恣意性が入るとことは断じて許すことのできないものというふうに思っています。町長が今回検証報告書の結論として出された中で、首長の恣意性が働いていたということ、それを二度とそういうのは町民に不利益を及ぼすような町政運営はすべきではないと。それはそのとおり、私ども議員としても、この行政に首長の恣意性は入ってはいけない、そういうふうに思うものであります。今回、町長が報告書を作成して出された、その終わりにの中でございますけれども、今回減給をするということで、一つのけじめをつけるということでございますけれども、今後、再び不合理な政策決定のプロセスを踏まないように、首長等の恣意性を抑制するために、行政運営の統一ルールづくりをしたいと、こういうことも言われています。今回、減給をするに当たり、こうした根本的な行政、間違いのない行政運営をするルールづくりということについては、それはどのように考えておられるのかお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 最終的には私は、自治基本条例、ほかの自治体でもやっているところがあるようでございますけれども、私が散見する限りでございますけれども、努力義務であるとか、努力の表明であるとか、そういうふうなものがもつぱらであるように感じておりま

す。私はやはり首長の恣意的な行政運営を排除すると、権力の恣意的な行使というものを排除すると。そのためにはやはり、例えば入札であるとか、予算編成であるとかさまざまな分野がございませぬけれども、でき得る限り一般性のあるものにつきましては、首長の恣意的な行政運営ができないような条例というものをつくり、その条例の束でもって吉田町自治基本条例というものをつくり、町政における首長の恣意的な運営というものを排除しなければ、やはり町民に対して責任のある町政運営と言えないのではないかと考えております。時間がかかる作業になろうかと思ひますがけれども、私は最終的には今申し上げたように、さまざまな分野の条例というものを当然議会の皆様に御審議申し上げ、またお願いし、また議決をお願い申し上げるわけがございませぬけれども、そのような条例の束でもって、首長の恣意的な行政運営がほとんどできなぬと。じゃ、なぜ首長があるのかと言へば、首長というものは当然その町の経営に関してビジョンであるとか、そのような大きなところでもって首長の存在意義をうたう、そのような町政というものが大切であると、それが私は町政の基本であると思ひしております。

いずれ議会の皆様にもまたお願いすることがあろうかと思ひますがけれども、今申し上げたような条例の束でもって首長の恣意的な行政運営を排除する町政の自治基本条例をつくり上げ、町政運営というものを遂行していかねばならぬと思ひしております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 当時の中村前町長初め関係された方がおりますけれども、検証委員会ではその方々の話も聞いていないわけがございませぬ。今日、監査報告をいただきましたけれども、監査委員会のほうでも当時の関係者から話を聞くことができませんでした。そういう中で、町長の先ほどの御答弁の中で、この報告書には自信があると、責任も持つということをおっしゃいましたけれども、やはり、私はこの当時の関係者から話を聞き出すまでは、この問題というのは、町民の皆さんにとっても全容を解明することができないものというふうに考えております。特別委員会でありますけれども、いよいよ当局も聞けなかつた、監査委員も聞けなかつた当時の関係者から話を聞くというようなことにもなろうかというふうに私は思ひますが、そうした特別委員会の調査が今始まったばかりがございませぬ。これを受けて、本当に当時の全容を解明するためにやらねばならぬというふうに、議会特別委員会は位置づけを持つと思ひますが、町長、先ほど監査報告をいただきましたが、核心のところは検証委員会の報告と相反してございました。この点に関して、今回減給条例を出しましたけれども、この点をどういうふうに町民に説明をするのか。また、特別委員会の調査というものを待っていただきたいという思ひも私もございませぬので、その点について見解を求めたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 監査委員の監査報告について検証委員会として包括的、組織的に検討をまだしておりませぬので、軽々にコメントはいたしかねますけれども、監査委員会とすれば、それだけの責任を持ってお出しになったわけですから、それはそれで結構であると、私は思ひしております。また、当然のことながら、私が監査委員に対しまして、当然我々の見解とは違う結論をお出しになったわけがございませぬので、鋭意公開の席を設けて、衆人環視、マスコミ環視の中で不審な点、わからない点、それから監査報告の内容につきまして、質疑応答をする会を設けていただきたいというふうなところで申し入れるつもりがございませぬ。

ぜひとも受けていただきたいと思っておりますし、我々も渾身の力で、当然主張はしなければならぬと思っております。

議員の関係者の方々、これは中村町長初めとする関係者の方々であったと思っておりますけれども、その方々は監査委員の方の接触を拒否されたというふうに聞いておりますけれども、当然皆さんが接触をされたとしても98条では無理でしょう。恐らく100条に移行しなければこれはできないはずで。当然100条に入れば、偽証の問題も刑事訴訟法上の問題も出てきますので、そういう場でぜひともやってもらいたいと思っておりますけれども、議員の質問がございましたので、この質問をかりてひとつ議員にお願いがございます。

確かに議会の皆様も、当局という言葉をよく使います。この三星建材(株)工場跡地の買収というものを当局が主導したことは事実でございます。だから私は、たびたび犯罪に例えれば主犯は当局だと申しております。しかしながら、平成14年6月26日の議会の経過につきまして、その場に立ち会った議員たちは今一度思い起こしていただきたい。当時の首長が、場合によっては再度工業を入れるということになればというようなことで、企業売却のことも申しております。それを重々承知の上で、議会はまさに起債の目的というものは、便宜的、もっと直截に言えば、偽りの目的であるというようなことは、重々当時の議員の皆さまは承知してははずであります。にもかかわらず、議会の皆様はそれを通してしまったと。だから、私は共同正犯というわけでございます。今あえて偽りの目的と申し上げましたけれども、刑事訴訟法の言葉で言うならば、これは友達に弁護士に聞いた限りでございますので、そのように受けとめていただければ結構でございますけれども、有印文書偽造に私は当たると思っております。しかしながら、これは大事なことです。有印文書偽造が成立するのは議会が議決したことによりまして、いわば有印文書偽造が成立したと私は思っておりますけれども、しかしながら、議会の議決があるがゆえに有印文書偽造というものが基本的にはとれないんです。そのような重い議決というものを、議会議員の皆様が行ったわけでございますので、ぜひとも調査特別委員会としましては議会の事柄につきましても、ぜひとも調査を強力に推し進め、議会の責任につきましても明らかにしていただきたいと思っております。

○議長(吉永満榮君) そのほか、5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

御質問させていただきます。この内容につきましては、今同僚議員から質問もありましたが、ただいま特別委員会で調査事務を検査中でございますので、一つの考え方として御参考にさせていただきたいと考えている所存でございます。

この条例につきましてですけれども、町長みずからではなく、副町長までのあわせての減額ということで、副町長の意思を確認したい。並びに内容説明書の中にございます関係12ページですけれども、「中村町長初め、本件に関係した職員は」と行政財産として引き継ぐ手続をしなければならない、原則そうしてははずであるということでございますけれども、当時、この事務処理にかかわった職員が現在もこの庁舎内にいらっしゃるということをお考えましてその方々の意味と、町長が特別職であるから自分を賞罰するということをお考えた場合、部下がその行為に対してどのような判断をするかと、そのようなことも考えてこられたかということをお伺いしたいと思います。

さらに、過去にさかのぼりまして、田村町長が町長選に立候補した1回目、2回目、実質3回ですけれども、そのときの遊説等でお聞きしますと、この中山三星建材のことに関しま

しては、いろいろな形で発言されたと思います。現在、もうすぐ7月で6年という有余がたつわけで、なぜ今ここのかなど。当選して当初に自分のお考えがあるようでしたら、その時点でこういったような条例をつくってもよろしかったのではないかなど考える次第でございます。今回ここで責任をとるということは、今後責任をとる場はなくなるとか、また今後もある責任をとるのか、その辺のところを、先ほど全員協議会での質問があったわけで、ここに傍聴にいらっしゃる方々は聞いておりませんので、もう一度確認しますが、過去において、このような処分をしたことがありますかと、それを踏まえて今後どのような考えでいらっしゃるかということ、まず確認したいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私の減給処分につきまして、当時この買収事務に関係した職員のことを考えたときというふうな御質問ございましたけれども、あらかじめの主役、買収事務にかかわった主役の方々は全部おりません。かかわった人々は残っている職員でございますけれども、ほとんど当時半端な、本当の小さなパーツの部分だけをやったような人間でございます。彼らの責任まで問うことは、それはとてもできる話ではございません。議員がとれと言うならまた別かもしれませんけれども、私としては当時の職員で現在残っている方々が、本当にこの事件の主要な部分に登場したかというようなことはなかったのではないかなど思っておりますので、それらの職員の処分については別に考えておりません。

それから、最後の質問でございますけれども、私はこれまで住吉小学校の事務職員の使い込み事件で副町長と最初、それから今回で2度目でございます。なぜ、吉田町では首長が減給をしたことはなかったと聞いておりますけれども、私以前の首長の皆さんがどういうふうなお考えだったのか、私は別にお話しすることはしないわけで、それをそれぞれの方々の判断であったわけでございますけれども、私の場合はやはり町政について町民の皆様の信頼を失わせるような重大な事犯、場合にはたとえ当事者でなくても、また権限がなくても、やはり町政の最終責任者としての責任が、それでもって町民の皆様にやはり責任をとるというようなことははっきりと意思表示をしなければ、私はならないと思っております。また、それが翻っては役場で働いている職員の皆さんに対する戒めの気持ちというものも、また保持していただけるのではないかと、こんなふうに思っております。

それから町長、副町長がなぜ減額の対象になるのかということでございますけれども、町長も副町長も一心同体でございますし、よく言うところのポリティカル・アポイントメント、政治的任用でございます。したがって、特別職である以上は当然連帯でもって責任をとると、これが基本的な形ではないかと思っております。それで、住吉小学校事務職員の使い込み事件のときに当然のことながら、担当は教育委員会でございます。それは実質的には教育長ということになると思っておりますけれども、教育長は特別職ではございませんので、それにつきましては、特別職というものがやはり責任をとるというのが、私は正しい責任のとり方であると思っております。

○議長（吉永満榮君） 過去発言された6年、今なぜかという立候補のときの発言についてございますか。

町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、私が当選したのが平成15年4月、現在が平成20年の7月でございますから、大ざっぱに言って5年少々ということになります。

議員も御承知のとおり、平成15年に私は入札の問題と日曜開庁の問題で手を打ちました。当然のことながら政治的な判断をいつの時点でやるかというふうなことは当然政治的な判断によるわけでございまして、私はまずもってやはり入札の改革、日曜開庁、執務体制の検討ということに最初全力でとりかかりました。皆様御承知のとおり、あのような反撃、反発、混乱もございましたけれども、今はようやく落ち着きを取り戻し、その形が定着したと思っております。また、町民の皆様にもそれでよしと判断をいただいたんじゃないかと思っております。

それから当然のことながら、平成15年というものは議員も関係したことでございますけれども、合併の問題がございました。当時議員は合併の旗を振った方でございますけれども、そのような大事なことがやはり波として襲ってくるときに、今申し上げた三星の建材の問題というものはすぐ取りかかれる状況ではなくて、私が一番最初に申し上げたような入札の問題、日曜開庁の問題、執務体制の問題、それから合併の問題というものを一応山を見きわめた上で、取りかかってきた。そのように判断していただければ結構でございます。

そして、なぜ今までかかったのかというわけでございますけれども、当然のことながら、さっきの中村町長のときには仮の便宜的なものではございましょうけれども、総合運動公園という形でやったわけでございますけれども、私は財政硬直化の問題もありますし、やはりまずいと。そういうふうになりますと、中村町長のときも検討委員会で答えを出したと。やはりその答えに対して、私も検討委員会を設けて答えを出してもらったと、そのうちの一つが売却ということで、私は売却というものを議会に表明させていただいたというわけでございます。

それから、当然のことながら売却をする場合には、大きな問題が二つほどございます。これはまた、別な機会で申し上げなければならぬんですけれども、あそこは三星スチールが操業していた場所でございますので、当然売るときには土壤汚染の問題等をしなければなりません。土壤汚染の調査というものに随分時間がかかりました。ようやくPCB入りの変圧器をほかの場所に埋設して、それが終わったわけでございますけれども、それもつい最近のことでございまして。そして、あそこは東名川尻幹線が東側を通ります。そうしますと、どこまでが東名川尻幹線に分け与えるのかという測量の問題がございまして。これもようやくつい最近終わったというわけで、売却条件のいわば整備というものに時間がかかったと。だから右から左にぼんぼんと売れるようなものではないというふうなことで、売却条件の整備というものにことのほか時間がかかったというふうなことで、またさらには、最終的には売却してもいいんだという結論を出すためにこの検証委員会を設けて、この買収事務について我々の範囲内でできることをして結論を出したというわけで、今申し上げたようなこと以外にも幾つかございますけれども、そのようなものの総体として売却条件の整備というものに時間がかかったということで御理解賜ればうれしく思います。

○議長（吉永満榮君） まだ過去にそういう処分例はあったかということがありますが、その辺はどうですか。それと、今後のシステムという考えについて。

副町長。

○副町長（鈴木正之君） ただいま町長から御答弁させていただきましたとおり、私も特別職の一員という位置づけで町政に携わっております。したがって、町長の御答弁にありましたように責任を連帯してとるという考えであるということでございますので、今申し上げ

たようなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 先ほど関係した職員ということで、関係した職員がまだいらっしゃいますが、私は責任はないと思っています。ただ、そういったような配慮が必要ではないかなと考える次第でございまして、先ほど同僚議員からお話があったように、違う方法があったのではないかなと、減給条例ではなく、違った方法でも町民に対して自分の意思を表示する方法はあるのではないかなと考える次第でございまして。またこの内容については、再々ではございまして、ただいま特別委員会を開催している最中でありまして、今回私の意見を述べるといのはいかがなものかと思っておりますので、それについては、あくまでもこれは参考とさせていただきますが、町長の恣意的なことというので、今後、現体制が永続して行われればいいですけども、年齢的な問題からいろいろな問題が出てきますので、変わったときにこれが一つの吉田町の方法というんですか、一つの町長の処し方というようなケースになる可能性も出てきます。恣意的な問題、町長がマニフェストで挙げたことは町民に理解を得て賛同を得たことであるから、マニフェストが1個であればいいですが、百個も千個も出した場合、全部それは同意を得たということで、それは町長の恣意的なことではないというような、これは極論ですが、あり得る可能性もあります。そういった場合、体制が変わったとき、再々そのようなことが軽々しく行われるべきではないのではないかなと、私は考えております。こういった基本の減給条例というのは、確かに町長の気持ちも理解できるわけですが、軽々しくというのもちよっと語弊があるかもしれませんが、2回目ということはやはりいかがなものかなと。それだけ今、吉田町を取り巻く環境がおかしいというような形で理解されてしまうというのも、現当局と議会とこの町をよくしようと思って、今一生懸命車の両輪で行っているわけで、そういった中でいかがなものかなと考えますが、マニフェストについても、その辺の意識づけについてどのようにお考えか御回答をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私が前回の選挙において出したマニフェストでございましてけれども、私は最初の選挙に出たときも申し上げましたけれども、できないような抽象的なそういうふうなことについては語りたくない。できるであろうと、しなければならぬと、町民にわかりやすい、そういう約束事というものを出したつもりでございまして。今回出したマニフェストにつきましては、大半なものは達成していると思っておりますけれども、一番大きな問題は議員が当然考えておられる三星の土地の売却でございましてけれども、1社出てはまた「帯に短し、たすきに長し」で消えていくと、そういうプロセスをやっております。さまざまところに行ってはお願いし、また書類等を渡してお願いしてきておりますけれども、なかなか効果が出てこないというようなところで、自分としてもつらいなと思っておりますけれども、自分の手でできるものならば即座にできるわけでございますけれども、やはり買ってくれる人があらわれるまでは、なかなか難しいなというようなことで苦慮しておりますので、一生懸命頑張っておりますけれども、その辺については、ひとつ御容赦賜りたいと思っております。

それから軽々にとということでございましてけれども、静岡県知事の石川さんが結構減給条例やっておりますよね。私が減給条例出したのは、この町始まって以来ということなのだろう

でございますけれども、トップというものが、やはり町政の自分の肩にかかる重みというものを本当に感じるならば、やはりこういうふうな形が私はあるべきではないかと思っています。もちろん、一昨年の祝儀の問題につきましても、当然行政の認識がございましたし、みずからの首を自分で切りました。それは当たり前前で、自分が当事者ですから、それをしないことは、むしろ町民に町政に対する不信の念を呼び起こすわけですから、それは政治家たるもの、政治の場に身を置くものは当然のことながら出处進退というものは自分で判断して、その重さと引きかえにやるわけですから当然しなければならぬ。しかしながら、当事者でないものが、みずから自分の首をはねなければならないかというようなことは、今のところちょっと思いつきませんが、当事者でないから、いわば責任をとらなくていいのかということになりますと、それこそ町民にとりましては、やはりおかしいというふうなことを当然住民感情としてお持ちのはずでございますので、自分の肩にかかる重みからとり得る責任というものは、一つのあり方として減給というものが一番わかりやすく、また有権者の方にも見えやすい一つの責任のとり方ではないかと私は思っています。一つ一つは軽々にやっている思いは全くございません。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか、そのほか質疑はありますか。

11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 11番、勝山です。先ほど、全員協議会で質問いたしましたので、御答弁いただけませんでしたので、この場でもう一度質問させていただきます。今まで、上程議案の説明に関して、説明内容のコピーをいただくということはありませんでした。今回に限って上程理由説明を議会に全員にまず配付したという根拠を御説明をいただきたいと思っております。

それと、2点目でありますけれども、平成20年5月臨時議会で特別委員会が設置されました。町長はよく議会と当局は両輪だというふうにおっしゃっております。今、臨時議会で特別委員会が設置された中で、この三星に関して今検証をさせていただいておりますけれども、先ほどの同僚議員からのいろいろな御質問の中でも、当局が出した結論で当局が責任を出してこの減給条例を出したと。議会は議会で調査をしてというふうにおっしゃっておりますけれども、いつもおっしゃっていらっしゃる議会と当局との両輪に対する運営に対して、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それと3点目であります。この説明書の中に、4ページでありますけれども、「この税金を使う以上」という文言があります。この最後に首長の恣意的な町政運営ということに関してお聞きしたいと思いますけれども、この三星の件に関してではございませんけれども、町長が平成15年、町長選で当選されて、まず一番最初にしたことが3階にあった町長室を1階に持ってこられました。これはあそこのオープンに町長室をしたということは当然税金がかかっております。議会にも何も報告もせずに業者にもみずから頼んで見積もりを出したと思っておりますけれども、それを実施したと思っております。これはまず恣意的な町政運営ではなかったのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 3点ほどありましたけれども、まず1点は今回に限ってコピーを議員に事前配付したのはなぜかというわけでございますけれども、そのくらい重いことを議員の皆様にも単に声だけではなくて、目で何度も何度も繰り返し読んで、この減額条例というもの

に私がかけている重さというもの、また責任というものをかみ砕いて理解していただきたいということがまず最大の理由でございます。

それから、監査委員の報告も我々も当事者ではございませんけれども、議長のお図りだと思えますけれども、事前に配付していただきました。そういうことに対して当然のことながら我々もこういう形で事前に配付させていただきたいというふうなことで、させていただいたということでございます。

それからここでは別に述べることでございませぬけれども、今後は行政報告、定例会の冒頭に私がいたしますけれども、それも議員の皆様にも事前配付いたします。それも約束します。

2点目でございますか、車の両輪というものは当局と議会が全く同じ方向を向いて歩かなければならないというわけではございません。それは車の両輪でございますので、これ、たとえでございますから、全く同じ方向を向いて歩むのが一番いいわけで、しかしながら、そうならない場合も多々あるのではないかと、そんなふうに思っております。それぞれが私は執行権、議会は議決権、それぞれ町政を運営する上において重大な権限をそれぞれが持っているわけでございますから、それぞれが本当に考えて答えを出せばよろしいわけで、もしそれに齟齬があればお互いに丁丁発止、喧々諤々と話をして答えを出せばよろしいではないかと思っております。それが基本的には、町政運営の際の車の両輪という意味ではないかと思っております。そして重ねて申し上げますけれども、今回の三星の場合というものは別に議会の議決を仰ぐものではございません。当局は当局の責任で、議会は議会の責任で、この買収事務につきまして調査をし、答えを出せばよろしいわけで、調査委員会が今現在やっているから、減額は控えろと言われてもそれは真っ当を外れていると私は思っておりますので、車の両輪の考え方とあわせて御理解賜りたいと思っております。

それから、私が町長室を1階に動かしたと、恣意的な運営ではないかというお話なんですけれども、建物の基本的な管理権、基本的には私の権限でございます。ものすごいお金がかかった、そしてまたものすごい迷惑をかけたというふうなことにはならないと、私は思っています。あそこに身を置くことによって、常に町民から選ばれた町長というものが町民の視界の中にある。それを見てもらうというのが、私は平成15年4月に選ばれて、そしてあそこに町長室を置かせた理由でございます。それを議会に報告しなければならないというようなことは、むしろ僭越至極なことではないかと思っております。あくまでも管理権は私に専属するものでございますので、それにつきましては、とんでもない損害を与えたということでなければ、私の管理権というものを尊重していただきたい。地方自治法第147条、148条、149条です。解説をとくとお読みいただきたい。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 先ほどの説明の中で上程理由の説明書のコピーということで、今後あらゆる角度で提出いただくというお約束をいただきましたので、今後しっかりと読みながら町長の発言を聞いていきたいと思っております。

2点目に、特別委員会を設置した理由は、まず町長が平成19年9月議会の一般質問の答弁で、この三星の取得目的、経緯がはっきりしない。そういう不明な点が多いので、議会として調査権を駆使してやってほしいと、そういう議会に対して投げかけがありました。この取得の目的、それからずさんな事務処理、そういう部分において、当局でできるものは当局で

やってほしいと、私もそういう意見を申し上げました。全員協議会で協議した中で、その時点では調査委員会を設置しない方向になりましたけれども、この臨時議会で特別委員会が設置されましたが、その前に検証、最終報告の行政報告会でも町長の発言の中で、議会として、町民の代表として調査権を駆使してやってほしいと、再三そのような依頼がありました。そういう依頼をしていく中において、臨時議会でやっとの思いで特別委員会が設置されたわけです。先ほど議会と行政の両輪ということでお聞きいたしましたけれども、確かに両輪といえども同じスピードで行くことではないと、私は思っております。行政が80キロで行けば、それがおかしいと思えば、議会としては50キロで待てよ待てよと、そういう形でストップをかけながら町民のための行政の運営をしていかなければいけないというふうに思っております。しかし、今回は行政は行政としての判断として、この減給条例を出したと。私はどうしてもそれは理解できません。特別委員会が今いろいろな形で、委員会としてやっていることに対して、これはあくまでも議会軽視としか私は思いません。いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私は常々議員の皆様にもお話していることを思い起こしていただきたいのですが、議会の軽視するなんてこんなことできるわけございません。議会こそ吉田町の最高意思決定機関です。その議会を構成する方々は、選挙で選ばれた町民の代表でございます。その方々を軽視するなどということは到底できるはずがございません。まさに、それこそ町民を侮辱することだと、私は思っております。確かに当局は検証委員会を立ち上げ、我々が使い得る資料でもって答えを出しました。それに基づいて責任をとるのは私は当然でございます。議会でもお話ししたことでございますけれども、そのタイミングは自分で判断をいたします。議会の皆様にああだこうだと言われる筋合いはございません。議会の皆様も皆様で結論をお出しになることを、町民の皆様は一日千秋の思いで待っております。私が議会の皆様に何度お願いしましたか。よく考えていただきたい。ようやくの思いで検証委員会の最終報告が出て、本当に重い腰を持ち上げたというのが現状ではないでしょうか。もっともっと早い段階で、委員会を立ち上げてやってくだされば我々も本当にありがたいと、町民からすればそう思うのが、私は至極当然であると思っております。

調査委員会の結論が出る前に減額というようなことでございますけれども、それは何度も申し上げていることでございます。当局は当局で、議会は議会で、それぞれ執行権と議決権を持っているわけがございますから、それぞれの権限と責任の範囲内で、自分たちが三星の事案について調査し、議会は百条委員会という伝家の宝刀を持っているわけですから、さびついていない限りは一度抜いてみてください。どれだけの切れ味がするか見ものでございます。ぜひそれでやっていただいて、町民の皆様にとことん説明できる調査報告というものを、ぜひとも出していただくようお願い申し上げます、私のお答えといたします。

○議長（吉永満榮君） いいですか。

〔「納得しませんが、以上で終わります」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

上程されたこの議案の趣旨の中で特別職の常勤のものの給料等ということで、町長と副町長が7月1カ月分で、それぞれ町長が1割、副町長が0.5割、5%ということで減額となり

ましたが、私はこれがふさわしいかどうか、金額的にどうかというのがちょっとわからないものですから、どういう根拠があってこのような割合が出たかということをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員、私は先ほどお話し申し上げたんです。もう一度同じ答えをくどくどと言わせないでいただきたい。10%、それから5%というものは、象徴的な意味でそのようにしたと申し上げた。それで、御納得いただきたい。

○議長（吉永満榮君） そのほかありますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） ないようでしたら、以上で質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありませんか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿、本条例に対し反対討論を行うものであります。

この条例は町長及び副町長の給与の減額に関する条例ではございますが、この案件の内容説明に載っております文言は、ただいま事務検査中であります中山三星建材株式会社跡地町有地特別委員会の調査に該当する事項でございますので、本定例会で賛否をとることはできません。再度御提出を願い、本定例会では反対をいたします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） るる町長の提案説明を伺いました。町長はこの三星の問題に関して自分の責任において、検証委員会を正式に公示し立ち上げ精力的に報告書を出されました。その結論を受けての町長の社会的地位にあるものとしてのしかるべき責任というふうに理解をしたいと思います。

なお、これまでの議論でありましたとおり、我々はおくればせながら調査特別委員会を設置をしました。議会としての調査活動は、今回の町長の減給条例処分とは違った位置づけで粛々と進めていきたいというふうに考えております。

したがって、執行部の責任をとるということにおいて、町長がこの報告書の結論に対して減給をすることに対して理解をしたいと思います。賛成をいたします。

○議長（吉永満榮君） そのほか、反対討論ございますか。

9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 私は第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定について反対の立場から討論をします。

本議案に関係することにつきましては、本日の定例会に監査請求に基づく報告書が提出されたところであります。質疑の中にもありましたけれども、一方では関連する特別委員会を開催しております。質疑が継続中であります。そのようなことから提案説明の中で、行政事務の手續として不手際があったことは認めることでありますけれども、さらにチェック体制強化が必要と考えています。今回、首長の判断については疑問が残りますし、本議会の議案として提出は現状では時期尚早であると考えています。また、平成14年6月の臨時会におい

て、議決をされた土地の取得に関しましては、町長は一貫してかたくなに固執した土地の取得を批判する内容を説明してきております。どうして本日の議案提出になったのか理解ができないところであります。行政の継続性を認識されている中で、直近の約6年間についてどのようなことに責任があるのか説明がなされておられません。過去の本案件における検討委員会の報告もされていることから、土地の利活用については、町政の発展に向かって財政の面からも執行権を持つ町当局が真剣に取り組み、最大限の努力で早期に解決を町民は求めています。減給の処分ですべてが済まされるというものではないと思います。

以上をもって、第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定について反対討論とします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論はありませんか。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 賛成討論はいませんよね。私、反対の立場で討論します。

今日の町長の減給条例の提案ということで、私はこの減給条例に対して反対します。ただ、ここの理由説明の中で、当時の三星の経過が述べられておりました。検証結果も当局が出しました。今、調査特別委員会でも調査を始めました。そういう中で、私も特別委員会の委員であります。私個人の意見として、この検証結果はおおむね理解できると。要するに行政財産として買う必要はなかったという当局の結論が出ておりますけれども、私もそこはわかりますというか、正しいと思います。そういう中で、今日、こういう形で減給の議案が出されましたけれども、私は先ほど町長、当局は当局の結論なんだと、議会は議会を出してほしいということですので、それはそれでいいと思います。ただ、先ほどから言っているように特別委員会は今調査始まったところなんです。なのに、先にもう私たちの結論は変わらないよと、間違いはないよということで、今日の議会にこういう議案を出してくるとするのは認めるわけには、私はいきません。

よって、私はこの議案に対しては反対します。

以上です。

○議長（吉永満榮君） これについて賛成討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 以上で討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉永満榮君） 起立少数でございます。

したがって、本案は否決されました。

◎吉田町農業委員会委員の推薦について

○議長（吉永満榮君） 日程第6、吉田町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一氏、吉田町神戸1838番地の3、大石洋子氏、吉田町川尻3046番地の16、増田 茂氏を推薦し

たいと思います。

これから質疑を行います。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

この3氏の方が議会として推薦されたわけですが、たしか全員協議会の中で議長が我々に報告した中で、私の聞き間違いかもしれませんが、自治会が推薦したというようなことを聞いたかなと思っていますので、その辺で確認したいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（吉永満栄君） 最終報告のところになります。その辺を朗読させていただきます。

6月9日、見識を有する人への選考方法も有識者から聞いたので、この時点から学識経験者を有する方へ向けての適任者を地域性も考慮して、川尻地域から選出適任者に趣旨説明をすると同時に識見者は部農会選出と違い、地元の有識者に趣旨説明をして農業委員に適任者であると賛同をいたしました。自治会長からも同じく適任者との言葉をいただきましたので、この一連の流れを候補者に説明して議会推薦の要員をお願いしたところ、御理解の上、受理していただきましたので翌11日、承諾書へサインをいただきましたということで、同意ということでございます。推薦ではございません。よろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満栄君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

吉田町農業委員会の委員の推薦については、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一氏、吉田町神戸1838番地の3、大石洋子氏、吉田町川尻3046番地の16、増田 茂氏を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認め、したがって吉田町農業委員会の委員の推薦については、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一氏、吉田町神戸1838番地の3、大石洋子氏、吉田町川尻3046番地の16、増田 茂氏を推薦することに決定をいたしました。

◎吉田町議会行政視察について

○議長（吉永満栄君） 日程第7、吉田町議会行政視察についてを議題とします。

吉田町議会行政視察については、お手元に配付のとおり、平成20年7月9日から11日の3

日間、北海道美瑛町及び中富良野町、夕張市、栗山町、苫小牧市の視察を行いたいと思います。

これについて質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

吉田町議会行政視察については、平成20年7月9日から11日の3日間、北海道美瑛町及び中富良野町、夕張市、栗山町、苫小牧市の視察を行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、吉田町議会行政視察については、平成20年7月9日から11日の3日間、北海道美瑛町及び中富良野町、夕張市、栗山町、苫小牧市の視察を行うことに決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（吉永満榮君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第115条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日が確定している行事について派遣したいと思います。

これについて質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（吉永満榮君） 日程第9、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、3委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成20年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今月6日から本日までの会期中、慎重なる御審議を賜り、上程いたしました議案のうち1件を除きお認めいただきまことにありがとうございます。

今議会は、議員発議により、5月15日に設置されました中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会の調査が実施されている中で、開催されたわけでございます。

また、地方自治法第98条第2項の規定に基づいて、監査請求を行った中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証結果報告に関する事項についての事務監査をいただきました。そして本日、その報告も行われたわけでございます。

吉田町議会としては、過去に例のない事務を手がけながら定例会ということで、議員各位が極めて多忙な日々を過ごされている様子を拝察し、心より敬意を表した次第でございます。ただいま、中山三星建材（株）工場跡町有地特別委員会が手がけておられます調査は、当町にとりまして大変重大な意味を持つものでございます。調査結果の内容いかんによりまして、吉田町が今後真に自律できる基礎自治体となり得るか、逆に野方図な経営を可能にする極めて危険な基礎自治体となるかが決まる大きな岐路に立っております。

私は町民の皆様が、今後どちらの吉田町の姿をみずからの町として望まれるのかを議員各位がしっかりと見据えて、決して誤りのない対応を行っていただきたいと切望をしております。仮に、当時に行われました中山三星建材（株）工場跡地買収事務が妥当な事務であり、何ら問題はないというような結論になった場合には、今後における吉田町の行政運営にとんでもない影響を及ぼすことになります。

大きな影響の一つには、議会における当局の議案説明については信憑性が問題となることはなく、議会終了後においても追及されることがない。つまり、当局は議案上程において実

態的な内容はともかく、上程する議案の体裁が整っておれば問題はなく、どのような説明を行っても結果として可決されれば、審議過程の説明内容について遡及して責めを問われることはないということを、公に認めることとなります。

大きな影響の二つには、吉田町における行政財産の仕分けの中に明確な行政目的がないばかりか、売却の可能性がある土地や物件まで含めることとなり、地方自治法第238条第4項に規定にされている行政財産の考え方と異なる解釈を公然と認めることとなります。

大きな影響の三つ目には、行政財産の取得手続について今回の事例が適正な手続として認められることとなります。つまり、行政財産を取得する場合、具体的な計画に基づく必要はなく、目的が定まっていない土地と物件を取得するためには仮の目的を掲げて起債申請を行うことも是認し、瑕疵のある議案を上程しても問題とならず、取得する土地や物件を十分に調査する必要もなく、結果として処理基準すら定まっていない有害物質を取得するようなことがあっても、何ら問題がないことを公に認めることとなります。

中山三星建材（株）工場跡地買収事務では、そのほかにもさまざまな問題を含んでいるわけですが、この3点だけを取り上げても、とんでもない事態を招くこととなります。と言いますのは、この事例が妥当であるとなれば、これを判例として吉田町の事務処理が変更される恐れが出てまいります。この判例に基づきまして、事務手続を組みかえることができるような余地を残しますと、議会での当局の議案説明についてはその発言に責任を負う必要はないので、その場しのぎの説明でも許されるというようなマニュアルが作成されかねないこととなります。

また、売却対象まで行政財産であるとしたならば、公有財産の管理において大きな問題が生じることとなります。地方自治法第238条の4の規定では、「行政財産は売り払いすることができず、これに反して行った場合にはこれを無効とする」という内容が規定されており、売却対象の土地まで行政財産とした場合には、事務上、無理が生じてまいります。そして、財産取得に関する手続につきましても、取得対象の土地や物件を取得できれば、取得過程の妥当性は問題にしないというような不適当なルールでも許容されることとなります。

当時の中山三星建材（株）工場跡地買収事務が妥当であると結論づけられるということは、行政当局の実務上適当と呼ぶにはほど遠い事務手続が標準化される余地を残すものであります。そして、この判例をもとに事務手続が構築されるようなことがあれば、国・県はもとより他のすべての自治体から嘲笑されることを覚悟しなければなりません。また、判断基準が根底から覆されることになり、適当と思われる事項の幅が増大し、決裁者は判断を行うことが極めて難しくなり、行政事務は混迷をきわめることになるでしょう。日々、行政運営に携わっている者にとりましては、それほど悲観すべき深刻な事態を覚悟しなければなりません。この事例をもとに吉田町の行政事務を構築することは、決して町民の皆様のためにはなりません。

議員各位は当時に行われた中山三星建材（株）工場跡地買収事務が与える影響を、町の経営という観点から、高度な、そして多角的な視点に立ちまして、よくよく吟味して結論を出していただきたいと存じます。そして、この土地や建物を取得するとした決断が、選挙で選ばれた当時の町長や議員として町民の皆様方の負託に沿うものであったのか、むしろ損害を与えてきたのかにつきまして究明し、全町民にお知らせいただきたいと存じております。

平成20年第2回吉田町議会定例会の閉会に当たりまして、今定例会での御審議に感謝申し

上げますとともに、吉田町の町政に誤ったルールを引くような事態を招かないように、議員各位に御奮闘いただきますことを期待して、ごあいさつを終わります。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

ここで私のごあいさつを申し上げます。平成20年第2回吉田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月6日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

本日、監査委員さんから御報告をいただいたように議会本来の機能であります審議、あるいは政策決定ということに限らず、議会の持つもう一つ大きな柱であります監視、あるいは調査機能、いわゆるチェック機能も重要なものとなっております。町民の意思を町政に的確に反映させるためにも今後も議会改革・活性化に取り組み、町民の皆さんに開かれた議会に努めていかなければならないと思っています。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多用なことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） これをもって、平成20年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 1時39分